

令和 2 年

第 6 回 三川町議会定例会会議録

令和 2 年 12 月 8 日 開 会

令和 2 年 12 月 11 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月 8 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 山形県町村議会議員研修会の報告	4
・ 荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	4
・ 三川町議会議員視察研修の報告	5
・ 常任委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	6
・ 議会運営委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	17
議第 6 2 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 9 号)	19
発議第 1 号 議第 6 2 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 9 号) に対する附 帯決議について	42
議第 6 3 号 令和 2 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	19
議第 6 4 号 令和 2 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	19
議第 6 5 号 令和 2 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	19
議第 6 6 号 令和 2 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	19
議第 6 7 号 令和 2 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	19

第 2 日 12月 9 日 (水) 休 会

第 3 日 12月 10 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	48
-------------	----

第 4 日

12月11日(金)

会議録第3号

一般質問	1 名	109
議第68号	三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	121
議第69号	三川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定について	122
議第70号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	126

令和2年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年12月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月8日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 山形県町村議会議員研修会の報告・ 荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告・ 三川町議会議員視察研修の報告・ 常任委員会報告閉会中の所管事務調査報告・ 議会運営委員会報告閉会中の所管事務調査報告 |
| 日程第 4 | 議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第9号) |
| 追加日程第1 | 発議第1号 議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議について |
| 日程第 5 | 議第63号 令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 6 | 議第64号 令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 議第65号 令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議第66号 令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議第67号 令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから令和2年第6回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 佐藤栄市議員、
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果につ
いて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る12月3日に議会運営委員会を開催
しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和2年度各会計補正予算6件、条例設定及び条例改正
3件、以上9件があり、この他に諸般報告7件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、阿部町長並びに黒田総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本
定例会の会期を本日8日から11日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告7件を行った後、令和2年度の各会計補正予算6件が一括
上程となり、質疑、討論、採決を行います。これで散会となります。

第2日目の9日は、本会議は休会となります。

第3日目の10日は、午前9時30分から本会議を開き、今議会では一般質問は6名の議
員から通告があり、この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は
散会となります。

第4日目の最終日11日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問を1名の
議員が行い、次に条例設定及び条例改正の3件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分か
りやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が、会期内に終了できますよう、特段のご協力
をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、
本日から12月11日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から1
2月11日までの4日間に決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに議員派遣の報告であります。「山形県町村議会議員研修会」、「荘内地方町村議会議

長会議員後期研修会」、「三川町議会議員視察研修」について、派遣議員からその報告を求めます。9番 梅津 博議員。

- 9 番（梅津 博議員） それでは、私から報告申し上げます。
最初に、

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和2年10月20日（火）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 高畠町「高畠町文化ホール まほら」

5. 研修内容 「災害対策における地方議会・議員の役割」
講師 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授
鍵 屋 一 氏

「今後の政局の行方」
講師 政治評論家
加 藤 清 隆 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和2年12月8日

三川町議会
副議長 梅津 博 ㊟

次に、

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和2年11月6日（金）

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 庄内町役場

5. 研修内容 「近年の自然災害と避難行動について」

講師 山形県庄内総合支庁 総務企画部長 高橋博美氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和2年12月8日

三川町議会

副議長 梅津 博 ㊟

最後に、

三川町議会議員視察研修の報告

1. 目 的

本町議会議員は、地域社会に求められる福祉共助の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに、議会活動の活性化と円滑な運営に資するため視察研修を実施した。

2. 研修日程 令和2年11月9日（月）

3. 参加者 三川町議会議員全員
4. 研修地 山形県天童市
5. 研修内容 NPO 法人ふれあい天童
・地域社会における「市民同士の助け合い活動」の実践について

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和2年12月8日

三川町議会

副議長 梅津 博 ⑩

以上、3件の研修について報告いたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、閉会中の所管事務調査報告として、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

令和2年12月8日

三川町議会

議長 小林 茂 吉 殿

三川町議会総務文教常任委員会

委員長 志 田 徳 久

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査
2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要である。このため、これまでの提言事項について検証し、町政運営のチェック機能や提案機能を積極的に行うことで、常任委員会活動の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

議会提言事項の検証について

4. 調査経過

令和2年	4月	2日(木)	スケジュール、所管課等研修、視察研修について
	5月	1日(金)	提言事項の検証、所管課等研修について
	5月	20日(水)	所管課等研修
	6月	3日(水)	提言事項の検証、所管課等研修について
	6月	26日(金)	所管課等研修
	7月	1日(水)	提言事項の検証、所管課等研修について
	8月	3日(月)	提言事項の検証について
	9月	1日(火)	提言事項の検証、視察研修について
	10月	5日(月)	提言事項の検証、視察研修について
	11月	4日(水)	提言事項の検証、今後の日程について
	11月	9日(月)	視察研修(NPO法人 ふれあい天童)
	12月	1日(火)	提言事項の検証、まとめについて

5. 調査結果

(1) 桜木地区開発について

ア 提言事項

開発にあたっては、降雨の影響を最大限に考えて下流域全体の排水計画も同時に検討するべきである。

排水対策として計画されている防災調整池は、降雨時以外は地元の憩いの場としての利用を含め有効利用を検討するべきである。

周辺地域とのコミュニティ創りには、開発主体が土地開発公社・民間に関係なく町が積極的に関わっていくべきである。

イ 成果と課題

分譲が計画されていた令和2年において、拠点となる三川町子育て交流施設「テオトル」が竣工、開館したものの、周辺住宅開発は滞ったままにある。地元、地権者をはじめとする町民には計画変更の経緯が説明されておらず、不信感を与えている。

課題とされた雨水排水計画は、令和元年度に押切地区内排水調査を終えており、

又、下流域では排水施設の整備など治水対策が進められている。

ウ 今後の取り組みについて

当地域については、「テオトル」の開館や認定こども園の建設など町民の関心も高まっている。さらなる地域開発を有効に発展させるよう、計画の進捗状況等は地権者をはじめとする町民へ随時周知を図るべきである。

また、調査結果を基に、効率的な排水計画を関係機関と協議し早急に整備するとともに、工区を細分化するなど排水計画に基づいた宅地開発を進めるべきである。

(2) いろり火の里エリアの将来設計について

ア 提言事項

施設の維持管理は、早めの対応が維持費の削減やお客様へのサービスに繋がるという視点から、個々の経年に応じた機材交換等を計画実施すべきである。

また、送湯管の劣化は必ず進むものと認識し、代替管を設置する等、先を見据えた対応をすべきである。施設に関しても、より精度の高い現状調査を早急に行い、今後想定される維持費を分析・精査し、町の財政計画に反映させるべきである。

さらに、リニューアル事業については、利用者の導線や行動パターンを考慮し、案内板などを設置してエリア内の各施設の関連性を高めることで、相乗効果が現れるように取り組むべきである。

イ 成果と課題

送湯管は、現地調査を行い、施策を講じているため当分の間改修工事等行う必要はないと理解される。

案内板などを設置し各施設の関連性が理解され評価される。

「大規模改修計画」が予算を含め計画の範囲内で収まらないように感じられるため、精度の高い現状調査を行い整備計画にすべきである。

ウ 今後の取り組みについて

「新型コロナウイルス感染症」・「新しい生活様式」による影響で、交流拠点としての役割が厳しい状況が今後も続く予想されるため、利用者等に新たなサービスを模索すべきである。

(3) 交通弱者支援対策について

ア 提言事項

運転免許自主返納の促進にも資する交通弱者支援を推進すべく、課題解決に向けたワーキンググループを設置し、有償ボランティア団体やNPO法人の立ち上げ支援、組織が活動する環境整備など、地域が主体的に関わる新たな交通弱者支援対策の検討に取り組むべきである。

イ 成果と課題

介護保険事業の中での移送サービスとして取り組もうと意見交換会や研修等を

行っている。

買い物難民対策を行っていることは、評価できる。

公共交通機関が少ない本町では、高齢者が安心して運転免許を自主返納しにくい状況である。

現在のデマンドタクシーは、本町以外への移動には制約がある。

ウ 今後の取り組みについて

介護保険事業の中でさらなる事業の展開を行い、本町のみならず庄内全体の課題であるため、今後は地域公共交通会議や定住自立圏構想で新たな発想の展開をすべきである。

(4) 災害時における避難所の開設及び運営について

ア 提言事項

地域住民が主体となった防災訓練の実施を通じて抽出された課題をもとに、それぞれの地域特性に応じたより詳細な避難所運営プラン、マニュアルを作成し、災害に強い町づくりに取り組むべきである。

イ 成果と課題

自主防災組織による指定避難所への避難訓練の実施計画など「自助」「共助」意識の高まりがうかがえるが、実施組織は限られる。

三川町地域防災計画が平成31年に改正されたが、避難所の運営プラン、マニュアルの作成など詳細な計画立案には至っておらず、課題が残される。

ウ 今後の取り組みについて

自主防災組織での避難訓練の実施を促し、町民の「自助」「共助」意識のさらなる高揚を図るべきである。

災害発生時に速やかに避難所の開設運営ができるよう、地域防災計画や避難所運用マニュアルの構築・検証・見直しを随時行い、避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組むとともに、町民への周知に努めるべきである。

(5) 中学校部活動指導員体制の強化について

ア 提言事項

部活動においては、専門的な知識・技能を有する人材を登用することにより適切な指導が行われ、事故・けがの防止など質的な向上が見込まれる。

教員の負担を軽減し、生徒が豊かな教育を受けられるようにするために、部活動指導員を町単独で増員すべきである。

イ 成果と課題

山形県より1名だが部活動指導員が配置されたことにより、指導の仕方について外部コーチ向けに講習を行なったことは評価できる。

住民の協力で運動部では、外部コーチを含め16名のクラブ指導員で部活動を行っている。

運動部の活動では、競技の専門知識を持たない教員が顧問を務めるケースがあ

り、長時間労働や心理的負担の原因となっている。

ウ 今後の取り組みについて

部活動顧問の教員の負担を減らすためにも、外部コーチにできる範囲で協力してもらい、身分の保障もすべきである。

専門的な知識・技能を有する人材を登用することにより適切な指導が行われ、事故・けがの防止などの質的な向上が見込まれるため、山形県に対して「部活動指導員」の増員を要望すべきである。

以上です。

○議長（小林茂吉議員） 次に、産業建設厚生常任委員会委員長の報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

令和2年12月8日

三川町議会

議長 小林 茂 吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 芳 賀 修 一

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会議事規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要である。このため、これまでの提言事項について検証し、町政運営のチェック機能や提案機能を積極的に行うことで、常任委員会活動の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

議会提言事項の検証について

4. 調査経過

令和2年	4月	2日(木)	スケジュール、所管課等研修について、 検証の進め方、まとめ方について
	5月	1日(金)	提言事項の検証方法、所管課等研修、 視察研修について
	5月	21日(木)	所管課等研修
	6月	3日(水)	提言事項の検証について
	6月	25日(木)	所管課等研修
	7月	1日(水)	提言事項の検証について
	8月	3日(月)	提言事項の検証について
	9月	1日(火)	提言事項の検証について
	10月	5日(月)	提言事項の検証について
	11月	4日(水)	提言事項の検証、視察研修について
	11月	9日(月)	視察研修(NPO法人 ふれあい天童)
	12月	1日(火)	提言事項の検証

5. 調査結果

(1) 農産物の有利販売の支援策について

ア 提言事項

農地、農村の持つ多面的機能を維持し、地域の持続的発展を図るためにも農業の活性化は重要である。

生産者の努力の結晶である農産物の有利販売や所得向上を図るため、産直や地域間交流、消費者ニーズの把握など、生産から流通販売に至るまでの体制づくりを、行政が農業者、農業団体と一体となって推進すべきである。

イ 成果と課題

新たに町独自の販路拡大支援を含んだ「農産所得拡大支援事業」制度が創設された。

また「ふるさと納税」返礼品で販売を伸ばしている生産者や団体があり、新たな販売方法として注目される。

米の過剰基調により価格情勢が不安視され、米を含めた農産物の有利販売方策の検討が必要となっているが、関係者間の話し合う機会が持たれていない。

ウ 今後の取り組みについて

今後の農産物の有利販売の戦略を練るため、行政及び農業関係団体やふるさと応援寄附金返礼品出品者での協議により、独自の農産物販売戦略構築が必要となっている。

新たに創設された販路拡大支援制度の効果的運用が望まれる。

(2) 介護予防としての健康増進策について

ア 提言事項

世代間交流など介護予防に有効とされる新たな活動の支援を行い、気軽に楽しく参加できる施設や体制づくりを検討すべきである。

また、高齢者が社会的役割をもつことが生きがいづくりにつながることから、技能や経験を生かせるようなボランティア活動や地域活動に積極的な参加を促す施策の整備を図るべきである。

イ 成果と課題

ミニサロンやいきいき百歳体操などの高齢者のコミュニケーションや体力維持、閉じこもり予防に資する通いの場が徐々に広がりつつある。

しかし、介護予防事業への男性の参加が少なく、男性向け事業の開発や多様な通いの場の設置、地域における見守り体制の構築（認知症サポーター活動）などが課題である。

ウ 今後の取り組みについて

生活支援サービス（見守り配食サービス）や各町内会での「にこにこ出前カフェ」など、新たな取り組みに期待するが、男性参加率を上げるためのニーズ調査や町民を巻き込んだ見守り体制の整備をすべきである。

(3) 三川町農業の担い手対策について

ア 提言事項

三川町農業の将来を担う、親元就農者をはじめとした若手を少しでも多く確保するためには、農業で生活できる基盤づくりが重要であり、国の政策を利用しやすくする相談機能や、町独自の自立支援策が必要である。

また、今後地域内における就農者が不足することも考えられ、町外からの就農希望者受け入れ準備のために、農協や行政、関係団体による体制整備を検討すべきである。

担い手の現状は、高齢者が実際に担っており、その構造は急激には変えられず、新しい担い手に円滑に継承するには、勤労退職者も含め関連団体で、高齢者農業をサポートする仕組みづくりを検討すべきである。

イ 成果と課題

三川町の農業後継者は農業次世代人材投資資金を利用した新規就農者が生まれてきているが、親元就農で経営内容によっては国の支援が受けられない場合や年齢制限により該当しない現状もある。

また、都会からのIターン、Jターン就農者の受け入れ態勢や情報発信は不十分であり、担い手の主体となっている高齢者農業への対応方策はできていない。

ウ 今後の取り組みについて

経営内容や年齢により国の制度に該当しない就農希望者に対して、町独自の支

援方策を検討すべきである。

また、IターンJターン就農希望者の受け入れ態勢整備や高齢者農業への支援方策を行政課題として検討すべきである。

(4) かわまちづくり整備事業について

ア 提言事項

かわまちづくり整備事業については、赤川の持つ河川資源を有効に活用し、安全で親しみのもてる公園の整備が期待される。

整備の年次計画を明確にし、幅広い世代が集える、賑わいと憩いのある誰もが行きたくなるような施設となるよう運営方針の策定を早急に行うべきである。

また、当整備事業は公園整備にとどまらず、イベントの開催等による人材育成や特色ある地域づくりを促し、交流人口及び定住人口の増加も見込めることから、町民、企業、行政が連携し、地域全体で運営する体制づくりを目指すべきである。

イ 成果と課題

平成26年度より整備が進められているが、国の交付金が毎年減額されており執行率は24.3%となっている。その中で、既に完成した施設の供用に関するルール作りが未整備であり、町民が活用し交流の場となっているとは言えない状況である。

ウ 今後の取り組みについて

かわまちづくり整備事業が全て完了する前に、既成施設の順次供用開始に向けた利用規則を早急に定めるとともに、その管理運営に対し、町民、企業、行政が連携した運営体制を構築すべきである。

(5) 三川型介護予防事業の構築について

ア 提言事項

各地域において介護予防事業を展開できる組織づくりや人材の育成、また、公民館等を中心とし、空き家の介護事業での活用等、拠点づくりの支援をすべきである。

各種団体との連携を再構築し、より地域ぐるみの事業参加を促進するため、外出支援などの支え合い、助け合いが行える有償ボランティアの体制整備を同時に検討し、新たな三川型介護予防事業の構築をすべきである。

イ 成果と課題

モデル町内会を指定し生活支援体制整備を進めるなど、各地域における介護予防事業の展開に向け積極的な姿勢がうかがえる。

一方で、外出支援などの支え合い、助け合いが行える有償ボランティアの検討や、地域の実情に合った生活支援の有効化が課題である。

ウ 今後の取り組みについて

介護予防事業をより利用しやすくするために、今後は空き家の活用も視野にいられた拠点づくりの検討をすべきである。

高齢者の外出支援、買い物支援問題は喫緊の課題であることから、移送サービスに関し、有償ボランティアの体制整備を含め検討し、実行すべきである。

(6) 三川町農業の生産構造の転換について

ア 提言事項

三川町農業の今後の新たな展開は、効率的稲作経営や、特色のある有機栽培の維持拡大とともに、米以外の有利な生産品目の絞込みと、重点的な振興方策が必要である。そのために、生産者や関係者、関係機関、町当局が一緒に協議し、新たな農業戦略を作り上げる事と行政の効果的な支援方策を検討すべきである。

また、地域を支えてきた、家族農業の重要性は高いが、将来的には高齢化により手間のかかる栽培が困難になるとわれ、組織や法人経営においても可能な野菜果樹、施設園芸の新たな技術の取得と効率的施設や機械の導入が必要となり、先進地研修や技術指導に対する支援方策を検討すべきである。

イ 成果と課題

新たに三川町新農業構造改革推進プランが創設され、米以外の作物振興を図る積極的支援策が講じられた。

しかし、町全体としては米以外の作物でより重点として振興する作物の絞り込みが不十分で、より具体的な振興方策ができていない。

ウ 今後の取り組みについて

三川町農業が持続的に発展するためには、消費の減少が続く米と並ぶ新たな生産作物の選定が急務であり、生産者や関係機関、町が継続的に協議する仕組みが必要である。

今後、新たに創設された新農業構造改革推進政策の効果的実施が望まれる。

以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、広報常任委員会委員長の報告を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

令和2年12月8日

三川町議会

議長 小林 茂 吉 殿

三川町議会広報常任委員会
委員長 町 野 昌 弘

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが、豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会の実現と町民参画を進める上で広聴・広報活動は重要である。このため、町民の議会活動に参加する機会の確保と広報紙を通じた情報提供を積極的に行い調査・検証することで、常任委員会の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

- (1) 広聴・広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

4. 調査経過

- (1) 広聴・広報活動の充実について

ア 議員と語る会

令和元年 6月11日(火)・12日(水)・13日(木) 3地区開催

イ 各種団体との懇談会

令和元年 9月20日(金) 商工会役員との懇談会

令和元年11月 5日(火) 町内会長との懇談会

令和元年11月15日(金) 農政懇談会

令和2年 9月18日(金) 商工会役員との懇談会

令和2年11月 4日(水) 町内会長との懇談会

令和2年11月24日(火) 農政懇談会

ウ 小学生・中学生との懇談会

令和元年10月 9日(水) 中学生との議場懇談会

令和元年12月20日(金) 小学生との議場懇談会

令和2年10月 7日(水) 中学生との議場懇談会

- (2) わかりやすい広報紙作りについて

ア 広報研修会参加

令和元年 5月31日(金) 於山形市

令和2年11月 5日(木) 於山形市

イ 広報活動先進地視察研修

令和元年6月27日(木)～28日(金) 福島県矢吹町議会、棚倉町議会

5. 調査結果

(1) 広聴・広報活動の充実について

ア 議員と語る会

<結果と所見>

(ア) 3地区の町内会に議員が分かれて開催し、それぞれの町内会の会長を中心に町民へ呼び掛けしていただき、多くの方に参加していただくことができた。しかし、一部の会場では設定されたテーマに関心を持てなかったためか参加者数が少ないところもあった。

(イ) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の見地から開催を見送った。

今後も感染症が収束しない場合は、リモート会議等の開催方法を検討すべきと判断した。

イ 各種団体との懇談会

<結果と所見>

(ア) 各種団体の現状や課題に合わせたテーマで開催できたので、より充実した意見交換ができた。

(イ) 講師の説明が具体的で分かりやすく、質疑応答も盛り上がったが、その後の懇談会で活発な意見交換がなされなかったため、進め方の検討をすべきと判断した。

ウ 小学生・中学生との懇談会

<結果と所見>

(ア) 小学生との懇談会では、児童同士の意見交換に続き、町や議員に対する子どもらしい素直な意見を聞くことができた。

中学生との懇談会では、町に対する鋭い意見が多く出され、今後のまちづくりについて幅広く意見を交換することができた。

(イ) 懇談の時間が短く、深く話ができない事もあったため、学校行事との調整をしながら、今後は時間や質問数も含めた進め方について検討すべきと判断した。

(2) わかりやすい広報紙作りについて

ア 広報研修会参加

イ 広報活動先進地視察研修

<結果と所見>

(ア) 研修会や先進地視察研修を通じて、「わかりやすく」、「読んでもらえる」

広報紙作りを目指し編集技術の向上に努めた。

(イ) 令和元年度山形県町村議会広報コンクールにおいて、第 146 号が入選し一定の評価をいただいた。

(ウ) 第 150 号の記念号特集では、議会広報は議会と町民を結ぶ大切な物であり、紙ベースで全町民の手元に届くという面でも大変意義があり、今後も発行を続けて欲しいと読者としての貴重な意見をいただいた。

以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議会運営委員会報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員）

令和2年12月8日

三川町議会

議長 小林茂吉 殿

三川町議会運営委員会

委員長 佐藤栄市

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

開かれた議会運営に資するため、議会活性化の調査・検証を積極的に行い、委員会活動の充実を図る。

3. 調査事項

(1) 開かれた円滑な議会運営について

4. 調査経過

(1) 議会定例会の反省検討

ア	期 日	平成31年3月22日(金)
	場 所	三川町役場
イ	期 日	令和元年6月7日(金)
	場 所	三川町役場
ウ	期 日	令和元年9月9日(月)
	場 所	三川町役場
エ	期 日	令和元年12月6日(金)
	場 所	三川町役場
オ	期 日	令和2年3月17日(火)
	場 所	三川町役場
カ	期 日	令和2年6月12日(金)
	場 所	三川町役場
キ	期 日	令和2年9月10日(木)
	場 所	三川町役場

(2) 視察研修

ア	期 日	令和元年6月27日(木)
	場 所	福島県矢吹町議会
	研修内容	議会活性化への取り組みについて、議会運営について

5. 調査結果

当委員会は、定例会終了後に反省会を行って議事日程や本会議での質疑内容等を検証するとともに、視察研修での先進地を参考にしながら、円滑な議会運営のための改善等について協議を重ねてきた。

一般質問において、特に類似する質問事項については、町民に分かりやすいように、論点が明確になるように質問内容をより具体化するように努め、議論が深まるようにしている。また、質疑においても、決められた時間に、質問を簡潔かつ要領良く行い、多角的な視点で疑問や課題を質すことを議員全員が認識し、会議に臨むことを議員個々が努めることとしている。

さらに、令和2年度に入ってから新型コロナウイルス感染症対策について協議し、実施をしている。

以上であります。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。日程第4から日程第9まで、以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第9まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」、日程第5、議第63号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第6、議第64号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第7、議第65号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第8、議第66号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第9、議第67号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」、議第63号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議第64号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第65号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議第66号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、及び議第67号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,369万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を75億8,286万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。職員の給料、手当、及び共済費にかかる人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げます。2款総務費については、一般管理費、財産管理費、企画費、山形県知事選挙費、及び三川町議会議員選挙費等の追加補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費、老人福祉費、障害者福祉費、福祉医療費、後期高齢者医療事業費、児童福祉総務費、児童措置費、及び保育園費等の追加補正をいたすものであります。4款衛生費については、予防費、保健活動費、及び塵埃処理費の追加補正、6款農林水産業費については、農地費、及び農政対策費等の追加補正、7款商工費については、商工振興費の追加補正、8款土木費については、橋梁維持費における節の組み替え、下水道費の減額補正、及び住宅管理費の追加補正をいたすものであります。9款消防費については、常備消防費の減額補正、及び防災費の追加補正であり、10款教育費については、スクールバス運営費、小学校費、及び中学校費における学校管理費、中学校費における教育振興費、幼稚園費、及び学校給食費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を10億3,130万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第63号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を7億1,181万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費における一般管理費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第64号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を9,009万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第65号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ429万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億9,172万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款介護給付費及び4款地域支援事業費については、介護サービス等諸費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業にかかる財源更正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第66号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億7,019万3,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、一般管理費の減額補正、及び施設管理費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、4款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第67号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万8,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を3億7,185万4,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、一般管理費の減額補正、2款事業費について、事業費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を1億430万円に追加補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 数点質問させていただきます。

4ページにありますごみ焼却施設の整備事業債、また並びにその建設に関わる負担金の支払いということでもあります。テオトル建設の起債に続く大型の町債となるものと思います。この度のごみ焼却施設の建設については数年前から計画があったものと思いますけれども、この負担金は想定されていたものかと思えます。それに伴って財政的にこれまでどのように備えてきたのか、お伺いしたいと思います。

次に、12ページであります。子育て支援事業の出産祝金、この増額の要因について説明をお願いします。

次に、13ページの中段にあります予防費、インフルエンザ予防接種費用助成金でありますけれども、対象とされる方、また人数、また接種希望者に対する助成ということでありましたけれども、接種率はどのくらいを見込んでおられるのかお聞きしたいと思います。

最後に、14ページの農地費、基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事請負費ということで1,700万円ほど計上してありますが、この事業内容について説明をお願いします。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず1点目のごみ焼却施設整備事業等の大型事業に対する財政的な備えといったご質問でございましたけれども、本町におきましてはこういった大規模事業に対応するために財政調整基金をはじめとした基金の造成に取り組んできたところでございます。令和元年度末におきましては、財政調整基金等を含めまして約15億円の基金残高、特定目的基金を含めた部分でございます。こういったことで将来のそういった大規模事業に対応してきたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 2点ご質問ございました。

まず1点目の出産祝金についての増の理由ということでしたが、こちらにつきましては当初予算の段階で1,600万円ほどの出産祝金の方を見込んでいたところ、今年度の大体の出生の見込みが立ちまして、その結果1,730万円ほどの出産祝金の支払いということで今回予算として計上させていただいたものでございます。ちなみに、今年度の出生見込みといたしましては67人の出生を見込んでおられるところでございます。それに加えて第3子以降の支払いなども加わることから、このような予算計上になったところでございます。

2点目のインフルエンザに関しましてのご質問でございますが、こちら4款1項2目予防費の方に予防接種委託料とインフルエンザ予防接種費用助成金という形で、それぞれインフルエンザに関しての委託料とそれぞれ助成金の方を計上いたしております。こちらに関し

ましては、今回インフルエンザの対象が、これまでは高齢者のインフルエンザに関しましては対象として行ってきたところでございますが、その辺についてさらに上乘せ分を今回計上したことです。また、出生6ヵ月からの幼児から中学3年生まで、また妊婦、それと内部障害1級ということで心臓または呼吸器等に疾患をお持ちの方で障害者手帳の1級相当に当たる方々をこの度対象とさせていただいたところでございます。

接種率ということでございましたが、こちらに関しましては、高齢者のインフルエンザの方で昨年度の実績といたしましては70%ぐらいの接種率でございましたが、現在新型コロナウイルスの流行等もございまして、最終的には85%ほどを見込んでの予算計上というふうにさせていただいたところでございます。

あと人数という部分についてですが、高齢者の対象人数といたしましては2,100人ほど、それから生後6ヵ月から中学3年生までで1,043人、妊婦が45人、先程の内部障害1級の方々については8人ということで見込んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、農地費の基幹水利施設ストックマネジメント事業の内容についてのご質問でございました。こちらにつきましては、沖堰排水機場につきまして、9月4日の大雨によります大山川周辺との増水に伴いまして排水機場を稼働したところ、1号ポンプのクラッチ部分より発煙したために緊急停止を行ったと。分解して確認したところをポンプ内部の水中軸受部の損傷を確認したため、今回修繕を行うために計上したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ごみの焼却施設に関しては、基金の積み上げ等で備えてきたというようにございました。町債残高も膨らんでいるということで償還計画等、また見直し等、重要な部分になってこられるかと思えますけれども、そういったことが住民の生活にどのぐらい影響を与えるものか、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

出産祝金であります、全国的に新型コロナウイルスの影響で出生数が低下しているというような報道があります。67人ということでもありますけれども、本町にとっての影響といたしたものどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

インフルエンザ予防接種費用の助成であります。高齢者に加えて小学生中学生等も対象範囲に広げたということでありました。チラシを拝見しても今年度のみと周知されているわけでもありますけれども、合計特殊出生率の高い本町ならではのことで、兄弟、家庭内での感染、それがまた学校に持ち込まれて集団感染というようなことも毎年のように起こっているようなことがあるわけですが、そういったことから新型コロナウイルスによる接種率が高まっているというような答弁もありましたけれども、やはりこの助成金があることによって接種率が高まっているという部分もあろうかと思えます。毎年継続して助成を行ってインフルエンザの予防接種も広く受けていただけるようにしてはいかかと思えますけれども、その辺の考え方を伺いしたいと思います。

基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、沖堰の排水ポンプの修理に関

する事業ということでありました、鶴岡市との負担割合というものがあろうかと思えますけれども、こういった場合の負担割合、またその算出根拠についてお分かりになればお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先の議会全員協議会の中でお示ししました三川町の中期財政計画の中でもお話申し上げたところでございますけれども、今回の大規模な事業に伴う借入れ等によりまして将来公債費比率と公債費の支出が増えてまいりますので、そういった部分に対応するように今回極力有利な起債それから基金等を充当しまして、後年度以降の一般財源等への影響を極力少なくしていく計画としたところでございます。したがって、扶助費等の部分については今後も当然伸びていくものということで中期財政計画の中でもお示ししておりますし、そういった住民生活等への支障については極力出ないような財政計画としたところでございます。ただし、公共施設等総合管理計画に基づく大規模な公共施設等の改修事業、こういったものについてはやはりまた大規模な経費負担が伴ってまいりますので、その部分については見直しを行う必要があると考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） まずは出産祝金の方でのご質問に関しまして、出生率低下などが全国的に起こっているというような状況で、それが本町にどのように影響しているのかというご質問かと思えます。昨年度と比較いたしまして、出生の状況といたしましては、昨年は65人でしたので、本年度は本町では67人ということで、実際には増加するのではないかというふうに見込んでいます。3月4月の段階で少し人数が、4月にずれ込んだりとか逆に前倒しになったりすることがあるかもしれませんので、少し人数の方は上限があるかもしれませんが、今のところ経済的な事情等で出産等についてもいろいろ影響はあるのかもしれませんが、本町に関しましては数値だけ見れば影響はないというふうに見ているところでございます。

それから、2点目のインフルエンザの予防接種に関しまして、幼児から中学生まで、それぞれ今回に関しましてはインフルエンザの予防接種に関しての費用の助成を行っているところでございます。この乳幼児それから中学校までの子どもに関しての予防接種の費用負担につきましては、今回の新型コロナウイルスの感染、そしてインフルエンザの同時流行が一番懸念されていたということがございました。9月に厚生労働省の方でこういったインフルエンザ等の流行に備えた上での体制整備ということでの文書が発出されまして、こういった新型コロナウイルスとインフルエンザの症状等の見分けがなかなか難しいという状況の中、なかなか新型コロナウイルスに関しましてはワクチン等の開発がまだまだ進んでいないという状況もあったこともあり、極力インフルエンザをいかにして抑えるかというのが大きな課題であったと思います。

そういったこともありまして、国の方といたしましては、そういった子どものインフルエンザを今年度に関しては助成をするような形での接種の促進を図るという指示を受け、町の方でも対応してきたという経過でございます。今年度に限り助成をするということでそれ

それぞれお知らせをしているところでございますが、これに関しましてはまた来年度この新型コロナウイルスが収まって、こういった事態がなくなれば本当に良いことではあるのですが、そのときの状態によってまた検討されるものではないかというふうに思われるところではあります。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の事業の鶴岡市との負担割合というご質問でございました。負担の割合につきましては、今回の資料の6ページ目になるのですが、16款の県支出金、こちらの4目農林水産業費県補助金というところでございますが、実は今回の事業費のうち1,700万円につきましては国及び県からの補助金を頂戴できることになりました。国が50%、県が25%ということで、6ページに記載のとおり1,275万円につきましては国及び県からの補助金ということになります。1,711万6,000円からこの1,275万円を減じました436万6,000円、こちらが市町村の負担分ということになります。

現在の沖堰の流域面積の割合ということで、鶴岡市と本町の割合は鶴岡市が81.8%と本町が18.2%ということになってございます。鶴岡市の割合につきましては先程の436万6,000円に81.8%を乗じました357万1,000円ということで、こちらの額につきましては7ページ目の21款雑収入、こちらの1款1目のところでございますが、基幹水利施設ストックマネジメント事業ということで357万1,000円を計上しているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から数点質問させていただきます。

まず初めに9ページにあります企画費の中で地域公共交通維持対策支援交付金というふうに記載されております。こちらはバス事業者であったりデマンドタクシー事業者の新型コロナウイルスに対する支援金というふうな受けとめ方をしておりますけれども、こちら支援金に至る経緯、どういった経緯でこちらの支援金の話になっているのか。また、支援と言うからにはしっかり目標を設けて支援するべきだと思いますけれども、果たしてどの程度まで支援していくのか、そういった計画があるのかどうか、詳細な説明をお願いしたいと思います。

続きまして、13ページの廃棄物処理事業に関しましては最後に質問させていただきたいというふうに思います。

14ページの中段にあります農政対策費の中にあります経営所得安定対策事業費補助金、こちらの説明をお願いしたいと思います。

また、14ページの下段にあります産業立地促進資金預託貸付金ということで、こちらの説明もお願いします。

16ページにあります小学校管理費、こちら中学校管理費にもありますけれども、通信電話料が計上されております。GIGAスクール構想によってインターネット回線の影響がこちらに出ているのかなと思いますけれども、そちらの増加見込みといたしますか、後年度にわたる増加見込みをどのくらい見込まれるのかどうか、こちらの説明もお願いしたいと思います。

最後になります。13ページの廃棄物処理事業ということで、全員協議会の方でも詳細な説明いただきました。その中ではやはり三川町と鶴岡市の協議というところが誠心誠意行われてきたというような説明を受けましたけれども、やはり搬入量割合に対する一般管理費率というのが15%設定しているというところで、こちらの考え方はどうしても町民に説明しづらい考え方ではないのかなと。事務経費の計算できないところをひっくるめて15%で見ましょと、それは環境省が定めている割合だということでの15%設定だという説明を受けましたけれども、この話を受けた時点で当局として町長として15%でいいんだというところをどのように受けとめているのかお聞きできればと思います。また、それを町民に説明するにあたってはどのように説明していかれるのか、この辺の考えを一つお聞きできればと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありましたまずこの度の支援の経過についてでありますけれども、バス事業者それからタクシー・ハイヤー事業者ともに地域公共交通を担う事業者ということで、非常に重要であるという認識であります。そうした地域の公共交通のその輸送力をこのコロナ禍にあっても維持することが非常に重要であるという経過、考えて今回の支援を決定したものであります。そうしたことからご質問にありました目標というものではなくてまずその輸送力の維持、それから各バス事業者、タクシー・ハイヤー事業者におきましても新型コロナウイルス感染予防と対策費相当額ということでそれぞれ支援を計画しているものであります。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず農政対策費の経営所得安定対策事業費補助金の中身についてのご質問でございました。こちらにつきましては現在三川町の農業再生協議会の方で実施をしておりますが、経営所得安全対策の申請につきまして各農家の方からこれまでですと紙ベースで申請書の提出をいただきまして、再生協議会の方でシステムの方に入力をして、農林水産省の山形県拠点等のホスト・メインのコンピューターに繋がるという形での経過でございましたが、こちらが直接農業者の方の入力によって県拠点のホストコンピューターと繋がるような形の改修をしようという事業でございます。

この事業につきましては、本町が山形県でモデルケースということで唯一選定をされまして、現在システムの改修ということで行なっているところでございますが、当初予算の方に計上させていただきまして、実は6月にも一度補正をさせていただきました。こちらにつきましては6月時点でございましたので、様々な備品等の追加の計上ということで実施をしておりましたが、今回新たに県拠点の方から、現時点ですと、とりあえず本町の再生協議会と県のホストコンピューターを繋いでというところだったのですが、何名かの農家の方が直接できるような形にまでモデルケースということでシステム改修を行おうということで新たに予算をいただきましたので、今回計上させていただいたというところでございます。

続きまして、産業立地促進資金預託貸付金の内容についてのご質問でございました。こちらにつきましては、青山にございます旧阿部豆腐店の跡地になりますが、こちらに新しく

株式会社kukuruという福祉の事業所が今回改修等を行うために参入するという関係で、その事業費の貸し付けと補助金の借り入れということで、実はこの額につきましては金融機関と県と町とで1/3ずつ拠出をして、金融機関に預託をして、事業を実施するというものになってございます。その関係で今回本町で3,250万円の予算を計上させていただいたということになってございます。こちら何年か、すみません手元に資料がなくてあれですけども、据え置きの期間が終了いたしますと返済が始まるわけですが、その返済になれば、つまり元金が少なくなればなるほど、こちらの預託金の額も少なくなっていくという形になっておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました小学校管理費及び中学校管理費におけます通信電話料の増額に関するご質問でありました。ご質問のとおりこの増額する補正の金額につきましては、小学校中学校におけますGIGAスクール構想に伴う校舎内のネットワーク増強に伴うインターネット使用料であります。これまでも校舎内でインターネット使用が可能だったわけですが、今後一人一台パソコンという環境が整うとともに、インターネットをする人数が大幅に増えると、さらに動画等を見る機会があるということからそのインターネット料金が今後増額するということでの不足する金額を予算計上したところであります。これまでですと年額40万円ほどの通信料が経費としてかかっていたわけですが、今後来年1月以降ですと年額で190万円ほどの年間使用料がかかってくるというふうに見込んでおるところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 施設運営費に関する15%の一般管理費の考え方につきましては、先の全員協議会においても説明はさせていただいたところではありますが、これにつきましては業務を行うために必要な経費のうち当該業務に要した経費として特定が難しいものについて一定割合で認められる経費という内容で、ではどこまでその経費として認められるものかどうかという積算が難しいというところでの一定割合をこの環境省の積算の考え方を基にして適用するというふうにしたところであります。その15%についての設定にあたってそういうことにつきましてやはり運営費として計上するもの以外に経費としてかかるということに対しては、応分の負担をしていく必要があるということで、今この15%の考え方を基本方針の中に盛り込んだというようなところでございます。

なお、この運営経費15%として設定し、基本方針に盛り込んだわけですが、この具体的な内容についてはまた今後調整を図っていくというところでございます。その調整を図った結果としては、今後鶴岡市と締結していく協定の改定、また覚書の改定という内容に繋がっていくものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それではまず初めに地域公共交通支援に関する点から再質問させていただきたいと思っております。目標をどの程度設けるのかという質問が適切だったかと言いますと、答弁からしますと間違っていたと思っておりますが、いわゆる公共交通を維持するために

も支援するんだというような答弁でありました。維持するにはその担っている事業者がどの程度の経済力があってどの程度まで下支えしなければならないかという目標があるのかどうかということをお聞きしたかったわけですが、その辺の情報等を当局としてつかんだ上での支援に繋がっているのかどうか。いわゆる今後さらに新型コロナウイルスの影響が出て事業が苦しくなる中でも無尽蔵に支援していく話に繋がるのかどうかということをお聞きしたかったわけですが、その辺の数字を押さえているのかどうか。今後の方向性、どの程度まで支援すると捉えているのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

続いて、経営所得安定対策事業に関しまして、いわゆる申請を電子化しましょうということのシステム改修というふうに捉えました。農林水産省が今システムとして推進しているeMAFFに接続するとうようなことで、県内初のモデルケースを本町でやろうということでもありますけれども、こちらは再生協議会の事務負担軽減なると思いますし、いわゆる農家にとっても直接申請できるということでスピード感が上がってくるのかなというふうにも思います。こちらのシステム、今後導入するにあたって農家に対するメリットはどの辺が出てくるのか。再生協議会の事務負担軽減のみならず農家としてはこのシステムを連携して補助事業等の申請も一緒にできるようになればさらに補助事業等の申請が農家負担も減るのかなというふうに思います。その辺、将来的なシステムの運用に関して説明いただければと思います。

また、産業立地促進資金ということで、青山地内にあるということで具体的な事業所名が出てきましたけれども、こちらの融資、この時期になっているというのはどういった理由があるのか。今すでに事業体としては動いているのかなというふうに見てとれますが、この時期になったという理由。また、事業体がもたらす本町への効果といたしますか、その辺をどの程度捉えているのかお聞きしたいと思います。

小学校管理費におきます通信電話料の増額ということで、年間で190万円ぐらいになるということでありました。今は新型コロナウイルスの第3波の真っ只中にあります。やはりタブレット端末の試運転等を早急に始めるべきと思いますが、納期はまだ整っていないと思われます。どの程度の納期で端末が配備といたしますか、各学校に届くのか。技術面でまだ工事等が終わってなければインターネット環境の状況が整ってなければできないというところもあろうかと思いますが、最短でどのぐらいになるのか。それを使った教師間での指導のあり方、その辺の検討もされているのかどうかお聞きしたいと思います。

最後になります。廃棄物処理事業ということで、どのような受けとめ方をされたかということで町長にお伺いしたところですが、当局全体の受けとめということでの課長の答弁だったと思います。いわゆる議会としては再三協議状況、情報提供をいただきたいということをお願いはしてきたところでありました。しかしながら、先日突然鶴岡市と三川町の協定と言いますか、話が進んでいるという情報だけをいただいたということで、こういった協定に関する事項ということはかなり繊細な事案だということは理解しております。ですが、やはり議会も町民の代表としてこういった鶴岡市との協議において情報であったり意見を少しでも発信できる場があれば良かったなというふうに思うところであります。協定書等を今

後議会との情報共有する可能性は当局として考えているかどうか、その辺、今後の議会との情報共有に関してお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） まず今回の支援の積算根拠等についてであります。タクシー・ハイヤー事業者につきましては先程申し上げましたとおり新型コロナウイルス感染予防対策という観点で、1台につきの単価で出しております。それからのバス事業者についてであります。こちらについてはまず年間のバスの維持費ということで数値を押さえまして、外出の自粛等がされました期間ということで、その影響を受けた今年度当初4月からまず半年間ということで見込みまして、なおかつ本町におけます路線バスの本町の運行距離で関係する市町と按分し、その路線に供されるバスの台数、これに乗じまして、その支援の金額の根拠としたところであります。

ただいま申し上げましたとおり、その経営状況というよりはそのバス事業者なりタクシー・ハイヤー事業者がまずその運行を維持するということと考えたものでありますので、今後どのようになるかということにつきましては、県の補助金、支援金も入っておりますけれども、今後の状況によりましてまた支援策については考えていくものということと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それではまず経営所得安定対策事業の電算化のメリットということをございました。こちらにつきましては、いわゆる農業者申請者の方になりますけれども、これまでの手書きによる書類作成の労力が軽減されるということが1点。それと書類の提出のための届出の外出等が不要になるということで、生産者の方が自宅のパソコン等から申請を行えるようになりますので、様々な手続きを簡単に申請できるようになるということ。また、過去のデータ等も容易に参照できるということで、利用者の利便性が向上するものと考えているところでございます。

もう1点、産業立地促進資金の関係でございますけれども、こちらにつきましては県と協議をずっと申請の関係で行ってまいりました。その関係で、その協議の最中で時期的なこともございましたので、今回の決定なる前に事前の着工届というものを県の方に提出いたしまして事業者の方は事業を進めておると。今回内容は確定いたしましたので本町の補正予算で計上させていただいたという流れでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校におけるタブレット端末に関するご質問でありました。現在のタブレット端末はすでに発注が済んでおり、三川町で納品する予定の個数については一応業者から確保済みであるという連絡をいただいております。ただ、このタブレット端末と並行し、校舎内でのネットワーク環境の増強工事を発注しているところであり、こちらが終わらないとそのタブレットが使えないという状況になります。ですから工事の完了を現在待っているところでありますが、現時点でのそのネットワーク環境の工事の状況につきましては、1月末までの工事期間ではあります。1月の中旬くらいまで何とか工事を完了する

ような状況で、業者が現場で対応を行っているところでもあります。ですから早くて1月の中旬以降に使える可能性が出てくるところでもあります。

一方、このタブレット端末を今後の活用について各学校での対応の方法という内容の質問でありましたが、各学校にICT推進委員というのを2名ずつ選出していただき、この一人一台パソコンの環境が整った後、授業にどのように活用できるかという話し合いをしているところでもあります。ただ、今回入れますタブレット端末について、デモ機をあらかじめ委員会の方に貸していただき、先生方から使用していただくようなことを業者側にお話していたところですが、なかなかそういったことはできないということで、残念ながらまだ学校の先生方が導入されるタブレット端末を見ていない状況であります。こちらについてはなるべく早く学校の現場の先生方から使用に慣れていただくことがまず最善かと思いますが、これについては今後の対応としているところでもあります。

また、こういった状況下ではあります、新型コロナウイルスの感染で庄内地方でさらに拡大する場合は休校措置というのも、一時的なもの、もしくは長期的なものも考えられるわけですが、それに向けては町内での遠隔会議というのも予定をしているところでもあります。また、教育委員会関係の外部との会議については何度かリモート会議というのも実施しているところであり、今後学校でもそういった環境を整えつつ、最悪の事態に備えていきたいというふうに考えているところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の鶴岡市に対する廃棄物の処理の業務委託費に関しましては、今までの議会に対しての懇談会、あるいは全員協議会におけるその説明の過程においては議会からいろいろなご意見があったところでもあります。とりわけ今回の協定に進むべく算定の基礎となる根拠、またこれがやはり公平公正というような視点から、どのような形で進めるかといったときにおいては、やはり三川町が単独でこれを議会に説明するということになる、当然懇談会あるいは全員協議会のような意見が出ると、このようなことが想定できたわけであり、そのことからやはり鶴岡市においても議会に対して資料提示、あるいは説明をする機会ということからすれば、本町の議会と同時に進めていただきたいということで、町としても当然そこは理解を示していかなければならないことではなかったのかなというふうに思っているところでもあります。

今後この協定を進めるにあたって、まだまだこの内容については事務的な調整が必要というふうに感じております。今後この協定書に調印をするというような段階においては、やはり本町としてもしっかりとした主張をしていきたいと考えているところでもありますので、そういった面においては、町としては鶴岡市には議会にもやはり適宜説明をする責任があるというようなことで鶴岡市にも理解を求めていきたいと、このように思うところでもありますので、今後は十分議会に対しても説明をする機会を持つということになるかと、このように認識をいたしているところでもあります。

今回の10億円を超えるこの負担ということで補正をお願いするわけではありますが、これが町民に対してどのように説明するかといった疑問もあろうかと思っております。しかしながら

今回の業務委託においては、ごみ処理においては、新たに住民負担が伴うというものではないということをご理解いただきながら、やり町民にはごみの減量化に対して関心を持っていただき、協力をしていただきたいとっていただければというふうに感じているところでありますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 答弁漏れがありました。須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 答弁漏れがございましたので、付け加えて答弁をさせていただきます。先程ご質問の中で本事業所が本町に与える影響についてのご質問ございました。これにつきましては、本事務所につきましては訪問介護の事業所ということでございますので、今後高齢化の進む本町の福祉部門につきまして大きく寄与してくださるものということで認識しているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時56分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時15分)

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、私の方からも数点お聞きいたします。

まず初めに13ページの衛生費であります。災害廃棄物処理事業ということで災害廃棄物処理等委託料減額1,277万円ということで、確か前回の議会で2,200万円の予算を付けたというものかなというふうに思いますけれども、この辺の中身を教えてください。

続きまして、14ページの商工費の中小企業等振興支援事業ということで商工業振興金融対策事業費補助金127万円、その下の三川町中小企業緊急災害対策利子補給補助金493万円の中身を教えてください。

続きまして、16ページの消防費の地域防災事業で無線情報伝達装置改修工事請負費、この中身を教えてください。

それから、最後になりますけれども、介護保険特別会計の方の歳出でありまして、介護保険システム改修業務委託料ということで429万円、結構大きいと思いますけれども、この中身を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） ご質問の災害廃棄物処理事業につきましては、7月下旬に発生しました大雨による河川の漂着ごみの収集運搬業務についての処分料であります。内容としましては、その河川に漂着したごみの撤去にあたりまして収集運搬・処分というような内容になっております。その収集運搬・処分をするにあたりまして、建設業協会の協力も一部いただきながら、また一般廃棄物収集・処分の三川町が許可した業者に委託し、その処分を行ってきたというものであります。

内容としまして、最初の補正予算に計上した段階におきましては、見込み数量として875㎡という数量で見込んだところでございますが、実際処分撤去しましたところ419.5㎡という結果になっております。当初見込んだ数量の約48%というような結果でありまして、その金額におきまして不要となった額を今回減額の補正予算として計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 私から三川町の中小企業等緊急災害対策利子補給補助金ということで内容を説明させていただきます。こちらの内容につきましては、経営安定資金と地域経済変動対策資金という二つの内容がございます。そのうち地域経済変動対策資金、こちらがいわゆる新型コロナウイルス対策ということで知事が指定する経済変動等により経営の安定に支障をきたしている場合にこの県の認定を受けた場合に融資を受けられるというところでございます。こちらにつきましては、その貸し付けの利率が年 1.6%ということになってございます。このうち 0.6%を金融機関、残りの 1%を県と町とで 0.5%ずつ負担をするという事業内容になってございます。

今回計上させていただきました分につきましては、各金融機関五つほど現在申請ございますけれども、こちらの金融機関から各内容を精査いたしましてそれぞれの利子補給金ということで計上させていただいたところということになってございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 消防費における無線情報伝達装置改修工事請負費の内容でございすけれども、これにつきましては、青山町内会におきまして現在防災無線の発信装置が公民館の内部にあるものですから、この装置が 7月の豪雨の際にそこまでたどり着けなかったといった事例がございまして、それを解消するために、今回もう一つ屋外に制御盤を追加する工事を行いまして、浸水の際にも子局を操作できるような形で改修工事を行うものでございます。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 介護保険特別会計の介護保険システム改修に伴う経費の中身でございすが、こちら当方では介護保険システムを総合行政情報システムと言われる、要は COKAS の中での一部として現在運用しているところでございます。その中で今回介護報酬の改定でありますとか制度改正、それからソフトのバージョンアップ等に伴っての改修を行うものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは 13 ページの方からいきたいと思います。今回ごみの量が見込みと違って少なくなったということでもあります。その辺は十分分かるんですけども、これ国・県の補助はやはりないのでしょうか。前に青山町内会の方の説明会に私も参加させていただきましたけれども、そのときの意見でもごみというのは上流から流れてきて、三川町のごみではないのではないかとということで、私たちもそう思って質問した経緯もあります。この辺、今後国・県に何らかの負担を求めていくような手立てはしていないのかどうか。

それともう一つ、その場に出た意見として河川の中に支障木が結構あると、その支障木が影響してあの地区に木が溜まったのではないかとということで、支障木がなければもっと下流まで行って、最終的にはあわよくば、あわよくばと言っていいのかわかりませんが、海まで行くということも考えられます。この辺、町として支障木を撤去するように国に働きかけて、そういう災害が起きないようなそういう対策というのはされているのか、もう一回お聞

きしたいと思います。

それから14ページ、ただいま商工業の利子補給ということでありました。説明は大変よく分かりました。これにつきまして本町ではどれくらい何件ぐらいあったのか、それとこの事業は何種類かあるかなと思いますけれども、一つは山形県商工振興資金というふうなので地域経済変動対策資金、これは無利子であります。10年のうち2年間据え置きで無利子ということになっております。もう一つの方が、今の方は売上が前年同月比50%以下ということであります。もう少し売上が15%というので、新型コロナウイルス対策対応資金というのがあります。これは最初の3年間無利子、その後は利息が付くというふうな2本立ての融資制度があるわけでありましてけれども、本町の今掲げてある利子補給というのはどれに対する利子補給なのか。それと10年間ということでありまして、これから9年間毎年この利子補給が発生するのか、今後の利子補給の対応もお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） この災害廃棄物の撤去処分に関する補助事業というのは環境省において定められたものがあるわけでありまして、この度の河川漂着ごみの災害廃棄物の撤去にあたりまして、本町におきましても環境省のこの補助金に該当するのではないかとということで事前に書類の提出等を行いながら環境省の判断を仰いできた経過がございます。その結果として、やはり環境省としては河川漂着ごみに対する災害撤去の補助金は対象としていないというような回答が先日あったところであります。ただ、環境省部門についてはそういう結果ではあったわけですが、なお、農地に関する部分の撤去費に関する補助金につきましては、農林部門である産業振興課の方での対応ということになるかと思っております。

その河川の支障木が影響したのではないかとご指摘ではあります。確かに今回の漂着ごみについて、支障木等がある箇所には漂着ごみが多く発生していたということは事実でございます。その河川の支障木についての今後の対応ということにつきましては、やはり今回の大雨の災害に対しまして国・県とも流域治水における考え方、また青龍寺川の減災対応という部分で本町及び鶴岡市、また関係機関である土地改良区等の関係者が一堂に集まり、さらに地元町内会の町内会長も含めた形での会議を開催して減災の今後の対応を話し合ったというものでございます。

赤川流域治水に関しましても現在国土交通省の方からいろいろ意見交換という形でさせていただき中で、国土交通省でも支障木につきましては年次計画的に撤去という形で考えておられるとのことではありますけれども、本町の状況を考慮した場合、本町におきましてもさらに支障木の撤去について要望を引き続き行っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から地域経済変動対策資金の関係についてでございます。先程地域経済変動対策資金については無利子であるというようなお話がありましたが、こちら無利子になるというのが先程お話をしましたとおりに、年1.6%の利率、これについて金融機関と県と町とで負担をするので最終的には無利子になるという形になって

ございます。今回予算を計上いたしました分につきましては、本町は33件の申請ございましたので、こちら各金融機関からの申し出がございましたので、申請の結果この33件について予算を計上したというところでございます。

今回は金融機関の利子補給としての新型コロナウイルス対策については、この経済対策のみで実施をしておるという形になっております。貸付期間が10年以内ということで、うち据え置きが2年間ということになっておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それで10年間借りるわけですけれども10年分一括で利子補給するのか、毎年10年間分、借りた方は元金を返済していくわけですけれども、利息は普通であれば毎年かかるわけですけれども、その辺はこれからどうなるのか、もう一回お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まずこの2年間の分については据え置きでございますので、ただ返済はございませんが利子は発生するわけでございますので、この分の利子補給をさせていただくと。そして、償還が始まった以降につきましては、その分、元本が少なくなった分の利子について計上させていただくということになります。

それから、先程建設環境課の方から答弁の中で漂着ごみの関係のお話がございました。実はこの件につきましては、先程建設環境課の方で答弁ございましたとおり国土交通省及び環境省の方の様々な補助事業について申請を行ったところでございますが、この申請は採択なりませんので、農林水産部門の県の方の補助について現在問い合わせを行って、農林水産部門の方での補助金で満額にはならないかと思うんですけれども対応させていただければということで現在調整中でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私の方からは最初に13ページの衛生費の塵埃処理費の2番の廃棄物処理事業の一般廃棄物焼却施設整備事業負担金10億6,800万某についてお伺いいたします。鶴岡市との話し合いによって一応合意をしたというふうなことになっておりますけれども、詳細については町民もほとんど理解をしてないと、これからの説明になると思いますけれども、改めて質問させていただきますが、先程運営費については質問がありましたが、肝心の施設の整備費でありますので、この10億円の中身についてであります。負担の方法として、概算になりますけれども総額200億円の中で50億円が補助金、残り150億円を鶴岡市と三川町で分担する、その方法について協定されたわけですけれども、当初鶴岡市の方では三川町に対してあらゆる負担をお願いするというふうなそういう言葉がありまして、この150億円の中の計算の仕方、最初にごみの割合とそれから平等負担というふうな考え方で、1/10を15億円になりますけれども、その1/2をお互いに負担するというふうな、7億某というふうになりますけれども、総額で17億円というふうな負担になったと、ごみ割合と入れまして、こういうふうなことになっておりますけれども、その平等負担と言いましょうか、1/10の負担の中で1/2、1/2というふうな考え方についてはどうい

う根拠に基づいてそういうふうな算定をなされたのか。説明は受けましたけれども、どう考えても納得いかないわけです。その辺について再度考え方をお伺いしたいと思います。

それからもう一つですが、協定なされた中身に関して今後の負担についての考え方も記載されておりますが、今のこの10億円に関しては新しく設備をする段階での費用負担になりますけれども、これは一部の金額ですが、今後の負担に関しても大規模改修、それから撤去まで含めた負担の割合の計算をこの方式でもってずっと踏襲していくという文言があるわけですが、これについても現在我々の判断できる範囲を超えている負担を後世に残すということになるわけですね。聞きますと償却は25年というふうになりますけれども、最終的には撤去となりますとそれ以降になる可能性もありますけれども、我々がいなくなっただけからずっとその負担を後世に強いるということを今我々がここで合意していいのかとなりますと非常に疑問な点がありまして、その辺の協定の修正の可能性と言いましょか、現在の負担に関しては簡単には直せないとは思いますが、今後の負担についての修正の可能性はあるのかどうかということについて、今2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 最初に均等割10%について1/2ずつ負担するということについての考え方でありますが、均等割については協働でこの施設を整備するという形で、鶴岡市と三川町で計画書を作成した上で今回の整備に至ったわけですが、お互い単独で建てた場合の建設コスト縮減との比較という部分で、鶴岡市と三川町、双方でその縮減の受益がある。また公平公正に負担し合う三川町として応分の負担を行っていくという考え方、さらにその全国における他団体で均等割10%として設けている事例があるというようなことを考慮しての均等割でございます。

さらに撤去費につきまして、この段階で撤去費についても決めていくという部分についての考え方ではあるわけですが、今回の施設整備にあたっては、やはり新しい施設整備を行うという部分についてその計画を策定する段階で今後の仕様におきましてその撤去等に係る部分まで町としてその支払いについての考え方をきちんと整理しておくということが現段階で必要という認識のもとで、その撤去費用の算定方式も含めたというふうなことでご理解いただきたいと考えておるところでございます。

この度、基本方針について鶴岡市と合意したというような内容になってはおるわけでありまして。基本方針としての三つの考え方についてはやはりこの方針で協定に向けて対応してまいりたいというようなものでございます。なお、この基本方針の内容の方、今後具体的な部分については協定及び覚書の中において調整していきたいというような考え方でございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 事実経過を言われたということで、判断については課長の判断ということでの評価はできないかと思いましたが、再度お聞きしますけれども、整備費の負担10%の中の1/2、1/2というのが公平であって応分の負担というふうな解釈であります。一つは他団体に10%の負担をしている例があるというふうな説明でありましたが、こ

これは前に全員協議会等でも申し上げましたけれども、その他団体というのは事務組合という格好で組合方式で合意なされた中身でありまして、組合方式をとっていない中でそういう10%負担したという例はたぶんないと思うんです。まして、市町村の関係の人口の構成もほぼ同じくらいの構成の中で合意されていると、鶴岡市と三川町みたいな大きな人口の差のあるそういう団体間での協定はたぶんないと思っておりますが、ですからこの説明に関しては、金額ではなくて算定の方式そのものがどうも説明しづらいし、では後世にこれを残していいのかという、結局我々が合意したという話になりますけれども、後の人が考えたときにこれはおかしいのではないかと言われぬように、きちんと理解しきちんと説明していく必要があると思うんです。

その辺については今言いましたように、その他団体との関係は同じように評価できない、それから単独で整備した場合には30億円かかりますとかという話がありましたが、単独で整備する場合だって、これは可能かどうかは別として、例えばいろいろな環境対策との関係で補助金を受けることもできますので、工事費30億円でそのまま30億円がかかるということはたぶんないので、それなりの方法はあったらと。もしかしたら15億円でできるかもしれないという可能性もあるわけですので、ですから、その単独にした場合のことを考えた場合のというふうな根拠と今言ったその10%が他団体との関係で適正だというふうな話はどうもこれは納得できませんので、その辺についてどのように理解していったらいいのか。それは逆に、私どもにどういうふうに理解していったらいいのかを教えてくださいたいと思います。

それから、先程の25年後と言いましょうか、今後の改修ないし解体までの覚書と言いましょうか、それがあるといそれは事実あると思いますが、それについて何とか、これは町長にお伺いしますが、これから話し合いがまだあると思いますので、せめて大規模改修、それから改廃については、今後お互いに紳士的に協議しながら決めていくというふうな柔軟なそういう覚書として協定できないか、その可能性について伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の鶴岡市に対する廃棄物の処理委託ということに関しましては、平成29年から鶴岡市といろいろな調整を行ってまいりました。この経過の中においてもなかなか鶴岡市の考えと三川町の受けとめ方というのは非常に大きなギャップがありました。芳賀議員が言われるように、三川町にはごみ焼却に関わる施設も何も設置もしないのに、鶴岡市がすべて受けるのはどうかというようなことも言われてもきました。これがやはり本町においても今年度、特に鶴岡市に対して何十項目にわたる町の考えを示しながら調整を図ってきたところであります。このようなことからやはり鶴岡市長の政治的な判断という部分についてはやはり公平公正ということによって今回の基本的な合意を、やはりお互いが理解をしていかなければならないという結論に至ったところであります。

今回のような町民に身近な廃棄物の処理ということからいたしますと、やはり鶴岡市においても後年度において市民の負担が、当然市の負担がそこには継続をするという形になるわけでありまして、本町でも当然これは公共的な投資ということからすれば、今までもこ

の歴史の中においては本町ではいろいろ火の里も整備をしてきたという段階において、議会の議決、同意があって進んできたわけであります。公共事業そのものはすべて将来を見据えた投資的な事業を行うということからすれば、やはり町民のニーズにどういう形で応えていくかということからすれば、これは短期で解決できるもの、あるいは長期にわたって町の財政負担を伴うような行財政運営ということで、今までも本町やその公共事業を実施してきたという経緯があるわけでありますので、これは後世に対して説明がつかないではなくて、議会として今回の廃棄物の処理の委託に関しては、やはり今の時点で将来的にも町民のごみの排出に関しては何ら不安のない、この鶴岡市との業務提携を行うというようなことで、やはり町民にも理解を求めていかなければならないものではないかというふうに考えているところであります。

今までの町の事業そのものもまさに議会からの理解をいただきながら進めてきたわけでありますので、これは行政の事業というものに関してはやはり将来的な負担というものをしっかりと考えた財政的な中長期的な計画を基に、今後も進めていく必要があるのではないかとこのように考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私からも今の13ページの廃棄物処理事業に関してであります。今まで各議員から質問等があって議論を進めてきましたけれども、やはり私としてもその説明があった、いわゆる新ルールについてはなかなか理解しがたいと思っております。従来どおりのルールであれば今回のこの廃棄物処理事業費の整備事業負担金、今回10億6,800万円ほどの金額が計上されていますけれども、従来の方式で計算しますと6億5,000万円程度の負担で間に合うということであります。それが新ルールという中において先程からいろいろ議論されていますけれども、施設整備費の10%について鶴岡市と三川町が5%ずつ均等割していくと。財政規模のこれだけ違う自治体が均等割、同じ金額を持つということ自体がなかなか私としては理解できないと。鶴岡市側から言わせればそれが公平で公正なんだという話でありますけれども、それは理解できない内容だと思います。

町長の説明ありましたが、鶴岡市側との協議は縷々あったんだと思います。その辺についてもいろいろ伺いたいところがございますけれども、最終的には鶴岡市長との協議によって判断したと、お互い理解し合う必要があるということで、十分な本町側からの要求は飲めなかったのかなというふうに私は理解したんですけれども、その辺はどうだったのか、まず1点伺います。

それから2点目、これも先程来議論なっていますけれども、こういった事態を想定しまして議会側もその今回の内容についての協議の情報について共有したいと、それから場合によっては協議したいということを経三申し入れておりました。にも関わらず、10月16日という日付の中で鶴岡市側にこの新ルールの回答をしたという経過がありました。これは考え方もいろいろありますけれども、先程町長の答弁にもありましたとおり、鶴岡市の議会と三川の議会の歩調をそろえてという配慮の中でそのようにしたという話ではありますが、ある意味、我々からの事前の申し込みに対して何の説明もなく、そのような鶴岡市側へ回答したと

いうことは、やはりこれはどう見ても議会軽視だと思います。そうであるならば、そのような内容を我々に説明すべきだと、要するに鶴岡市側の議会と三川町側の議会の歩調をそろえたいと、その必要があるんだというような内容を説明すべきであって、それはそれで我々もいろいろ理解しますし、そういった説明もなしに議会を無視した形で鶴岡市側へ新ルールの回答をしたと承諾をしたということは、これは先程も言ったとおり議会軽視であると。議会との協議というのは不要だと考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、先程の4番議員との質疑の中で、今後の町政運営に触れましたが、その町長答弁の中で確か町民説明をしていくんだと、ただ今後の町政運営には影響ないというような趣旨の説明があったと思いますけれども、この認識は私はおかしいと思います。負担が多くなったと、全体で言えば7億円以上の負担が増えてくるわけですがけれども、そういったものが全然これから町政に影響ないという認識は私はおかしいと、負担が増えれば何かを削らなければならない、それは即町民へのサービスが削られていくと、そういった説明も含めて町民の皆さんに負担を強いるかもしれませんけれども協力願いたいと、そういった説明があるべきだと思いますけれども、影響がないという認識は私はおかしいと思いますけれども、説明不足であるとすれば追加の説明をお願いします。

以上、3点お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の廃棄物処理業務の委託に關しての今までの経過においては、全員協議会の場においてはやはり今回のごみ焼却に伴う負担ということが町民に対して説明できないというような発言があったことに対して、私はそれに対しては新たな負担は町民には求めないというようなことを説明させていただいております。当然、梅津議員が言われるように町の財政計画中長期にわたって今回も見直しを行うということに關しては、やはりこれからの行政運営には当然影響があるというような受けとめ方は梅津議員と同じでありますので、そういった部分については若干受けとめ方が、町の方からの説明が足りない部分があったかもしれませんが、そこは梅津議員と同じような認識でいるということをご理解いただきたいと思ひます。

また、今後の協定に向けたこの調整に關しての今までのいろいろな経緯、議会軽視ではないかというようなことが発言としてあったわけですが、これは行政運営上、事務的に進める部分、そして議会に説明する機会、これは当然行政として相手のある交渉という中で今までの調整を図ってきたということからすれば、やはりお互いがその説明するタイミングというものもそこは調整をしていかなければならないことだと、このように思うところでありますし、それがやはりなぜその議会軽視というようなことからすると、私は見解の相違というふうなことにしか受けとめられないというふうに思うところでありますので、そういう部分についてはご意見として受けとめさせていただきたいと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 見解の相違と言われればそれまでなんですけれども、ただ先のいろ

いろん問題があつた場面、例えばテオトルなどもそうですけれども、要するに重要案件について当局が提案するのは当然ですけれども、それに至るまでの、要するに成案を得るまでの議論、これも含めて議会制民主主義というものの本質なのではないかと思ひます。決まつたことあるいは今回も新ルールという形で承諾した文章がここにもありますけれども、一旦承諾したものを議会に諮つてもあるいは議論してもこれは議論にはならない、その点が欠けているのかなという私の見解です。

今後どのような形でいろいろな問題が起きてくるか分かりませんが、今後については議論の必要な課題というものをどう抽出していくか、それも非常に難しい問題ですけれども、当局側として自分たちの判断だけでやるんだということではなしに、そういった途中経過でのいろいろな議論を含めた形で町政運営をしていくんだと、そういう姿勢を私は求めたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今までの町政運営にあつてもやはり議会と両輪というような発言をさせていただいてまいりました。やはり議会にはしっかりと理解を求めていくというのが行政の一番の役割でありますので、当然今回の廃棄物処理の業務委託に関しましても今までのスケジュールの中において今回の基本的な合意が得られればこの次の段階に進めると、先程も答弁申し上げましたが、今後はその機会はず議会にも説明するというようなことで鶴岡市との調整を図りたいというようなことで答弁を申し上げましたので、ぜひその辺りはご理解いただきたいと思ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 私より今回の補正予算について質問したいと思ひます。

初めに、12ページの児童交流センター費22万円が計上されておりますけれども、その内容を伺いたいと思ひます。

続きまして、15ページの橋梁長寿命化対策事業で、調査設計業務委託料は700万円になっておりますけれども、事業の方が計画されておられませんので、この経緯とこの橋梁のことを伺いたいと思ひます。

そして最後に、17ページの幼稚園講師費用弁償ということで5万5,000円になっておりますけれども、どういう内容なのか。というのは今までハードものですと、保育園の民生費と教育費の幼稚園費で折半して費用を計上しておりましたけれども、今回幼稚園だけですと、どういう内容の講演を依頼しているのか伺ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 2点質問がありました。

まず1点目、3款児童交流センター費の工事請負費のことにお答えいたします。工事請負費22万円を計上しておりますが、こちらは児童交流センターの敷地内についてみかわ保育園・幼稚園の先生方の駐車場として使っております。これまで児童交流センターで学童保育所が運営されてきた中では、夜間、その学童保育側からの明かりが駐車場の敷地内をある程度照らしていたわけなんです、現在この児童交流センターは夜間使用していないという

ことで、先生方が帰る際に非常に暗くて危険だというような要望がありました。これに対して町として建物の方に駐車場を照らす防犯灯といいますかLED灯を設置するための費用を今回計上いたしたところであります。

それから2点目、10款幼稚園費の講師費用弁償であります。この費用弁償につきましては講師謝礼とかそういったものではなくて、幼稚園教諭の通勤手当に該当するものであります。当初予算で見ていた費用に対しまして今年度は人事異動等で当初見ていた方より距離の遠い先生方が配置されたということで、通勤手当が不足することから5万5,000円を増額補正するものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 橋梁長寿命化対策事業におきます設計業務委託料の増につきましては、こちらは現在工事を行っております宮東橋の工事、また文六橋の工事におきます変更設計業務委託が主な内容になっております。さらに宮東橋におきましては工事を行っていく中で再度詳細に調査を行う必要が出てきた場所があるという部分で、その現況の調査を行うための業務委託料も今回計上させていただいたところであります。その計上いたしました700万円につきましては、工事請負費が不用額としてあるという部分からその700万を工事費から業務委託に組み替えさせていただくというような内容であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私からは先程来同僚議員から度重なる質問が展開されております一般廃棄物焼却施設整備事業負担金について2点ほど質問させていただきます。

まず町長からの答弁にありましてとおり鶴岡市との微妙なる、または些細なる協議が展開されたという中で、三川町議会に対しての説明のタイミングというものを図りながらというお話だったわけですが、これについては鶴岡市の方が三川町からの回答が届くと間もなく市議会議員全員にタブレットで情報配信しているという経過がございます。当然鶴岡市の立場とすれば協議相手の三川町からの回答が出ない限りは市議会の皆さんに公然とした情報提供はできない話なわけですが、その前段となる三川町がどういった条件で合意するのかどうかという部分については、三川町にその判断の主導権があるわけですから、当然先程来指摘あるとおり三川町議会に対しての事前協議というものがあって然るべきというふうに私も理解しているのですが、町長の考え方は若干異なるという中において、一番気になりましたのは、今回の新たな算定方式については、先程の同僚議員の答弁にもありましたが、消防に関する委託料、それからこれまでのごみ処理に関する委託料の委託方式については変わらないということで、新たなものではないことから町民に対しての説明は必要ないというような答弁があったわけですが、算定方式そのものがまるきり今までとは別のものとして打ち出されてきたわけですし、それを否定するというものではありませんが、どうしてもその考え方が納得いかないというのは私も同じであります。

まして、この新たな算定方式で、これからの行財政運営に大きな影響が出るということについては、先程地方債の補正の中でも6億8,800万円ほど増額なるということから、今後

の将来負担に関しては増えるものというようなことで財政運営としては公共施設の修理改善費についての計画について見直しが必要とされる財政担当の課長の方からの答弁があったとおり、町民に対しては、これからの町民の生活に関して全く影響がないわけではないというようなことからすれば、ぜひとも今回新たな方式に基づくこれからの負担のあり方について説明いただく必要があるのではないかとということで、一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鶴岡市との廃棄物の処理に関してのこの業務委託に関する打ち合わせは鈴木議員が担当のときが最初であります。それからの約4年間の経緯の中において、なぜこのような負担の方式になったかということからすれば、やはり町としても主張するところは主張しながら、そして、鶴岡市に対してもやはり将来的な町の財政という部分に関しても、やはり大きな投資であるというようなことからの理解も求めてまいりました。鶴岡市に対する負担の方法からすれば、市に対しての分割、あるいはいろいろな方法があったわけですが、本町において一括で支払うというような判断に至ったということに関しましても、鈴木議員が承知のとおり町では今までも中長期的な財政の計画、ビジョンというものに基づいて財政運営を進めてきたということからすれば、今回の負担に伴う財政指数が一時的に数値が上がるわけでありまして、これは今までもいろり火の里整備のときもそのような状況でありました。当時の町債残高が67億円、その中でも町政がここまで運営をしてきたということに関しましては、やはり議会に中長期的な財政計画を示しながら、やはり町としても子育て交流施設テオテルに続いた今回の焼却施設の負担ということになるわけでありまして、まさに町としての最重要課題として今後の財政運営というものは考えていかなければならないということになるわけでありまして、そういった点については鈴木議員が最も財政的な将来的な町がどうあるべきかということをご理解いただいておりますので、その点は十分受けとめながら、議会ともしっかりとしたこの理解と今後の運営ということは当然やっていかなければならないものというふうを受けとめているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私の求めていますのは議会に対してのこれまでの連携をさらに強化するということは今の答弁でいただいたわけですが、それ以上に我々議員という立場は町民を代表してこの立場に立っているわけですので、ぜひとも町民各位への理解を求める説明を十分図っていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう一つですが、今までのそのごみ処理の負担方法と全く異なった算定方式、負担の方法に切り替わったわけですが、簡単に言いますとこれまでですと施設運営費を毎年支払いするときに、いわゆる施設の減価償却費といったものを加算した形で一本で施設運営費を支払いしていたという形なわけですが、今回は施設整備費、いわゆる建設費分とそれから毎年の施設運営費という2区分に分離した形での算定方式になったわけですので、もうこの時点から新たな方法ということで説明責任が発生していると思うのですが、その中でも通常であれば施設運営費の中に建設費分を含めるという形にすれば、一般的な話になりますけれども、基本料金というような電気料それからガス料と同じような考え方で基本料金を設定し

て、その中で先程来問題になっている15%も上乗せする一般管理費についても基本料金の中に包含すれば十分説明が果たせるものというふうに考えられるわけですが、敢えて施設運営費ということに分けた一つの考え方とすれば、先程も触れました17億円ほどの施設整備費に関して、今年度それから来年度に2カ年に分けて支払うという方法については、起債を起こして返済するという選択肢があったわけですが、しかもその起債を起こすという方法については、当然先程の説明がありましたとおり共同設置事業ということで国の方に要望している立場上、借入起債については後年度の交付税の算入対象になるというようなことで、三川町の財政負担の軽減を図れるというような形になったわけですが、確認したいのはこの二つの方式に分けて、しかも起債を起こすことによって交付税の算入が見込まれるというような、ある意味三川町にとっての配慮と言いましょうか、三川町の財政負担軽減を図ったというこの方式については鶴岡市の方からの提案であったのか、あるいは三川町からの相談の結果この方式に変わったのかということを確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） この負担金の算定にあたりまして施設運営費と施設整備費に区分したということにつきましては、そのコストという考え方からして施設という資本費という投資的経費によるコストのものなのか運営費によるコストのものなのかということを確認する必要があるということが一つあります。また、施設整備費におきましては投資的経費でありますからその毎年度の搬入量によりその投資的経費の割合が変動するものなのかどうかというような観点からの考え方であります。

以上の考え方につきまして本町と鶴岡市で協議を行いながら、この二つに分けるということに至ったものでございます。この施設運営費と施設整備費を区分するという考え方の考え方につきましては、鶴岡市からの提案内容について協議を行ったというようなことであります。

○議長（小林茂吉議員） 他に質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立8名 不起立1名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」の件は、原案のとおり可決されました。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ただいま可決になりました議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議を行う動議を提出したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） これに賛同する議員の挙手を求めます。

（挙手 5名）

○議長（小林茂吉議員） この動議は会議規則第15条の規定により、1名以上の賛同者がありましたので、成立しました。

○議長（小林茂吉議員） 資料配布のため暫時休憩します。 （午後 0時19分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 0時20分）

○議長（小林茂吉議員） ただいま7番 鈴木淳士議員、他4名から動議として提出されました、発議第1号「議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議について、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議の動議を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 資料配布のため暫時休憩します。 （午後 0時21分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 0時22分）

○議長（小林茂吉議員） 発議第1号「議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議の動議を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題といたします。

提案並びに提案理由の説明を求めます。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました発議第1号「議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議について、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出するものであります。

この提案理由といたしましては、令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）につきましては、鶴岡市との一般廃棄物の処理に係る事務の受委託における負担金の一部が計上されているものであります。この負担金の算定方法が変更されたことにより、将来の町政運営に大きな影響を与えることが懸念されることから、町民各位への周知徹底や慎重な行財政運営を求めるものであります。

それでは、裏面の提案内容をご説明申し上げます。

議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議、令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）のうち歳出4款衛生費2項清掃費の計上内容は、鶴岡市との一般廃棄物の処理に係る事務の受委託における負担金の一部であるが、これまでの鶴岡市との経緯を尊重しつつも、当該負担金のあり方については将来の町政運営に大きな影響を与えることが懸念されることから、慎重な対応が求められてくるものと推察していると

ころである。

特に、当該負担金の算定方式については、常備消防事務委託料の算定基礎とする「基準財政規模」という方式や一般廃棄物の「搬入量割」といった従来からの算定方式とは異なる「均等割」や「一般管理費率」など新たな方式が適用されることから、町民各位への周知を図り十分ご理解いただくことが肝要とするところである。

以上のことから、次の事項について対応を求めるものである。

1、鶴岡市との一般廃棄物の処理に係る事務の受委託契約（協定）に伴う負担金の算定方式について、町民各位から十分ご理解いただけるよう、また、一般廃棄物の減量化に関する啓発も併せて実施するなど、丁寧な周知活動を展開すること。

2、当該負担金の推移によっては、今後の財政運営が危惧されることから、町の事業全体の見直しを図るなど、慎重な行財政運営に努めること。

3、上記各事項の実施にあたっては、当議会に対し事前に情報提供するなど、緊密な連携体制を構築すること。

以上の提案につきまして、議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これより本案に対する質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいま上程されております議第62号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」、歳出4款衛生費2項清掃費についてに対する附帯決議に賛成の立場より討論いたします。

住民が生活する上でどうしてもごみ等は出ます。それを処分するとき個人で燃やすなどすれば有毒のダイオキシンが発生する可能性が大きいです。それらを解決するにはごみ焼却施設が必要です。今回の新しい施設整備により従来の負担金査定方法が変わり、マスコミ報道等により町の負担金が増えることを知り、住民は不安をもっております。それらに十分な理解をいただけるように周知活動が必要です。負担金の推移によっては今後の行政運営に与える影響が大きいと思われるので、慎重な事業展開が必要ですが、住民の福祉向上も踏まえた行政運営も必要であります。町と議会は二元代表制です。住民生活の幸福のためにも情報共有して進むべきです。これらの内容を実行するよう求め、予算案に賛成するものであります。

○議長（小林茂吉議員） 他にございますか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第1号「議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算（第9号）」に対する附帯決議」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 6名 不起立 3名)

○議長(小林茂吉議員) 起立多数であります。したがって、発議第1号「議第62号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議案」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第63号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名 不起立 0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第63号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第64号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名 不起立 0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第64号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第65号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名 不起立 0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第65号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第66号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名 不起立 0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第66号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第67号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名 不起立 0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第67号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(午後 0時34分)

令和2年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年12月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 梅津博議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長 石川稔副町長

鈴木孝純教育長 黒田浩 総務課長
選挙管理委員会書記長

高橋誠一企画調整課長 加藤善幸 町民課長兼
会計管理者兼会計課長

中條一之 健康福祉課長兼
地域包括支援センター長 須藤輝一 産業振興課長併
農業委員会事務局長

丸山誠司建設環境課長 佐藤亮 教育課長兼公民館長兼
子育て交流施設整備主幹兼
保育園主幹併
農村環境改善センター所長

和田勉監査委員 庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長 菅原明大 書記 渡部貴裕 書記
奥井陸生 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月10日(木) 午前9時30分開会

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。本日議長に欠席の通告がありましたのは、9番 梅津 博議員であります。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上、5名の議員が一般質問を行い、残る1名の議員については第4日目に行うこととします。なお、一般質問は議会運営規定第86条第1項の規定により、答弁も含め質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

通告順に従い、最初に1番 鈴木重行議員登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

1. 農業振興策について

1. 農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約を行うためには、地域での話し合いが重要であると考え。人・農地プランの実質化が行われているが、本町農業の現状と課題及びその対策について所見を伺う。

2. 令和3年産の主食用米は、過去最大の減産が予想されており、生産者の生産意欲の低下が懸念される。高品質米生産の継続と生産調整への取り組みについて町の考えを伺う。

3. 特産品開発として「田からもの逸品」開発事業が行われているが、これまでの成果と今後の方針について伺う。

2. 新型コロナウイルス対策について

1. 感染者の早期発見が感染拡大防止に有効とされているが、検査体制の充実について町の対策を伺う。

2. 新型コロナウイルスの影響で収入の減少が懸念されることから結婚をためらう方がいるそうだ。本町でも「結婚新生活支援事業」を導入し若者の定着を図るべきと考えるが所見を伺う。

3. 新型コロナウイルスに感染した人への差別、中傷があると聞く。文部科学省は子どもや教職員、地域住民に対し、差別につながる言動を行ったり、同調したりしないよう呼びかけを行っている。町ではどのように対策を講じていくのか伺う。

おはようございます。任期最後の一般質問の機会となります。これまで志してまいりました、誰もが安心して暮らせるまちづくりに繋がるよう通告に従い質問いたします。

初めに農業振興策について。

農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約を行うためには、地域での話し合いが重要であると考えます。人・農地プランの実質化が行われていますが、本町農業の現状と課題及びその対策について所見を伺います。

令和3年産の主食用米は、過去最大の減産が予想されており、生産者の生産意欲の低下が懸念されます。高品質米生産の継続と生産調整への取り組みについて町の考えを伺います。

特産品開発として「田からもの逸品」開発事業が行われていますが、これまでの成果と今後の方針について伺います。

次に、新型コロナウイルス対策について。

感染者の早期発見が感染拡大防止に有効とされていますが、検査体制の充実について町の対策を伺います。

新型コロナウイルスの影響で収入の減少が懸念されていることから結婚をためらう方がいるそうです。本町でも「結婚新生活支援事業」を導入し若者の定着を図るべきと考えますが所見を伺います。

新型コロナウイルスに感染した人への差別、中傷があると聞きます。文部科学省は子どもや教職員、地域住民に対し、差別に繋がる言動を行ったり、同調したりしないよう呼びかけを行っています。町ではどのように対策を講じていくのか伺います。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の農業振興策について、1点目の本町農業の現状と課題等に関するご質問であります。人・農地プランの実質化は、地域農業の担い手である認定農業者等に対する農地の集積等により、農地利用の効率化を図り、地域農業の継続した発展を目指すものであります。

そして、この実質化の効果を高めるために、将来の農業についてのアンケート調査を行うとともに、農地の地図情報をもとにプランについての話し合いを行っているところであります。また、この調査においては、農業従事者の高齢化や担い手不足など、将来の農業経営について不安視する声が多く寄せられた一方で、効率的な経営に向けた農地の集積や集約の必要性など経営の強化に向けた意見もあったところであります。

この人・農地プランについては、毎年見直しをする必要があることから、農業従事者がそれぞれの立場で話し合いを重ね、問題意識と課題を共有することが大切であると捉えており、町といたしましても、その取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の高品質米生産の継続と生産調整に関するご質問であります。本町農業の中心は稲作であることから、本町においては「瑞穂の郷づくり事業」による“こだわりの米づくり”を推進してきたところであり、今後ともこの事業の推進により、高品質米の生産を支援してまいりたいと考えているところであります。

また、生産調整につきましては、これまでと同様に三川町農業再生協議会において、情報

収集に努め、需要に応じた米の生産を実施していく方向での協議を進め、稲作経営の安定を図り、農業者・農業関係団体と共に、効率的で安定した農業経営の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の「田からもの逸品」開発事業に関するご質問であります。本町における特産品開発にかかる農産物としては、米、麦、菜の花などがあり、まず、米につきましては三川産米による日本酒として「穂のかおり」と「イ号 彌太右衛門」の醸造に取り組んだところであります。また、三川町産大麦を使用した「麦のお茶」や、菜種より抽出した「菜の花油」などについては、一定のファンをつかむことができ、消費者の高い評価を得ているところであります。今後においては、町内事業所にとどまらず、日本酒のように、食品加工事業者等と農業者との連動した取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の新型コロナウイルス対策に関しまして、1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスに関する検査体制については、厚生労働省の指示により、感染が疑われる発熱等の症状が生じた患者の検査体制が見直され、かかりつけ医がいる方については、その医療機関に電話相談し、検査等の必要性について適切な判断を仰ぎながら診療に繋げるよう医療提供体制の整備を図ってきたところであります。鶴岡地区医師会管内でも多くの医療機関より検査受入体制を確保いただき、検体を集積するサポートセンターを新たに設置するなど体制の充実が図られております。町といたしましても、検査体制の変更に合わせ、町内全戸にチラシを配布するなど、その周知を図るとともに、円滑な受診と検査に繋がるよう医師会、及び鶴岡市との連携を図りながら、検査体制の維持に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、感染者等に対する誹謗・中傷などの差別的行動に関するご質問についてであります。これらのことにつきましては、あらゆる機会を通じて注意喚起を促してきたところであります。ご質問のとおり、学校現場における新型コロナウイルスに感染した人や家族に対する差別、クラスターが発生した学校への中傷などの事態に対し、文部科学省が大臣名による緊急メッセージを発出してきたところであります。

本町といたしましても、新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があるという認識のもと、感染された方やそのご家族、職場関係者、医療従事者などに対する心ない言動や、SNS等を使った書き込みなどの差別や偏見、いじめなどは決して行わないように、その防止策については機会を捉えて周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の新型コロナウイルスの影響下における結婚支援に関するご質問であります。近隣市町が実施する、他の地域から移住してくる若者世帯に対する「結婚新生活支援事業」につきましては、感染症による影響がでる前から実施されているものであります。本町におきましても安心して子どもを産み、育てることができるよう各種支援策を充実させ、若者世帯を支援してきたところであります。

この度の災禍により収入が減少、または離職を余儀なくされた若者の例は少なくないもの

と認識しておりますが、一義的には、新型コロナウイルス感染症の早期の収束に期待しつつ、国や県と連携し、雇用の維持や安定、賃金の確保を支援していくことが、若者が結婚し、新しい生活を始めることへの不安を払拭する方策と捉えており、引き続き、町内の各事業所における経営の継続、雇用の維持等を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 詳しく説明をいただきました。農業情勢についてでありますけれども、米生産がメインとなる本町の農業についてでありますけれども、人口減少また米離れによる年間8万tから10万tとされる需要の減少に加えまして、今年度の新型コロナウイルスの影響によりまして需給バランスが崩れたことにより、概算金の減少といったものが発生しております。生産の目安に合わせた生産が行われておりましたが、豊作基調ということで目安を上回るほどの豊作ではあったものの、素直には喜べない状況にあるのかと思います。高齢化した農業者からは農業機械の寿命、また自分の体調の不安を抱えながらいつまでできるのかというような声が高まっているところであります。

本町におかれましても人・農地プランの実質化ということで各集落また地域によって現状把握、また今後の方針について話し合われたものかと思っております。答弁にありましており高齢化また担い手不足というような問題は各集落において共通課題であるかと思うところがありますが、中には担い手がもうなくなったというお話も聞いております。来年度以降町外からの法人が入作で入ってくるというような声も聞こえてくるわけではありますが、町としては他町からの入作の状況についてどのように把握しておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは本町における他市町村の入作の状況についてのご質問でございました。現在農業委員会の方で把握をしておる、台帳上の入作の状況ということになりますけれども、鶴岡市で91.5haほど、酒田市で17.98ですので18haほど、庄内町で5haほど、その他市町村で5haほどということで、合計で119.9haほど、率にしまして5.4%ということで把握をしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） なかなかこれまでの人・農地プランでありますと、地域での担い手・受け手探しといったもので集落の中でどのように経営を維持していくか、また農地を維持していくかというものが話し合われてきたのかと思います。ただ今回のように他町村からの入作であったりする中で、少し離れた地域の町内の方で規模拡大を目指している方もおられるというような声も聞いております。今後も地域の中で話し合いが進められていくという答弁あったわけではありますが、何とか町内の中でこれまでの一つの集落に限らず少し広範囲な調整が必要になってくるのではないかと思うところでありますけれども、人・農地プランと合わせて、農地中間管理事業といったものが同時に進められていることと思っております。本来であれば受け手と出し手の結び役として、円滑な受委託が進められるものかと思っております。

けれども、実際本町の農地中間管理事業の進め方はどうなっているのか、また人・農地プランと農地中間管理事業を連携させて少し広範囲で各地区の調整を行うべきと思いますけれども、町の関わり方としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま農地中間管理事業と人・農地プランの連携についてのご質問でございました。本町において、いわゆる担い手への集積率というものでございますけれども、こちらは80.4%ということで、県内でも非常に高い形の担い手への受委託が完了しておるというところでございます。

ただ、今ご質問の中にもございましたとおり実は受委託の関係で同一の集落の中での受け手の方がなかなか見つからないということがございます。本町の場合は受託者からの申し出あるいは委託者からの申し出ということで、中間管理事業を通じていわゆる受委託のバンクというような形での調整を行っているわけですが、その中で、なかなかご希望に沿うような近い場所でのマッチングというものが難しい状況になるということで、本町の場合はまず同一集落内あるいは近隣集落の中で、受託者と委託者の形からお声をかけていただいて、その調査を行った上で登録をしていただくという形をとっておるところでございます。なかなかそこがうまくいかないと、近くの方から耕作をしていただくということが、その調整がうまくできないという事例が過去にございましたものですから、本町の場合はそのような形で実施しておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 他町村からの入作の増加といったものがこれまでの生産活動、また農地の維持活動等に影響を及ぼさないようであれば心配はないものかと思いますが、やはりそここの地域のやり方、また組織でのやり方といったもの、特徴的なものがあるかと思えます。また、農地の維持活動といったものは農業分野だけではなく、地域の生活にも直接関わってくる部分があるかと思えますので、できるだけ町内での受委託といったものを進めるような方策をお願いしたいと思います。

次に、生産調整への取り組み方についてお伺いします。お米の需要が年間10万t減少していると先程も申し上げましたが、生産の目安、山形県から今年度より36haの減少といったものが三川町に示されております。この度の主食用米の減産というものは将来的にも経営に不安を残すことになり、担い手の確保といったものがますます難しくなるのではないかと予想されます。国や県ではまだ具体的な支援措置またその補助的なものは具体的には示されていないわけでありましてけれども、意欲的に転作に取り組めるような要件が必要なのかなと思います。主食用米以外への誘導の仕方といったものをどのようにお考えかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今回議員ご指摘のとおりですが、従来の人口減少等に伴う主食の在庫量の増加ということもございしますが、今回また新たに新型コロナウイルスの状況が発生したということで、国等が想定をしている以上の在庫量が発生しておるとい

中で、来年度の生産調整に向けてはかなり厳しい数字が出てきておるところでございます。その中で本町におきましては従来から実施しておりますが、農産所得拡大ということでいわゆる水稻、米以外の園芸作物等によって複合的な経営を実施して、農家の所得の安定を図ってみるという事業を展開しておるところでございます。これにつきましても、本町の場合は水稻が中心となった農業をこれまで継続をしてきたわけでございますが、複合経営を含めて新たな所得の方策というものを目指すような形でそのような支援をしてまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 所得向上のための園芸作物への取り組みを推奨するというようなお話でありました。先程来、担い手の減少、また農家戸数の減少といったもので、生産能力は減少しているものかと思うところであります。そういった中、園芸作物へ力が行ってしまいますと、やはり圃場の管理というものが難しくなるのかなと、耕作放棄地は出してはならぬものと考えておりますし、土地利用型の農業も継続していかなくてはならないのではないかと考えております。生産者の経営安定というものは非常に重要なことだと思いますけれども、円滑な転作への取り組みが可能となりますように、また生産の目安といったものを目標に達成できるよう推進していただきたいと思っております。

また高品質米の生産の維持について方針をお伺いしたいのでありますけれども、主食用米の生産は米どころとして本町農業としても収量、品質また食味といった3部門において本町では米生産に長らく携わってきた特に高齢の農業者たちの熟練の技術また技というものでこれまでも素晴らしい成績を取られてきたかと思っております。山形県産のつや姫においては今年産一等米比率は日本一ということで生産者の努力が実を結んでいるものかと思うところであります。来年度以降のまた生産調整、転作の増加に伴いまして、また今年度の概算金の減少に伴って、これからも経営的に安定を図るにはやはり生産経費の減少といったものが少し考えられるかと思っております。

土づくり資材または土壌改良剤といったものは割増経費と言われまして、肥料や農薬といった必ず必要なものと比べると経費削減の真っ先に考えられるもののかなと思っております。本町でも今年度より土づくり支援事業が行われておりまして、高品質生産については支援を行っているものかと思っておりますけれども、やはりこの土づくり支援といったものの拡充を行って今後も高品質米の生産に力を入れていくべきと考えますが、この今年度の土づくり支援事業の成果、申請状況とまた今後の計画についてお伺いしたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問の中にごございましたとおり高品質米、あるいは安定的な収量の確保のためには、土づくりというものは非常に重要な役目を果たしておるところで認識をしておるところでございます。この中におきまして、本町では今年度より土づくり事業の支援ということで実施をしておるところでございますが、実は山形県の中で加工用米等への土壌改良剤、こちらを使用した場合に、本町が想定をしておりましたけい酸質肥料の部分について重複している部分がございますので、現時点ではその山形県

の交付対象、産地交付金の対象でございます加工用米の生産向上対策助成金の取り組みの状況についてお知らせをしたいと思っております。

こちらにつきましては取り組みの人数として117名、面積として88ha、交付単価を10a辺り1万3,000円でございますので、総額といたしまして1,364万600円の支援ということでございます。土づくりの事業につきましては、単年度あるいは1年、2年の事業で効果が出るということではございませんので、県とも協議しながら継続的な事業ということで実施をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 山形県でも用途変更ということで、加工用米の生産に対する土壌改良剤の支援が行われたということでありまして、本町の農業者にとってもこれだけの申請があったということで、興味深く取り組んでいるということが分かったところであります。今後も継続しての土づくりといったものが重要となってくると思っておりますので、継続した取り組みといったものをよろしくお願ひしたいと思っております。

次の特産品開発についてお伺いします。日本酒の開発ということで広くPRされてきました。わずか一握りの種から生産者の試行錯誤、また努力によって増産が行われまして、無事日本酒の醸造が行われたというのは非常にストーリー、物語性のある特産品の開発となったものかと思っております。今後の展開も期待されるものであります。一方、予算の執行状況を見ますと、日本酒の醸造に限らず、様々な事業者への支援が行われているかと思っております。ふるさと応援寄附金の返礼品で用いられるというようなこともありましたけれども、町民の目にもとまるような、なんとか発表できるような場があればいいのではないかと思うところであります。秋まつり等人の多く集まる場所でその開発された特産品とされるものを発表、お披露目する機会を設けてはいかがかと思っておりますけれども、その辺り考え方をお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまお話ありました「田からもの逸品」開発事業の中で、開発をしております本町の特産品の関係についてのご質問でございました。先程町長答弁にもございましたが本町の特産品として現在本町の米を使いました清酒であります「穂のかおり」や「イ号 彌太右衛門」、こちらについては本町の特産品ということで今現在広くPRしておるところでございます。また麦のお茶でありますとか、菜の花の油、こちらについてはかなり認知度も広がってきておるといふふうに考えておるところでございます。

ただ、いわゆるこの「田からもの逸品」開発事業の支援の中で、例えば昨年度実施した中ではこの「イ号 彌太右衛門」あるいは「穂のかおり」のような特産品として、あるいは菜の花油のように品物として確立したものが、残念ながら昨年度の場合の形としてはまだ出てきていないと。その準備の段階として支援を昨年度は行ったところということでございますので、今現在PRをしております先程のお酒、あるいは油等の支援について、今後とも広くPRをしてみたいということで考えておりますけれども、今お話ありましたとおりにPRの場としては様々な機会を捉えてPRをしてみたいということでは考えておるところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 特産品開発として支援を行ってはきたもののまだ形にならない部分もあるといった解釈で良かったかと思えます。やはり形になるまで継続した支援も必要かと思えますし、金額的な支援に限らずアドバイスのような応援も必要なのかなと思えます。途中でやめることなく、やはり形になるまでの支援が必要かと思えますので接続して支援といったものを行っていただき、特産品の開発に結び付けていただきたいと思います。

こういった特産品を開発してもやはり認証したものがないとなかなか生産者の意欲というものは湧かないものかと思えます。特に優れたものに対する認証制度を町独自で設けてそれをまたもとにPRしてはいかがかと思うわけでありませけれども、そういった町の農産物また特産物、また特殊な栽培方法等についての認証制度といったものの考えはないかお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ブランドというものに対する考え方にもなってくるかと思うのですが、例えば「イ号 彌太右衛門」につきましては本町以外のところでのブランディングということではお願いしておるとのことです。ということは本町で例えば様々な認定をしたということであっても、いわゆる市場あるいは消費者の方から三川町のものはいいものだなと認定をしていただかないと、こちらで三川町のものだから良いよというだけでは、なかなかそのブランドとして発信力というものは弱いものであるというふうに認識をしております。

その意味で例えば国でありますとかあるいは様々な協会の中で広く全国的にブランドとして認定をして発信できるようなもの、そのような形のもものがブランドとしても力と言いますか、になろうかと思えます。ただ先程ご指摘がございましたとおり、栽培方法が特殊であるとかあるいは地元で根ざした産品であるということとその特産品あるいはその品物の有効性をPRしながら、販売強化に繋げていくということは非常に有効なことであるというふうに考えておりますので、今後は特産品の開発に伴って、ブランド化に伴うところも少し研究をしながら進めてまいりたいということを考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 生産者の生産意欲といったものを大事にさせていただきまして、本町の農業が持続可能なものとなりますよう、また営農の継続に希望の持てる支援の拡充を行いまして、誰もが安心して水田農業を続けられるような施策を望みます。

次に、新型コロナウイルス対策についてお伺いします。全世界を震撼させております新型コロナウイルスであります。日本においても多数の感染者、また死亡者が発生しております。なお感染拡大が進行している状況です。11月になりまして庄内地方でも感染者が増加しております。本町におきましても昨日、医療機関の職員、また入院患者の感染が確認されたということで、1日も早い回復と感染拡大が最小限にとどまることをお祈りするばかりであります。

感染拡大を防ぐには早期発見が有効とされております。検査体制についてどのようになっ

ているかお伺いしたいのでありますが、先程も答弁にありました医師会等での調査検査体制におきましても発熱や咳のある人の検査体制は十分に整いつつあるのかなと思うところではありますが、今回の感染が拡大する一因となっております無症状の方がおられるというようなことがあります。こういった無症状の方の検査体制についてですけれども、症状がないけれども不安なので検査を受けたいという方が大勢いらっしゃいます。例えば仕事で陰性証明書が欲しいという方、また高齢者や親族へ会う前に自分が感染していないのを証明したいんだという方、またイベントや会合、接客等密接な環境にいない方、また仕事等都道府県へ移動、帰省前に感染の確認をしたいんだという方等、無症状のままでも検査を受けて感染していないことを証明したいといった方々に対して、検査を受けたいと相談があった場合、町としての体制またその対応どのようにお考えかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました新型コロナウイルスの検査の中で、無症状の方々に対しての検査について、どのような町としての対応ができるかというようなご質問かと思えます。この新型コロナウイルスに関しての検査につきましては、基本的に行われておりますPCR検査という、検体採取をしてそのウイルスを増幅させた上で検体が陽性であるかどうかを確認する検査と、他に抗原検査と言われる唾液また鼻腔ぬぐい液等を取った上で検査を行うものがございます。その二つの大きな検査があるわけですが、その検査を用いる上で非常に、陽性でない方々について検査をすることがどういうものなのかということが問題になってくるかと思われます。

やはりこういった検査を行うにあたりましては医療関係者、それからそれに関わる技師の方々、検体を運ばれる集配をされる方々とか様々な方々がこの検査には絡むと思われます。症状がない方々がどんどんこのような検査を申し込んだ場合に医療機関が逼迫をしまして、本来重症患者として検査をしなければならない、検査を急がなければならない方々に回らずになかなか本来の体制が整わないというような状況も考えられるところがございます。したがって、こういった無症状の方々についての検査を行うということでは、今民間の機関の方でもPCR検査で簡単にできるような検査もあるようですし、さらにはそういった抗体がどうなのかというキットも薬局等でも販売されているという部分の情報も聞かれるところがあります。ご自分で検査等をされることも可能なキットも販売されているということなので、確認というような意味または念のために検査をしたいというようなことがあればそちらの方の検査をされるのが有効ではないかと思われます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 公式な検査体制では医療従事者等を優先するのだという答弁だったかと思えます。私もこの相談コールセンターというところに電話をして確認したわけですが、無症状者の検査を受け入れる機関というものは庄内地方では紹介できないんだそうであります。検査数に限りがあるからというようなこともあろうかと思えますが、内陸地方に行くと開業医が数件自主検査に応じるというようなことが分かりました。民間事業者での自主検査も可能だということでありましたけれども、その検査費用の助成はできないもの

かと思うわけであります。実際インターネット等で調べますと庄内地方の検査機関が出てくる前に民間事業者の検査が可能であることが分かります。検査キットを使った郵送による検査、またオンラインでの問診による陰性証明書発行が可能だというようなことで、1日当たり数万件の検査が可能としているというようなことが分かりました。やはり無症状のままでも不安を抱える方の安全安心を守るために検査をなるべく受けていただければと思うわけであり、また先程ありました医療従事者またその家族等の安全確認、また重篤が危惧されます高齢者に対しての積極的な検査というものが有効であろうかと思えますけれども、その費用の負担について考えをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 新型コロナウイルスに関しましての検査費用の助成ということでございますが、PCR 検査を例にとりますと、やはり検体を採取するにあたって、自費費用になりますと1万8,000円ぐらいから3万円台というような高額な検査費用が発生すると言われております。新型コロナウイルスがなかなか収まらない状況ではあるわけですが、これから検査体制は大きく変わってくるかもしれません。ただ、今の段階で言えるのは今日本が新型コロナウイルスと戦っている中で、いかにしてその症状のある方々を検査等で早めに発見をし、感染の広がらないように抑えていくというのがまず今優先をして取り組んでいるところでございます。

検査につきましてはなるべくこういった検査を充実して多くの方々に受けさせたいという思いはありますが、それ以前に今ある状況の中でどのように体制を整え、医療機関等も逼迫しない状況の中でこの現在の状況を乗り切っていくかというのが最優先というふうを考えているところでございます。検査費用の助成につきましてもこういった高額な検査でございますのでそれは国民の負担になってくるものと思われますので、それについても今後大きな課題になってくるのかなと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程のインターネットの検索、またその検査機関についてでありますけれども、今日あたりもニュース等報道で紹介されておりますが、かなり民間の検査機関で安価でできるようになってきております。今日の報道では1,980円、またインターネットでも2,980円等で検査ができる、またオンライン診断の場合ですともう少し費用がかかるわけであり、先程来の例えば町に検査を受けたいと相談が来た場合、そういった民間の検査機関を紹介して検査を受けていただくというような体制も一つの体制ではないのかなと思うことであり、なかなか庄内では検査機関がないんだというような説明では町としての対応はいかがなものかなと思うところであります。

一方、社会的な検査ということでお伺いしたいわけであり、介護、福祉また教育機関での職員の方々が自分が感染しているのではないかと不安と多くの人と接する機会があるために、いつのまにか感染しているのではないかと不安を感じながら仕事にあたってというような声を聞きます。こういった方々については定期的に検査を受けていただいて感染していないことを証明しながら安心して業務に就いていただくといった体制が必要では

ないかと思えます。町ではそういった体制を作るというのは難しいことかもしれませんが、山形県並びに医師会等へ要請してそういった体制を作っていただくべきと考えますけれども、その辺りの社会的検査というものへの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 定期的な検査体制ということで、そういったものが整えば、日頃より安心をして様々な活動ができるというふうに確かになるのかなと思われるところでございます。ただその検査をするにあたりましては医療機関の協力がなければできない部分がございます。今回の鶴岡地区医師会の方でもこの新型コロナウイルスの検査をするにあたりまして、かかりつけ医の方々がいろいろなリスクを感じながらも自分の医療機関の方で検査を受けるという上での対応をしていただきました。それには様々な葛藤の中での決断があったのではないかなと思われるところでございます。

そういった状況の中で将来的には民間の機関等が簡易なテストなどを行えるようなキットなどを発売し、自分でそういったものを確認するというものにできていけばいいのではないかなと思えますが、今現在の状況で、なかなかその新型コロナウイルスのワクチン等の開発もなかなかままならないような状況、治療薬もないというそういった状況の中では、いかにしてまず感染しないような行動をとるかということ、一般的に言われております三密を防ぐでありますとか、ときには新しい生活様式、そういったものを国民の皆さん全員が実践をして、まずはこの新型コロナウイルスにかからないような、そういった取り組みを優先しながら生活していくということが大事ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり感染防止が一番だというようなことで、十分理解するものがあります。ただ、社会的な問題になってまいりますと、先程も申し上げました陰性証明書等がないと例えば海外への出張また業務上の商談といったものもできないということもお伺いしております。やはり検査体制の充実というものは今後も課題になってくる部分があるかと思えます。関係機関への要請を行っていただきまして、感染防止と合わせて検査体制の充実といったものを図っていただければと思います。よろしく申し上げます。

次に若者世代への結婚新生活支援事業への取り組みであります。新型コロナウイルスの仕事への影響ということで、春以降休業を要請されたり残業がなくなったりということで特に若い世代の方々、減収といった影響を受けてしまうというような若い方々については非常に大きな影響を与えているということを伺っています。また今年結婚を予定していた方々にとっては将来的な不安もあることから結婚を先送りにしたとか、見合わせるというようなことがありました。また籍は入れるのであるけれども同居はまだ先延ばしにするといった声も聞こえております。本来であれば少子化対策として国策としての結婚推進のための補助金ではありますけれども、新型コロナウイルス対策として若い世代への支援ということで結婚推進策として導入するべきと考えますけれども、考え方、町の若者世代への支援の仕方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありましたとおり、今新型コロナウイルスの影響で町長答弁にありましたが、収入の減少なり、離職等で収入と申しますか生活が非常に不安定になっている若者は多いものと認識しております。ただこれも質問にありましたとおり、結婚を対象にした短期的な若者への支援というよりは、やはりその若者の世代の雇用で勤め先の経営の維持継続というのがまずもってその将来的な安定した生活を支える基盤になるものと考えるところであります。そうした意味では国からのいろいろな支援策等もございしますが、町としてはまずその若者世帯の生活の安定に限られた予算の中で手立てをし、まずその基盤に対する支援を町として行っていくということで、年度当初からそのような予算を組んで参りましたし、そういった経済への影響と言いますかそれを最小限にとどめ、雇用の安定を図るということで行ってまいりましたので、長期的な視点で町としてはこれからも支援して参りたいということと考えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 結婚にあたっての新居、住宅費または引っ越し費用といったものの支援に係る支援事業になっておるところであります。来年以降、要件緩和また支援の拡充ということが予定されておりまして、結婚を予定している若者たちには注目を集めている国策なのかなと思うところあります。庄内地方においても三川町、これまでの住宅政策また移住転入政策によりまして、若い世代については子育てをするなら、また家を建てるなら三川町といったものはかなり評判になっておりまして、広く浸透しているようでありました。また工務店の方々も若い方々から新築を相談されますと三川町で家を建てた方がいいんだよと勧めている町外の工務店もあります。そういった若者世代への転入また子育てへの支援と定評のある本町の施策ではありますけれども、こういった結婚に対する支援がないとなりますと、少しがっかりする方もおられるのではないかと思うところあります。ぜひそういったイメージを損なうことのないような対策、体制また検討いただければと思います。

最後に新型コロナウイルスに感染した人への差別中傷が起きないようにということあります。風評被害等を防ぐためには正確な情報伝達が一番有効と言われております。感染する前の質問でありましたものですからどういった対策をとられるのかというようなことをお聞きするつもりでありましたが、昨日のホームページまた SNS 等での的確な情報発信、また町長よりのメッセージは冷静な行動に繋がるものかと思いました。ただ素早い情報だったとは思いますがインターネット環境がある方にはスムーズな情報提供が行われたかと思えますけれども、そうでない方々に対してはどのような伝達を考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 昨日の町内での感染という報道があったことを受けまして、本町の方では対策本部会議を開催し、至急の町民の方への啓発ということでホームページを活用して情報発信を計ったところでございます。これまでもこういった新型コロナウイルスの状況によりまして必要に応じた形での情報発信を行ってまいりました。ホームページ

ならず広報、場合によってはチラシを全戸配布する、また今回も町内会長を通じた上での住民の周知などを行ったところでございます。なかなかインターネット環境が整っていない方には、ピンポイントで素早い情報というのは行きづらいところはあるのかもしれませんが。新型コロナウイルスの状況に応じましては新聞報道、テレビ等でも連日のように情報が発信されてきて、本町の状況についても詳しく報道されたと認識をしております。一般的な公共的な情報と町からの情報を合わせまして、住民の皆さんには適切に今後もお知らせをしていきたいというふうに思っています。また定期の広報などではその都度その都度情報提供をさせていただきたいというふうに感じております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 小学校や中学校においても動画を児童生徒を中心にまたその家庭・家族と一緒にその文部科学省が発信する動画を見て、感染者が出た場合に備えた家族での対応といったものの教育も行われてきたのかと思います。また今回のその SNS 等での発信というのは情報ネットワークの有効性を非常に感じたわけであります。新型コロナウイルス対策に限らず今後もこういった情報発信というものは有効であろうかと思っておりますので、ぜひ登録者を増やすまたそういった環境を整えるといったことも併せまして、整備をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルスでありますけれども誰もが感染しうる病気であることを認識し、相手を思いやる気持ちを持ちまして、感染しても安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時28分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、4番 佐久間千佳議員登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- | | |
|-----------------------|--|
| <p>1. 関係人口の創生について</p> | <p>1. 新型コロナウイルスの感染拡大が影響したとみられるが、東京都は4ヵ月連続で人口流出にあたる「転出超過」となっている。テレワークの進展でビジネス面でも地方分散が現実味を帯びてきており、極端な東京一極集中を改める転機になりつつある今、地方における関係人口の創生は重要な局面にあると考える。本町においてもウィズコロナを見据えた関係人口の創生を行うべきと考えるが所見を伺う。</p> <p>2. 第4次三川町総合計画において、「みかわブランドをいかにした交流人口、関係人口の拡大」を掲げているが、「みかわブランド」とはどのようなものを示すのか、認定制度としていくのか、GI保護制度（地理的表示保護制度）の導入を推進</p> |
|-----------------------|--|

していくのか、交流、関係人口の拡大手法と併せて伺う。

3. 関係人口の創生には、地域の人に詳しくかつ客観的視点の両方を併せ持つ地域おこし協力隊が、大きな役割を果たすと考える。これまでの活動の評価と今後の方向性を伺う。

4. ふるさと応援寄附金では、寄附者の約半数からリピートしてもらうなど多くの方より本町へ関心を寄せて頂いていると思う。関係人口の拡大をはかる上で鍵となり得る寄附者との今後の関わりについて伺う。

2. 助け合いのまちづくりについて

1. 上町町内会では多くの話し合いを重ね9月1日よりゴミ出し支援活動を始めた。共助のまちづくりに資する画期的な活動だと思うが、現時点での課題と町全体への展開について伺う。

2. 助け合い活動に関し、出前講座やプレ体験などで町民意識を高めることが重要だと考える。今後の講座開設や意識向上について伺う。

3. 助け合いの中でも、運転免許の返納と併せ重要になるのが、移送に関する支援だと思う。移送サービスの課題として事故の心配が挙げられているが、「移動支援サービス専用自動車保険」の補助などは実施導入を促す有効な手法と考える。高齢者の外出支援の充実に向けた取り組みについて伺う。

令和2年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

一つ目に関係人口の創生についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が影響したとみられますが、東京都は4ヵ月連続で人口流出にあたる「転出超過」となっています。テレワークの進展でビジネス面でも地方分散が現実味を帯びてきており、極端な東京一極集中を改める転機になりつつある今、地方における関係人口の創生は重要な局面にあると考えます。本町においてもウィズコロナを見据えた関係人口の創生を行うべきと考えますが所見を伺います。

第4次三川町総合計画において、「みかわブランドをいかした交流人口、関係人口の拡大」を掲げていますが、「みかわブランド」とはどのようなものを示すのか、認定制度としていくのか、GI保護制度（地理的表示保護制度）の導入を推進していくのか、交流、関係人口

の拡大手法と併せて伺います。

関係人口の創生には、地域の人に詳しくかつ客観的視点の両方を併せ持つ地域おこし協力隊が、大きな役割を果たすと考えます。これまでの活動の評価と今後の方向性を伺います。

ふるさと応援寄附金では、寄附者の約半数からリピートしてもらうなど多くの方より本町へ関心を寄せていただいていると思います。関係人口の拡大をはかる上で鍵となり得る寄附者との今後の関わりについて伺います。

二つ目に、助け合いのまちづくりについてであります。

上町町内会では多くの話し合いを重ね9月1日よりゴミ出し支援活動を始めました。共助のまちづくりに資する画期的な活動だと思いますが、現時点での課題と町全体への展開について伺います。

助け合い活動に関し、出前講座やプレ体験などで町民意識を高めることが重要だと考えます。今後の講座開設や意識向上について伺います。

助け合いの中でも、運転免許の返納と併せ重要になるのが、移送に関する支援だと思います。移送サービスの課題として事故の心配が挙げられていますが、「移動支援サービス専用自動車保険」の補助などは実施導入を促す有効な手法と考えます。高齢者の外出支援の充実に向けた取り組みについて伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の関係人口の創生について、1点目の本町としての取り組みに関するご質問ですが、「関係人口」とは、町や町民との多様な関わりを持つ町外に住む方々のことであり、本町の産業振興をはじめ、いろいろな場面で町を支援してくださる大切な住民であると捉え、そうした「関係人口」を増やすことが今後ますます重要になってくるものと考えております。

そのようなことから本町におきましては、望郷みかわ会の活動の支援や首都圏での農産品の販売イベントを企画するなど、本町との繋がりを持ち、本町に関心を寄せていただく方の拡大を図ってきたところであります。

また、ふるさと納税制度を活用し寄附者が一堂に会するイベントの開催や町のホームページ、各種イベントを通じて本町の魅力を発信するなど、一層の繋がり強化とともに寄附者の拡大にも努めているところであります。

今後とも、東京都のみならず、多くの方々に本町のことを知っていただき、関心を持っていただくよう、それらの取り組みの一層の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「みかわブランド」を生かした交流人口等の拡大に関するご質問ですが、総合計画に掲げました「みかわブランド」は、自然環境や景観、文化、特産品など地域固有の資源を生かした本町の魅力という意味であり、町民の方々や事業者等それぞれの発想により、自由に発信することを期待するものであることから、認定制度というものについては、今後の検討課題としてまいりたいと考えているところであります。

また、G I 保護制度については、山形県の「G I 山形」に、純米酒「イ号 彌太右衛門」を令和元年度の販売時に登録したところであり、今後は、大吟醸での醸造に向けて検討しております「穂のかおり」についても、年明けに申請する予定であります。

このように、各種制度に認定、登録されたものであるかどうかに関わらず、町民の方々や観光協会、事業所、さらにふるさと応援寄附金の返礼品としての活用なども含め、多種多様な手法によりPRを図り、交流人口、関係人口の拡大に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域おこし協力隊の活動の評価等に関するご質問ですが、平成30年度より着任していただいている隊員につきましては、SNS や地域FMラジオ放送等による町やイベント等の紹介・PR、さらにイベント等の開催により本町の知名度のアップに大きく貢献していただいております。

今後は、本町の発展に繋がる起業が実現するように、町といたしましてその取り組みを支援してまいります。また、この制度に基づく新たな隊員の設置については、前向きに対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目のふるさと応援寄附金の寄附者に関するご質問ですが、寄附金をお寄せいただいている寄附者の方々に対しましては、まずは電話対応について親切丁寧な対応を心がけているところであります。また、アンケート調査により返礼品や職員の対応等についてもご意見等をお寄せいただいているところであります。さらに、昨年度は東京において寄附者との対面イベントを実施し、本町のPRを図るとともに参加者との親交を図ったところであります。

このような取り組みを続けている中、寄附者の方々からは、お褒めの電話やお手紙を多数いただいているところであり、今後とも丁寧な対応と返礼品の品質管理等に細心の注意を払い、寄附者に親しまれる良好な関係を構築してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の助け合いのまちづくりに関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

日本の人口減少や高齢化を背景に2015年に介護保険制度が大きく改正され、介護が必要になってからの支援だけではなく住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者等の生活課題について地域の中での生活支援体制の整備を推進しながら解決していくことが掲げられております。

本町では、上町町内会がいち早く助け合いの仕組みづくりに取り組み、話し合いを重ねながら、この9月より実践しているところであり、今後は一つでも多くの町内会が関心を持ち、取り組んでいくことができるかが課題であると認識しているところであります。そのためには、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会とも一層の連携を図りながら、個別に職員を派遣する出前講座的な形態での推進を図るなど、住民の意識向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の高齢者の外出支援に関するご質問ですが、この地域で暮らし続けるためには「移送・外出」は欠かすことはできないものと認識しているところであります。特

に高齢者等に関しては、近年の生活状況やニーズの多様化、家族構成の変化等から、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加が顕著な状況であり、さらに、運転免許証の返納ということもあることから、日常的な移動に困難を感じている方々が増えてくることが見込まれるところであります。

高齢者の外出支援については、現在の公共交通機関やデマンドタクシーの運行とともに、新たに地域における助け合いの中での移動支援サービスの体制整備をどのように図っていくかが課題であることから、町としての支援策も含め一体的に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは関係人口の創生についてから再質問させていただきたいと思えます。転出超過と申しましても多くは埼玉、神奈川、千葉という関東への転出超過というデータは見て取れるわけでありますけれども、働き方や職業の変革と相まって東京という場所が必ずしも必要ではないというようなワークスタイルがこの新型コロナウイルスによってやはり見直され、成長してきているというような形で感じているところであります。新型コロナウイルスによっての防戦一方の施策ではあると思えます。大事なところではありますけれども、やはり将来を見据えた施策が今必要だと思うのでその視点からの質問をさせていただきたいと思えます。

ご承知のとおり山形県は慢性的な転出超過になっております。全国でも20番台後半から30番台という悪い順位での推移をずっと行ったり来たりしているわけでありますけれども、特に若者の流出が多いということであります。女性では全国で4番目に転出超過が高い。男性では9番目に高いということで、転出超過の大きな要因に挙げられている大学であったり働く場所の確保などの抜本的な問題の解決が必要と言われている中で、やはりそれらの解決にはインフラ整備、また大学の公立化等様々な問題があり、多くの資金と年月を要するものだと認識しております。

まず初めに本町における姿勢というところをお伺いしたいので、町長にお伺いしたいと思いますけれども、先の答弁で関係人口については重要であるというような認識されておりました。今この新型コロナウイルスの状況においてもやはり重要であるという答弁でありますので、今後どのような姿勢でこのウィズコロナ、またポストコロナと言われているような時代において、関係人口の創生を図っていくのかお伺いしたいと思います。公共事業であったりインフラ促進やこの新型コロナウイルスによって常識が見直されてきている今だからこそ、移住定住に繋がる関係人口の創生を地方自らがやはり考えて、その地域に合った独自の施策を積極的な姿勢で行うべきというふうに私は考えております。細かい手法に関しましてはこれから議論するとして、まず将来を見据えた関係人口の創生について町長はどのように捉えてどのような姿勢を持って取り組むのかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 第4次総合計画を策定する段階においても、やはり今までのまち・

ひと・しごと創生というようなことで、三川版のMターン戦略ということで町が将来本当にこの人口減少あるいは少子高齢化にいかに対応するかということで、人口減少に歯止めをかけるというような取り組みをしてまいりました。これからの第4次総合計画においては当時、このMターン戦略においては山形県内で唯一この転入超過という町村の中のトップでありました。これが残念ながらやはり若者の県外流出というようなことでご多分に漏れず県内でも庄内地域が一番働く世代の若い世代が、県外に転出しているというような状況でありました。

これは東京で今言われている転出超過という部分に関しては基本的には転出と転入がどちらが多いのかという単なるその表現でしかないというふうに私は認識をいたしております。そういった部分についてはやはり転出をいかに抑えるかといったときには、本町出身の今県外でいろいろな勉強あるいは社会人として活躍している方々が、やはり町の方に戻ってきてもらえる、またこれからの地域の中においてはもっともこの地域社会がグローバル化していくということからすれば、選んでもらえるようなまちづくり、この部分をやはりこれからの第4次総合計画における人口減少対策というふうに位置付けてきたわけであります。しかしながら現実からいたしますと、なかなかそれが実現できないということから、よく言われるのが関係人口というような表現になってきたわけであります。

先程答弁申し上げましたとおり、本町ではいろいろと三川町に対しての関心を持っていただいている方がいるということからすれば、もっとも町からの発信力というものを求められてくるだろうとこのように思うところであります。幸いにも、昨年度のふるさと応援寄附金、これが全国1,741市町村の中において三川町は全国で141番目です。県内35市町村の中でも10位というような位置付けにありました。このようなふるさと応援寄附金という繋がりの中においては、まずそういったものも一つのこれからの関係人口として捉えていくということは手法であります。やはり、将来的にこの町がいかに転入をしていただけるような環境づくりをしていくかということからすれば、やはり町民あるいはこの庄内地域、山形県全体での三川町がやはり住みたい町となるためには、いろいろな今までも政策的な取り組みを行ってまいりましたので、そういった面についてもやはり第4次総合計画ではMターン戦略と合わせた形での、一つひとつの数値目標にいかにもその目標を達成していくかということで、私はそれはあくまでも戦略として、やはりデータというものもそれには大変重要な意味を占めているものと受けとめているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ポストコロナを見据えた関係人口の創生について、町長の考えをお聞きできたわけでありますけれども、まずは第4次総合計画においても関係人口等盛り込みながら本町への移住定住を促進していくんだというようなお話だったかと思えます。働き方の変革等やはり様々状況が変わっておりますので、そのときどきに合わせてしっかり状況を見据えて施策を講じていくべきというふうに私は思います。第4次総合計画、そのまま第3次を踏襲するという流れではなく、やはりポストコロナを見据えて進めていくべきと思います。

今、お話にありました第4次総合計画の中にあります、みかわブランドというところで先

程の一般質問の中にもありましたがやはりブランド化するというところは、品質もさることながらお客さまから選んでいただかなければならないというようなお話でありましたが、発信しなければ今は誰も目にとめてくれないというような時代だと思います。やはり、自らその地域の良さを見つけ出し生み出し発信していくということが、そういった積極的な姿勢が必要ではないかということをおもったわけでありまして、この第4次総合計画においてみかわブランドという文言が出てきましたので、ついに三川町でもブランド化をしていくのかと思ったわけでありまして。

そこでお聞きしたいのですが、やはりブランド化と言いますと地域の多くの関係者を巻き込んで農産物などの地域の資源をブランド化して生産加工から販売まで一貫してプロデュースするということが必要だと思います。地域内外に販売するということが一番重要でありまして、中での消費にとどまっていればブランド化というところはもちろんできないわけでありまして。そういった観点から政府の地方創生戦略の中にもありますけれども、数年前前から言われておりますが地域商社事業というものがこの考えに当てはまるのではないかなど、この第4次総合計画を読んだときに思いました。地域商社事業と申しますのが様々な形態がありました。民間主導で行っているところであったり、第三セクターで行っているところ、また行政がそのまま行っているところで、全国にも私が調べた限りでは2017年で26事業体ほどあるということで、またそれからさらに3年経っておりますので、まだ増えている可能性はあると思います。まさに地域商社事業というのがこの三川町の第4次総合計画におけるブランド化をするというところの一番の手立てではないかと思っております。そういった地域商社事業に関しての検討をされていたのかどうか、またその事業に関してどのような捉え方をしているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま、本町の様々な特産品あるいは生産品についてのブランド化、それに伴う地域商社事業の検討ということでございました。これまで本町の様々な今回の第4次総合計画の中でみかわブランドという表現が出てきたわけですが、こちらについては先程町長答弁にございましたとおりみかわブランドとしての位置付けというものを生かしながら、様々な製品のPRをしてまいりたいというところで考えているところでございますが、地域商社事業については現時点ではこれまで検討というものは行っておらなかったというところでございます。

先程のご質問にございましたけれども、いわゆるG I 保護制度ということでございますけれども、こちらについてはその地域の伝統的な生産方法、あるいは気候、風土、土壌等の生産の特性、これを知的財産として登録して保護する農林水産省の制度であるということでございます。ただ、農林水産省の品目の中には種類がございませんでしたので、今回山形県が独自に、先程町長答弁にもございましたG I 山形ということで、国税庁の方のG I 保護制度の認定ということで受けているところでございます。先程の鈴木議員のご質問にもございましたが、ブランド化というものの考え方については当然三川町として自信のある、あるいは特産品としてぜひ皆さんから知っていただきたいということで発信をするということも大事

なのですけれども、先程お話しました農林水産省あるいは国税庁と、公的あるいは生産団体と広くブランドとしての位置付けということで認定していただくことによって、逆に消費者からの信頼を得るものというものはあるかと思えます。その意味でみかわブランドということで広く今後も発信をしてまいりたいということでございますが、国あるいは生産団体等のブランドの一定の基準を満たすことによって、みかわブランドをよりその品質を高めるといいますか、そのような形で対応していきたいということでございます。地域商社事業の今後の検討につきましては、現時点では先程お話しましたとおりに、いわゆるブランド化というものを少し掘り下げてみかわブランドについての周知を図りつつ、特産品等の開発を進めながら今後もPR等に努めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） GI保護制度であったり、今後のPRに繋げていくということがこの地域商社事業によって一元化してできるのではないかとこのように私は思っております。行政の中で様々な部門がかけ合っているいろいろな方向を出すのではなく、例えば今すでに実際にある事例を見ますと役場職員がそこに出向し、また観光協会の職員であったり民間の社員がその組織に入っておりというような組織を作り、地域の農産物を扱う農家だったりカフェをやっている方であったりそういった方々が同じ組織に属して同じ方向を向いて地域を発信していこうというのが地域商社だというふうに理解しております。

我々議会としても農産物の有利販売であったりそれに伴う担い手対策また生産構造の転換というような提言を3年間してまいりましたが、まさにこの事業によって今後の三川町の農業の振興であったり関係人口の創生が図れるのではないかとこのように思っております。他の事例を見ますと、その地域商社にはふるさと納税の業務委託をしてあったり、特産品の開発販売、また起業家育成、関係人口の拡大で移住者が増加し新しい産業の創出が行われているということでもあります。行政内のアイデアのみならず、やはり民間、様々な方のアイデアを入れていくということが大事になってくると思えます。この地域商社事業、今後検討されてはいかかと思えますが、その辺いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 貴重なご意見ありがとうございます。今ご指摘いただきましたとおりに、本町の特産品開発あるいはみかわブランドの創生につきましても、様々な方からご意見を頂戴しながら、あるいは役場職員のみならず観光協会の中での様々な会議等を通して、ブランド化の品目、あるいは特産化の品目について検討しておるところでございます。ご意見いただきましたとおりに、地域商社事業というものに直接結び付くかはあれですけれども、様々な会合の中でもご意見を頂戴するということをもう少し充実していきながら、より良い方向に向くように本制度の創生につきましては今後の検討課題にさせていただければというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今後の検討課題ということでありますので、次の質問をさせていただきます。

それにも関連するお話ではあるのですが、地域おこし協力隊、本年度が最終年度を迎えているということでもありますけれども、やはり今までにない観点の町の情報発信をしていただけたかなと思います。やはり行政主導の情報発信ではない、ある意味客観的な俯瞰的な立場での情報発信、町長答弁にもありました、ラジオであったり SNS 等で多く目に耳にするわけでもありますけれども、やはり数値的には計れないような活動をしていただいたものと私は思っております。次年度の取り組みについて前向きに対応するという答弁がありました但最终年度ということになりますので、次年度以降、地域おこし協力隊を募集されるのかどうか、また現在の協力隊員の方にはやはり今後も様々な形で町に関与していただきたいと思っております。例えばイベント等の企画運営であったり、今重要ではありますけれどもなかなかできない移住コーディネーターという役割、そういった役割を果たしながら町と繋がっていただきたいと思いますと思われませんが、次年度の協力隊の募集等、現在の協力隊との今後の関係性どのような形で持っていかれるのかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 地域おこし協力隊の関係でございました。先程町長答弁にもございましたとおりに、現在の地域おこし協力隊の方、3年目、これまで様々な活動をしていただきまして、本町の交流人口の増大等に多大な寄与をいただいております。町長答弁でございましたが、協力隊員の方からは起業ということで、できれば業を起こしていただいて、本町に定住をしていただきながら、今後とも本町の発展にご協力いただきたいというふうに考えておるところでございますが、現在その準備を隊員が進めておるところでございますが、現時点ではなかなかその起業の方向性が定まっておらないというところがございます。様々な活動の中で他市町村の協力隊員の方とも情報交換をしながら、本町のみならず庄内全体として、そして庄内の中での本町の位置付けというところも含めて大きな視点で起業をしていただきたいということでお話をしておるところでございますが、その準備段階も含めまして来年5月の段階に間に合うか間に合わないかという状況でございます。その関係もございまして、現時点では新たな協力隊員の募集を行わずに、現隊員から起業を含めた部分についてある程度将来性を確定する形まで協力隊の活動について本町で一緒に活動してまいりたいということで考えておるところでございます。現時点では来年度以降の新たな隊員の募集は予定はしておらないというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 新たな隊員は考えておらないということで、大変もったいないなと。やはり3年という月日の中で蓄積したノウハウ、これをまた新たな人に引き継げないというところは本町にとって損失であるのかなと思います。今後の繋がりを持っていただくということでありましたけれども、そこには何も約束できないところでもありますので、なかなかそのノウハウという、1期生ですので1期生の苦しみであったり悩みを次の方へと伝えるということができないという状況になるのはやはり避けていただければと思います。今後のイベント等への関与等していただきたいと思っておりますけれども、ふるさと応援寄附金事業に

関してもやはり新たな視点での関与というのが必要になってくるかなと思います。現在の傾向、まず初めに寄附金の方は減少してきておりますけれども、現在寄附者の状況、当局としてはどういった傾向にあるかというところを捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと応援寄附金の状況でございます。今ご指摘ございましたとおりに実は令和元年度、昨年度が本町にとりましては過去最高の寄附額ということでした。こちらにつきましては一昨年と比較すると一昨年までの分というのは大体5億円前後の寄附金でございました。それに対しまして昨年が7億を超えた寄附金額ということございまして、昨年は非常に皆さまからご協力ご干渉をいただいたものということで捉えておるところでございます。今年度につきましては上半期の状況につきまして、今お話ししましたとおりに、一昨年までの大体5億円前後のペースで寄附金に来ておるところでございます。古い数字で申し訳ございませんが、9月末の時点では本年度1万2,673件で2億4,137万300円ということで、対前年比としては件数で70%、金額としては79.6%ということで落ち込んでございますが、その前年、平成30年度と比較しますと、いずれも対象が上回っておるとい状況でございます。その意味ではいわゆるリピーターの方、三川町に関心を持っていただいて三川町のファンとしてこのふるさと応援寄附金にご協力をいただいている方が増加をしておると、あるいは固定をしておるといことで認識をしておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 固定してきているということで、ただいまの答弁にもありました寄附者数は減少傾向にあるというところでありましてけれども、1人当たりの寄附額というものが高い人と言いますか、そういった方々が残っているのか、増えてきているのかなというふうな形で捉えておりますけれども、やはりその方々との関係性を深化して継続させることが関係人口の創生には重要ではないかなと、創生といいますか拡大といいますか、重要ではないかなというふうに思います。より寄附者の方に寄り添ったといいますか、魅力を発信できるような形にしていくことが大事ではないかなというふうに思います。例えば出品者がいますけれども、その人たちの個別の作業風景であったり普段の様子だったりとか、そういったような様子を動画にして閲覧できるようにするだったり、出品者同士でグループ化したSNS というものを使いまして情報発信をしていくと、また発信できない方に関してはやはり発信支援までしていくというところがやはりそういった方々の関心を繋ぎとめるような仕掛けになるのではないかなと思います。そういった仕掛けをやはり行政側だけがやるということではなくて、前段出てきました地域おこし協力隊の方に委託するなど、様々なやり方があると思います。行政だけですべてやろうと思うと到底できないことですので、そういった委託を考えていくということが必要になってくると思いますが、地域おこし協力隊の関係性については先程答弁いただいたので、ふるさと応援寄附金寄附者との関連性、先程申した取り組みについてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 寄附者との関係性ということでございましたが、これも先程町長答弁にもございましたが、実は昨年度はサイトの運営事業体が仲介と言いますかメインになってございますけれども、昨年は東京で2回ほど寄附者と対面のイベントを実施しておるところでございます。本町のファンの方と言いますか、本町に関心を持たれている方と職員が直接交流をしながらいろいろ話をさせていただいて、その中で意見も出ました、先程も出ましたが、三川町の米おいしいよというお話もあったんですけども、実はそのときに、対比するわけではございませんが、2回のうちの1回が鹿児島県の大きなある市と一緒にございました。これは年間40億円ほどのふるさと応援寄附金を集めるような大きなところなんですけれども、その中でも一緒に開催した意見の中で三川町の米おいしいよと、三川町のファンですよという声は実はその市よりもたくさん上がったのでした。それに対しては職員も大変心を強くしたというところ、それと寄附者の方からも、こういう言い方をしてはあれなんですけど、大きいところに負けないで小さな町でぜひ頑張ってくださいというようなご意見もありました。その意味でこの関係性を三川町に関心を持っていただける方については、より興味を持っていただくとともに、安心した返礼品の送付に努めてまいりたいということで考えております。ただ先程ご提言いただきました動画の配信、あるいは出品者同士のSNSでの情報発信等につきましては、大変貴重なご意見ということで承らせていただきまして、今後様々な活動の展開の時に意見として参考にさせていただければということで考えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 昨年度の取り組み、町長答弁でもありました、寄附者との直接対面交流ということでありましたけれども、私が申し上げていたのはこの新型コロナウイルスの時代に合わせた積極的な関係人口の創生ということであります。新型コロナウイルスで対面イベントというものができない状況で、いかに関係を作っていくかということを検討すべきだということでの質問でありました。やはりこの時代に合わせてできないことを諦めるのではなく、できるところから進めていかなければならないというふうに思います。新型コロナウイルスが収まってからという気持ちではなく、今このときだからこそできることを見つけて進めていくべきだという思いから質問させていただきました。

地域商社事業に関しましては国の交付金措置もある事業であります。本町で言いますと、イオンであったり、ラコス、銀行、農業協同組合、様々な企業体の方と複合的な組織ができるのかなと考えていたところでもあります。そこに地域おこし協力隊、今後の次年度以降どういった対応になるか分かりませんが、そういった視点も必要ではないかと、その中に入っていくという視点も必要ではないかということで今後検討していただければと思います。

続いて、助け合いのまちづくりについて質問移らせていただきます。去る11月21日にテオトルにおいて、みかわの支え合いと地域づくりを考える研修会に参加させていただきました。上町のゴミ出し支援活動と、酒田市黒森での居場所づくりに関する活動の事例発表をお聞きしたということでありますけれども、上町町内会においては地元公民館での集まりの話題の中から声が広がっていった地域包括支援センターがコーディネートした上で活動に繋

がるという理想的な事業展開ではなかろうかと思えます。私自身、何回目かの話し合いの場に見学に行かせていただいたわけですが、やはり自分たちの地元をどのような形で良くできるかということを実際に話し合われていたと思えます。その際も共助の意義というものを改めて考えさせていただきました。上町では集まりの中から声が広がったということであつたり、町内会長の理解とリーダーシップというもので事業化に至ったと思えます。他の町内会の実情はどのように捉えているのか、そういった声が上がってきているのかどうか、町内会長をはじめとする意識、そういったものはどのくらいと感じていらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の町の方で日頃の生活支援についてどのようにこれからの時代を考え、進めていくかということで、こういった助け合いでありますとか支え合いというまちづくりについて検討を進めているところであります。まずその第1段階といたしましてそれぞれの町内会の方でこういった将来、高齢化等の影響で生活がなかなか難しくなってくるという中でも、この地域ですと住んでいくために必要な生活支援というものをどう確立していくかということを実話を重ねてまいりました。今回上町町内会の方が今ご質問のあったとおり、町内会長はじめ町内会のリーダーの方々がこのように先頭に立ってこの取り組みに着手され、若い方々でありますとか地域のいろいろな団体の方なども巻き込み、この9月からゴミ出し支援から始めようということで現在活動されているということでございます。他の町内会についてもこの支え合い助け合いという仕組みづくりについて、いろいろな場面で町内会の会長はじめ、または町の方でも研修会等開催をしながら町民に広く声かけをしてきたという状況であります。ただ、なかなか正直申し上げまして、上町町内会の取り組みまで他の町内会の方からの声が上がっていないというのが現在の状況と認識しております。やはり町内会でこの必要性をまず感じるということが大事なと思うんですが、それを行う上で町との連携、そして活動を行う上でリーダーシップを図るそういうキーパーソンとなる方々が生まれてくるのが大事ではないかというふうに考えているところでございます。今後につきましてもこういった実情がございますので積極的に町といたしましては、個別に声かけしながら上町町内会に続く町内会が現れるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） なかなかリーダーシップを発揮できるような方であつたりというところの人材というのが均等にいるかというところではないという実情だと思います。また声が上がってきていないというところが、答弁の中でありましたけれども、やはり上町町内会で起きている問題というのが町内全体に広がっているというふうに私は思います。先の講座でも人口比率であつたりそういった講座の中での上町町内会におけるポジションというものが発表されておりましたけれども、その状況よりさらに高齢化が進んでいるような町内会というのは他にもたくさんありますので、やはり声が上がっていないという状況ではなく、そういった状況、今のところ何とか家族だったり近隣でカバーしようというギリギリの状態

ではないかなと思います。ですので、町内会長とのヒアリングといえますか意見交換のみならず、各町内会の例えば役員会等に出向いてのヒアリングをされるべきではないかなと、細かい調査をされるべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 確かにこれまでは一方的に町の研修会というような形で大きな集まりというか、町内会長みんなが集まっている中での研修会等を行ってきたところでございます。おっしゃるように個別に出向いてというようなお話でございましたが、出前講座的な開催の仕方でありまして、職員がその中に入って行って町内会の方々と一緒に考えて、課題や問題点を話し合うという機会がこれから大事なかなと思います。よく参加型とかワークショップなどということもよく言われますけれども、そういう形で自分たちが自らその問題点に気づくような、そういった取り組みの仕方というのを町としては行っていかなければならないのかなとも感じているところでございますので、これまでは先程も申し上げましたがそういった研修という大きな形でのお知らせではございましたけれども、これから個別の中での対応なども検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 形式張ったような形ではなく、気軽な形で、町内会の役員会にお邪魔しましたよというような関係性から、出前講座等に発展できるものではないのかなと思います。最初からあまり形を作りすぎると町内会長の負担も増えますし、後は参加しなければいけないというような少し義務感も出てくるところだと本末転倒であるかなと思います。普段の何気ない役員会の会話の中でやはり地域の困りごとというのがかなり吸い上げられてきていると思いますので、そこにまず気軽な形で参加して行って、そこからの出前講座等に発展していただければなと私は思います。

今、話ありました出前講座、またプレ体験というのがそれからの話でありますけれども、今年はお出かけ支援講座というものにお邪魔させていただきまして、移送サービスのみならずそこでは何か困りごとを支援したいんだというような人たちが集まってきていたのかなと思いました。やはりそういった町民の関心というものを高めていくということが大事であって、高めた後から、ではどういう形ができますかということをやはり行政として、相談の窓口になっていただきたいというふうに思いますし、その気持ちを何とか支援したいというような気持ちを少しでも盛り上げていけるように、また継続できるように町としてもやはり支援に対する全町向けの講座というものが必要になってくるのかなと思います。今は町内会に出向いてという話はまた別の話であります。町内会の役員以外でも自由に参加できるようなそういう支えごとや支援に関する講座というものが必要になってくると思います。具体的に言いますと、もっと小さい集まりの中に職員が出向いて行って例えばサロンであるとか、少しお茶飲みをしているところあればそういうところに行って話を聞いてみて、こういった支援ができますよってというような話をするというようなことが必要ではないかなと思いますけれども、その辺の考え方、一度お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） いろいろな小さな集まりとか気軽に集まっている場に町の職員が一緒に参加させていただいて、こういった取り組みの内容をお話しし、理解をいただいでそれぞれ課題解決に向けて取り組んでいくということは本当におっしゃるとおり理想であるなど思っております。町の方でもお出かけ支援講座開催いたしました、参加人数は10名程度という中ではあったんですが非常に参加された方々からは好評で、その内容と数回にわたっての講座になったものですから、参加された方々のご意見を聞きますと、聞いてよかったというようなお話をいただいているところです。またまさにこういった小さな集まりの中で自ら参加をして話し合いができる、自分の意見が述べられる、そういう機会は大事かなと思っておりますし、そういった中に町の職員が参加をさせていただいて、いろいろ一緒にになりながら考えるということも大事でありますので、そういった取り組みを今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 新型コロナウイルスの時代ですので、大規模に集めてということができない中で、やはりできることを行っていくということが大事だと思います。少人数での開催であればより深く理解できると思いますし、親身になってコミュニケーションができると思いますので、ぜひそのようにこの時代に合わせた広め方というものをしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、移動支援サービスに関しては、町長答弁で一体的に検討していくということでありました。おっしゃるとおりで移動サービスが整えばすべて問題解決するのかと言えばそうではないと思います。様々な生活の困りごとの中でのやはり移動サービスであるべきだと思いますので、ぜひ一体的に検討され、高齢者福祉といっても時代に合わせた充実をさせて、支える側と支えられる側、また若者や高齢者も三川町に住んで良かったと思いつけてもらえるような、温かい町政にしていかなければならないなということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時45分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. まちづくりの将来方策と
人材育成について | 1. 今後まちづくりにおいて、行政と町民の関係はどうあるべきか伺う。

2. まちづくりに参加する人材育成の方策について伺う。

3. 地域全体のために活動する公益活動育成のために、協働の |
|----------------------------|--|

まちづくり推進事業の拡大充実と支援拠点の整備について伺う。

4. まちづくりの中核を担う町職員教育の現状と課題について伺う。

2. 三川町農業の将来展望と担い手対策について

1. コメ過剰基調の中で、三川町農業の生産構造はどうあるべきか伺う。

2. 新規就農や生産組織による農業の担い手と合わせて、主要な担い手になっている高齢者層の評価について伺う。

3. 今後の担い手の一翼として、高齢者を80歳代まで現役生産者として位置づけする考えは。

4. 持続的担い手の確保の方策として、若手農業者とサラリーマン退職者、そして高齢者が連携する方策は。

令和2年第6回議会定例会において通告に従い一般質問を行います。

第1点目、まちづくりの将来方策と人材育成についてであります。

今後まちづくりにおいて、行政と町民の関係はどうあるべきか伺います。

まちづくりに参加する人材育成の方策について伺いたいと思います。

また、地域全体のために活動する公益活動育成のために、三川町協働のまちづくり推進事業の拡大充実と支援拠点の整備について伺います。

まちづくりの中核を担う町職員教育の現状と課題について伺いたいと思います。

2点目、三川町農業の将来展望と担い手対策について伺います。

コメ過剰基調の中で、三川町農業の生産構造はどうあるべきか伺います。

新規就農や生産組織による農業の担い手と合わせて、主要な担い手になっている高齢者層の評価について伺います。

今後の担い手の一翼として、高齢者を80歳代まで現役生産者として位置づけする方策について伺いたいと思います。

持続的担い手の確保の方策として、若手農業者とサラリーマン退職者、そして高齢者が連携する方策について伺いたいと思います。

以上、第1回目の一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1のまちづくりの将来方策と人材育成について、1点目の行政と町民の関係に関するご質問ですが、本町といたしましては、町民と行政との「協働」によるまちづくりの基本理念のもと、今後とも魅力的なまちづくりを推進するために信頼と適切な役割分担の構築に努めてまいりたいと考えているところであります。

町民のニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難な状況となっている一方で、町民の間にも地域の様々な課題を自発的な取り組みによって解決していこうという機運が高まってきているものと捉えております。

そうした中、今後のまちづくりにおいても、行政だけではなく、町民や町民組織・団体、または町内事業者など、多様な方々と知恵と力を合わせて強力なパートナーシップを発揮し、さらに強化していくことが重要なことと考えております。

2点目のまちづくりに参加する人材の育成に関するご質問ですが、まちづくりにおきましては、農業や商工業、芸術文化、スポーツの振興、地域課題の解決や地域コミュニティの発展など、それぞれの分野で、課題を発見し解決するためにアクションを起こすことがまちづくりに参画するスタートラインになるものと考えております。

町といたしましては、そのような人材の把握に努めるとともに、課題や問題解決のための方法の共有、新たな取り組みや活動を始める人材のサポートなど、その人材の発掘、育成に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の協働のまちづくり推進事業の拡大・充実と支援拠点の整備に関するご質問ですが、昨年度まで「協働事業提案制度」として実施してまいりました協働のまちづくり推進事業につきましては、町内会や町内組織・団体からの意見や要望等を踏まえ、今年度からは、町内会の掲示板や遊具の点検・更新を対象に加え、その拡大・充実を図ってきたところであります。また、町内のボランティア活動や社会教育活動を行っている団体に対しましては、町の公民館や文化交流館、体育施設など、それぞれの活動拠点として提供しているところであり、今後とも、その活動を支援してまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の職員教育に関するご質問ですが、今後のまちづくりを推進していくためには職員が各種行政施策、行政事務を効率的に遂行し、的確な行政サービスを提供していく必要があります。

そのため、本町では職員の資質向上を図るため、階層別研修や専門分野別研修に加え、独自の先進地視察等研修制度を設けるなど、研修機会の充実に努めているところであります。

また、すでに導入している人事評価制度の活用等により、職員個々の能力を十分発揮できるような職場環境づくりにも取り組んでいるところでありますが、変化する行政需要に対応した効率的な組織体制の整備についても併せて取り組んでいく必要があると考えているところであります。

次に、質問事項2の三川町農業の将来展望と担い手対策について、1点目の農業の生産構造のあるべき姿に関するご質問ですが、本町農業は、農業経営基盤の強化に関する基本構想に基づき、稲作を中心として、園芸作物や加工農産品の生産、販売を組み入れていくことが、描くべき農業経営の姿であると考えております。その実現に向けた振興策といたし

ましては、「瑞穂の郷づくり事業」による“こだわりの米づくり”の支援とともに、園芸作物等の生産、販売を促し、農産所得の確保と拡大を支援する「三川町農産所得拡大支援事業」などに取り組んでいるところであり、複合経営を基本として、効率的で安定した強い経営体を目指すことが重要なことと考えております。

次に、2点目から4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町の農業においても農業者の高齢化や担い手不足は、農業の持続的な発展を目指す上で大きな課題となっていることは、理解しているところであります。

そのような中、本町においても、農作業の省力化や体力的な負担軽減、さらに、法人化等により、高齢になっても農業に従事しやすい形態になってきていることが、農業従事者の高齢化という状況を生んでいる一方で、その確保にも繋がっているものと考えております。

しかしながら、将来にわたって担い手を安定的に確保していくためには、若手農業者や新規就農者を増やす取り組みが重要であり、人・農地プランや今後の農業、農業技術指導について学習する機会をつくるとともに、そのような場においては、経験豊富な高齢者に指導、助言をいただくなど、できる限り長く多様な形態で農業に関わり続けていただくことが、担い手の確保に繋がるものと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初にまちづくりの将来方策と人材育成についての再質問をさせていただきます。今後のまちづくりにおける行政と町民の関係というのは、いささか抽象論になりますが、おっしゃるとおり、特に最近、90年代と言われておりますけれども、社会の成熟化といいましょうか、行政サービスのニーズが多様化してきていることでの、行政が単なるサービスを提供するのみでは対応できなくなって、町民、住民自体の協力を得ながら、行政と住民が対等の立場でパートナーシップを組んでいくという、いわゆる協働のまちづくりという案が提唱されてきておまして、本町もそういう意味では協働のまちづくりを進めようということでのそういう意思は大変感じられるわけですがけれども、その場合にそれぞれの役割と言いましょうか、その辺が問われていくわけですがけれども、協働のまちづくりにおいて行政が町民に対して何を提供する、そして町民は町に対して何を期待する、そして逆に言えば町民が町に対してどういう責任を負うかと言いましょうか、相互の関係というのが必要になってくると思えますけれども、そういう意味ではその協働のまちづくりを、ではどういう関係であればいいかということ、やはり明文化する必要があると思えます。これは以前も私質問したことがありますけれども、協働のまちづくり条例とかいわゆるまちづくり条例を制定してそのような行政と町民の新しい関係を整理していくという、そういう試みがなされているわけですがけれども、そういう意味では当町においてもそのようなまちづくり条例的なものが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありました、例えば協働についての行政と住民が

共通理解と言いますか、その協働についての進め方について共有するというのは、非常に重要であるとは考えますが、ただそれを条例化するにあたって、やはり町もそうですけれども住民の方も、町が協働を掲げている点で、協力というよりは自らがその地域の課題を解決するという意識をより醸成していただくことに期待をするところでもあります。行政は行政として町全体の地域課題なりを進める上で町民の協力を求め連携する、また地域におきましても身近なところの課題を自らの課題として解決するというので、その解決方法等を考えながらそれに対して町も支援していくという相互の協力、支援、連携というのが非常に重要になろうかと思えます。そうした考えでいきますと、今後ますます協働というものを町で進めながら、その進めていく上でさらに条例ということでお互いが共通の視点と言いますか、共通の認識の中で持てる方向性が出た場合、そういった条例化というものについてはそこから発展させていってもいいのではないかということで考えるところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今おっしゃられましたように、条例が先行してまちづくりが進むわけではありませので、実際町民サイドでのまちづくりに対する参加意思が大きく盛り上がった段階と言いましょうか、そういう段階で条例化すると、それを互いに話し合いをしながら条例化をするという方向が一番望ましいと思えますし、そのような展開を期待したいと思います。

次に、人材育成についてお伺いいたしますが、おっしゃられたとおり、現在も自主的に今スポーツ分野とかも含めまして、いろいろな福祉分野で自主的に活動なされているグループがありますし、そういう意味では町内会等もまちづくりに参加していると、積極的に関わっているところが当然あるわけですが、今現在ある団体について頑張っていることに対しては大変敬意を表するわけですが、ただ、いま一步、新たにまちづくりに参加する人材はどうやって育成していこうかという観点に立ちますと、一つ私ども議会の方でもいろいろな農業振興とかそれからかわまちづくりとか、福祉分野でもいろいろな形で提案をするわけですが、結果的には町民の中でそれをきちんとリードしながら、グループ化していった進めていくという責任を持ったそういう人材がないということが非常に大きいなど感じておるわけです。

そういう意味では、やはり行政がどこまでできるかは分かりませんが、人材を育成する機会を作っていく、それも非常に行政としては重要な仕事としてこれから考えるべきではないかと思えます。結局内部で参加する人が出てくれば一番いいわけですが、それをサポートするような、はっきり言って外部の力を借りるという方法もあると思うんですよね。そういう意味では他の市町村なんかでは、例えば酒田市であれば東北公益文科大学の学生からまちづくりに参加して研究テーマみたいな形で一緒に市民を巻き込んだ活動をしているという例もありますし、そういう意味では私どもは東北公益文科大学に関係している方もいるので、そういう意味では学生の力をお借りするなど、それからの山形大学もごございますし。山形大学自体も農学部ですので、それこそ現実農業の体験をするというようなことも含めまして、非常に意味のある活動になりうると思えますけれども、そういう意味の人材育成方法として

大学の学生を活用すると言いましょうか、その辺の連携をするという考え方はいかなものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 人材育成にあたって、または町内の方でいろいろな農業であつたり福祉であつたりもするわけですけれども、その中で個人が初めからまちづくり的な視点ではなくて、その中において課題であるというところを見つけ、それを解決するために例えば町にその手法等について相談されると、そこで町が支援する、その支援の方法として例えば議員のご質問にありました外部の力、例えば農業でありますと山形大学農学部からご協力いただくとか、あと全体的なまちづくりまたは福祉でありますと、東北公益文科大学からのサポートをもらうといった、場面、場面での外部の力というはあろうかと思ひます。ですので、そういったいろいろな場面で住民の方から例えば声が上がってきた、そこで町としての解決方法なりを考える中で、いろいろなその支援機関とか、場合によっては大学ということでその都度ケースに合わせて考えていく方法はあるかと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その辺もある意味方法としてはあるということですので、試みをするべきではないかと思ひます。

次に、公益活動育成のための三川町協働のまちづくり推進事業についてお伺ひしたいと思ひますが、名称が変わつたと同時に中身も拡大されたという意味でより積極的なまちづくりに対する支援と受けとめさせていただきますが、そういう意味での評価は大変高い、一歩前進という感じはしますが、現在の申請状況がどうなつているのか伺ひしたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 現時点では相談件数も含めて完了した事業もございすが、6件というところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 件数だけでなく中身についてもお伺ひしたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 恐れいります、詳細についての資料が手元にはございせんが、今年度になりましてからはまず新たに対象として加えました掲示板整備が1件、それからゴミステーションにかかります案件が1件、あと地域の緑化等に関する整備等が2件、そして現在またゴミステーション等に関する相談内容、途中のものが2件でございす。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今の中身についてであります、これは町内会のいわゆる協働活動ということで、これは従来の協働推進事業とほぼ似たりの申請の内容かなと思ひました。本来と言いましょうか、拡充された中身としては自主的ないろいろなまちづくりで、3人以上のグループも該当しますよという進んだ内容になっておりますけれども、その辺についてはまだ宣伝が足りないのか、理由が足りないのか進んではないように思ひます。一つは私中身を見まして、なんと言いましょうか、該当しない項目に、学術的な研究活動、それから

交流的な何か確かありましたよね、外す項目がありまして、外す意味が理解できない。単なる交流事業、お祭りのイベントについても外すという規定がありまして、その辺の中身についてなぜそういう事をしたのか。地域住民の交流事業等親睦的なイベント、それから学術的な研究事業、この二つについてはなぜ外したのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 交流イベントにつきましては、先程議員の質問にもありましたとおり、いわゆる親睦会的な交流イベントについてはこれを除外するという事でおりますのでご理解をいただけるかと思えます。あと学術的な研究活動となりますと、その目的と言いますかそれが単に個人的な団体が特化したもの、エリア、広域という部分でどのように反映されるのかということ、この一般的な町民向けのまちづくり事業に対して馴染むのかとした場合、非常にその判断が難しいもの、もしくは学術的な研究活動であれば本町のこの事業を使わなくても、もっと別の形で該当させる場所、できるものもあるのではないかと、まず一義的には町民の方がまたは団体がこの地域の中において、ともに汗をかいてその公益的な活動をしましょうというようなところに主眼を置いておりますので、現時点でその対象からは外しているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 微妙といえば微妙なのですが、例えば町民がグループを作りましてある目的と言いましょか、福祉でも農業でもですが、学習したいということで例えば講師を呼びたいとなってお金が少しかかるよということになったときに、ではそのグループとして該当になるかも一つの課題にはなりますが、そういう学術的研究として外されてしまうのか、その辺の判断はいかがでしょうか。

もう一つですが、親睦会的なイベントという中身ですが、私が勝手にこの事業の意味を広げてしまっている可能性もあるんですが、そういう意味ではどこかで絞り込まなければいけないと思うのですが、具体的にそのはっきり言って私どもあるグループで講演会の申請をしたけれども、補助をもらえなくて、それはがんばる農家支援事業か何かで行ったんですけれども、それもできない。今回ののであればこれは幅広い活動で該当するのかなと思ったらそれも該当しないのかという。それからもう一つ、交流的なところも、これもがんばる農家支援事業で申請した経過があるんですけども、例えば都市との交流事業ですね都市に出かけて行って物を売ってくるようになりますと、利益、営利を目的とした事業ともなりかねませんが、逆に都会からこちらへ出かけてきて、地域を見ながら交流事業をするということもあるわけですよ。これは営利を目的としたというよりも農村体験をさせるという意味でとか、それから都市との本当の交流をするということがあるわけですけどもその辺のところはもしかしたら該当するのかなと思ったら、これも該当しないのかなと、そういう意味で今言いました二つの例はこれに該当させる可能性がありますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 協働のまちづくり推進事業のそもそもの発端は、やはり町内においてそれぞれの地域での活動においてなかなか町内会的な予算、または複数の町内会

にまたがってということで、その中で解決して行こうとみんなで汗をかいて、その課題解決に取り組もうというところを町で支援するという形でスタートいたしました。ご質問にありました一定の分野、もしくはその交流事業ということでありますと、これまで議員が先程おっしゃられたように例えばがんばる農家支援事業でありますとか、あとは商工観光部門の方での支援というのはございましたので、この事業の中ではそういった活動については想定をしておりませんでした。ですので、今後そのような活動が公益また地域活動課題の解決に向けた取り組みとして、町として支援をしなければならないというような形で整理していかなければならないと思いますが、現時点で当該この協働のまちづくり推進事業としては適用させる部分については検討を要するのかなということで捉えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 同じように検討を要する課題をもう一つ申し上げたいのですが、福祉部門についてであります。町内には福祉事業をなされているにこにこメイトとか糸蔵楽とか、青友とかボランティア団体もございますけれども、活躍されている。今申し上げた団体に関しては福祉部門の補助金と言いましょか支援がすでにあると考えられますけれども、では新しく居場所づくりやそれから生活の支援ということをする場合に、必ずしも福祉の予算はすぐ出るものではないものがあるわけですよ。午前中に同僚議員がお伺いした点の関連ですが、上町のゴミ出し事業、これは有償でやると、非常に新しい試みではありますが、私もそのセミナー研修会に参加して聞きましたところ有償化は有償化なのですが、有償の原資が町内会費を使って有償化してゴミを出してくれる人に何らかのお金を払うという形の有償化だという話を伺いました。これは本来であれば出してもらう方が支払いをするということが原則ではあるのですが、そこまでなかなかいかないわけですよ。ですから、そういう意味ではそういうまた新しい事業と言いましょか、そういう福祉部門との関係でまだその福祉関係の例えば介護保険関係の予算とかそういうのが使いきれないと言いましょか、そこまでいかない団体とか、そういう活動についてはこの支援を使えるのか、その辺の考えを伺えますでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） それぞれ町の方で支援する場合の対象事業の、誰がその活動の受益を受けるのか、またその活動が先程から出ております自助共助公助の中でどこに属するかというのも関係してこようかと思えます。例えば上町町内会が取り組まれていますそのゴミ出し、議員がおっしゃられたように、やはりゴミ出し基本は自助と言いますか、個人それぞれの取り組みと言いますか、生活の中にあるものと思えます。そういったものを地域で支えるという仕組みでありますので、そこに公的な支援というものはどのようにあるべきかというのは、やはりこれは課題にはなるかと思えます。ただ繰り返しになりますがこの協働のまちというところではより広い意味で個人への利益と言いますか、事業効果の帰属ではなくてやはり全体で享受する公益というところの視点もございますので、福祉の面でのゴミ出しのサポート、支え合いというのはまた別の点で考えていくべき課題であろうということだと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 該当しづらい話ばかりをしているという感じですが、そういう意味ではいろいろな制度に対する期待が生まれてくるだろうというふうに思いますので、そういう意味ではそういう期待に対してどういうふうに応えていったらいいのか、そういう行政としてはそれを何らかの形で、この制度は使えないのであれば別の制度を使ってはどうかということとか、また別の制度を作るとか、でなければ今の制度をもっと拡充するとか、いろいろな方法で積極的にその協働のまちづくりを進める一つの力にしていくべきだというふうに思います。その場合、一つの方法として今の状況としては制度の運用としては、団体の事業があつて申請するという順番になりますが、そうではなくて最初から団体を登録するという方法をしたら、少し違うのではないかな。とにかく今後この事業があるので、今後将来的に使う可能性がある団体に登録するように募集をすると、そういうやり方はいかがなものかと思ひます。

そういう意味では、前もこれ例として話をしたことがあります、酒田市のボランティア公益活動センター、前の公益事業活動支援センターですけれども、これは市なので町ですごくこういう形をとれというのは無理な感じがいたしますけれども、それは最初から団体の登録制なんです。施設を利用するということがありますけれども。ですから、そういう意味では最初の団体のチェックというものがもちろんあるわけですけれども、可能性のあるところは団体として申請しなさいと言つた場合に、集落でもそれからグループでも新たにそれを目指して、ではグループ化してみようかというようなそういう機運になるかもしれませんので、一つの方法として申請する可能性のある団体の登録を優先すると、そういう方法はいかがなものでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 事業主体となり得る団体等があらかじめこの推進事業に登録するというご質問かと思ひますが、ただ取り組める対象となります団体等にはこういう団体ですよという決まりはございますけれども、その事業、事業で、取り組まれる場合にその都度町の方で相談をお受けし、サポートもしながらその事業化に向けて支援しておりますので、敢えてその事業のその年度内での実行の有無が分からないまま登録することと、その都度案件があつた場合、当課にお越しいただいて相談してその方向等も十分協議の上、事業化されるということについてはあまり差異がないような形でもあろうかと思ひますので、現時点での事業主体となり得る団体等の登録については考えていないところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 申請優先でということになります、私が申し上げたいのは町内会というのはできあがつた組織で、それこそ法人格を持っているわけですが、これから新しくまちづくりを進める場合に必要なのは町内会プラス任意のグループをいかに育成するかと言ひましようか、そういう人たちの頑張りということが大きいのではないかと思ひますので、そういう意味では任意の新しいグループが生まれるようなそういう発想と言ひましようか、それをぜひ持つべきではないかと思ひます。それで、今後の運用に期待したいと思ひます。

次の職員教育の方についてお伺いしたいと思いますが、先程職員に関してはベテランも新人も含めた先進地視察や研修等を受けて教育していただいたと言われましたが、これは職員に対して私が別に文句をいうわけではないのですが、一つは新人の職員に関して、職員登用のいろいろな考え方があると思いますが、結構前線といいたほうがいいでしょうか、最先端の窓口の担当、国の補助金の制度を申請になる、そういう立場に結構そういう、特に産業振興課関係ですがおられるのが多いようなんですけれども、当然何も分からなくて仕事を紹介する、覚えるというのは大変なわけですので、まして国の制度の運用となってそれに対して、町民我々が申請書を持ってどうですかと行くけれども、結果的にはその国の制度は説明を受けていますけれども、現場というのはほとんど分からないわけです。それが当たり前ではあるんです。

そういう意味では、なかなかその対応について親切ではないというふうな、そういう感想を受ける声結構あるんですよ。これはある意味職員の責任ではなくて、やむを得ない、頑張っている、とにかく間違っただけではできない、県から文句を言われては困るという話で、厳密に運用するというのは分からないではないですが、やはりこれはもう少し現場を知る必要があるのではないかと常々思うわけです。一つの試みとしてですが、特に新規採用の職員に関しては、年何回、年3日でもいいですから現場体験をさせてみたらどうかと思います。中学生なんか職場体験というのがありますけれども、あれも含めましてそれはそれなりに子どもたちの感想なんか聞いてすごく勉強になるというような話を受けて、それからいろいろ交流があるので将来的な繋がりを持っているということもありますので、それは新人職員に関してもそんなに職務の邪魔にならない範囲でそんなに長期間というのは必要ないと思いますが、短期間でいいので現場に作業、これは農業に限らず商工業も含めまして、本人の希望でいいですので、年3日ぐらい研修に行くというようなことを企画されると、これはきっと、町民もいいと思いますし親しみが湧くということもありますので、そのような試みに関してはいかががお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 職員研修の部分につきましては、本町の中の方ではそういった研修派遣といったものに加えて、やはり日々の業務内容の中で行ういわゆるOJT形式といいます、職場内研修がやはり一番大事なのではないかと思っております。日々の業務を通じまして職員がそれぞれ知識、研鑽を積み重ねて実務に慣れて職員として育っていくといったOJT研修に重きを置いているところでございます。特にこの研修において、職場内研修といった場合は当然、課長、係長が教育訓練者になるわけでございますので、そういった指導についても当然その新規採用職員も含めて行っていく必要がございます。具体的な課名まで出ていきましたけれども、窓口の制度運用につきましても業務分担の中でそれぞれの課でそういった役割分担の中で、職員が対応してきたものだと思いますけれども、基本的にはやはりその上司等が十分制度等を事前に把握させた上で対応させるといったものが基本になろうかと思っております。

それから、そういった現場を知るために行う現場の体験等につきましては、やはりそれぞれの職場の中で事情がございますので、その職場の中で現場を知る機会、そういったものに

については十分日々の業務の中でこれから学んでいくのではないかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 実行する気はないというふうに受けとめました。どうしてもそういう行政的な知識それから専門性をもって、町民と対する場合に、言い方が悪ければあれなんです。上から目線の行政という感覚になってしまう。これは町当局としてそういう認識があるのか問題ですが、そういう、役場職員は上から目線だなと感じることは常々私自身はありまして、これ現場を本当に理解しようとしていない。本当に町民目線、同じ目線でぜひ接していただきたいと思います。

そういう意味では現場体験というのは役に立つと思いますし、それからもう一つは本当の窓口は訓練されて大変印象がいいわけですが、窓口でない場合のいろいろな課の中で、結局建設も福祉も産業もすべて教育もそうですけれども、必ず窓口があるわけですね、誰か担当が。その場合には課長がいちいち相手にするわけではないです。窓口で交代してくれる。印象としては今臨時と言いませんが、その正職員でないの方が非常に親切なんです。職員が対応するといきなり行政マンの視線で上から目線で対応してくるなど受けとめますので、これは職員がそんなことを言われても非常に面白くない話になると思いますが、そういう印象を私だけが持っているとはとても思えないんですけれども、その辺について今後の職員教育の中で先程言った職場体験と、それから接客マナー。接客マナーもこれは講習するべきですよ。職員全員がと言いましょか、それは私常々感じます。ある意味サービス業です。その辺についてあれでしょうか、町長、これからの職員教育についてお考えいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 職員の資質向上、あるいは専門的な業務を行うということにおいては、やはり行政の職員としての対応というのは非常に重要なことと認識をいたしております。私の任期中に採用された職員には、その新規採用職員の研修というようなことで、私も新規採用職員には公務員としての今後のこれからの業務にあたっての心構え等を話してきたつもりであります。公務員が上から目線というような視点で言われるということからすれば、任命責任ということも感じておかなければならないというふうに思うところでもあります。芳賀議員に対して上から目線ということであれば、よほどの対応だったのではないかと推察するところでもあります。十分その趣旨を受けとめながら今後の職員教育に臨んでまいりたいと、このように思うところでもあります。

ただ、日常の業務においては、よく言われる行政暴力あるいはクレーマー、こういった部分に関してもやはり公務員というこの職場環境からすれば、来庁者、特に町民に対しては親切丁寧な対応をすべきということは、職員は共通で認識をしているはずですので、そういった点も含めて、今後の人事あるいは職員採用にあたっては十分公務員としてのしっかりとしたこれからの責任のもとに業務にあたるようにというようなことで指導してまいりたいと、このように思うところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 町民に対する親切な対応ができる、役場に緊張しなくても親しく相談できるという雰囲気をぜひ作っていただきたいと思います。

それでは、時間がなくなりましたが、農業について先程ご回答いただきましたが、それについてもう一度お伺いしたいと思います。私の論点といたしまして、現状の担い手について、少子高齢化という大きい課題の中でどうしたらいいかということ行政も当然考えておられるわけですが、一つのその行政の方向としては少子高齢化で高齢者が多いので問題だという視点で、新規就農者を増やす必要がある、それは当然の話であります。組織化するなり法人化するということを考えておられるのは当然であります。ただ現状の年齢構成を見ますと、それだけでは解決しきれないのではないかと、これは永続的な話にはなりません。特に今70歳以上の農業の担い手が主要になってきている。これは統計を見れば私の農林業センサスを、最新のものは市町村のものはありませんけれども、2015年の追加センサスを見ても、65歳、70歳が主要な担い手になっているというその現実を、どう評価するかなのであります。これは問題だと、私も問題な年齢であります。そういう問題ではなくてむしろその70歳代の農業者が80歳まで現役でいなさいと、むしろ勇気づけるといいたまいますか、位置付ける方向の方が現状としては今の大きい問題を解決する一つの手段になり得るのではないかとということでもあります。

農業政策自体の考え方も同じように今統計上のいわゆる経営体というふうな、農家ではなくて経営体というような考え方に変わったようではありますけれども、個人経営体の主業経営体が60日以上65歳未満の世帯がいるという前提なんです。65歳未満。私は経営体ではありません。主業経営体ではないと、農業者ではあります。統計的にもいわゆる高齢者というのは問題な存在としてはじかれている。当然、人・農地プランその中でも70歳以上の農地をどうしようかということで、非常に話し合いをしていますけれども、これは結果的にはすぐ解決する方法はないわけですね。むしろ、では70歳以上の方は80歳まで頑張りなさいと位置付けた方が80歳以降のその農地についてはもう何ともなりません。そういう意味では国の制度とかその仕組み、考え方にプラスアルファで三川町としては80歳代まで現役だということを認めるという、そういう考え方でこれからいかれたらいかがなものでしょうかという提案ですがいかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまの高齢者の農業従事者に関するご質問ございました。ご指摘ありましたとおり、本町の農業者の年齢構成につきましても、いわゆる高齢化というものはかなり進んでおると認識しております。いわゆる担い手というものの考え方一つには認定農業者というものがございしますが、この中において本町の前年度末ですけれども、今年の3月31日現在の認定農業者の構成というところで見ますと、80歳以上の方はいらっしゃいません。そして65歳から79歳の方については88名ということで、これは法人を除く認定農業者の占める割合としては45%を占めておるという状況でございます。

先程80歳以上の方についても、三川町として農業者として認めるべきではないかというお話ございました。全国的な方向性ということもございしますが、実はその高齢者、80歳

以上の方になりますと、やはり体力的な部分、あるいは運動能力的な部分の条件もございしますので、例えば農作業における事故等の発生が増加傾向にあるということも指摘されておるところでございます。それともう1点、これは経済的なところでございますが、80歳に近くなりますといわゆる機械更新のための借入等について、金融機関等でなかなか借入れができないという状況も発生しておりまして、実はそのことが機械の更新をする意欲を削ぐ、あるいは機械更新ができないということで旧式の機械を操作することによってのまた事故発生が増加しておるといふ、悪循環に陥っているというところもございまして。ただ、先程町長答弁にもございましたとおり、高齢の農業者の方の経験、あるいは蓄えられた技術等につきましては、ぜひともその集落の中で様々な機会、集まり、研修会等を通じて継承していただきたいということは考えておりますので、経営者としてはならないにしても、何らかの形で農業に携わっていただきたいということで考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 体力的な問題は当然あります。足腰の弱い人も現役でいるというのは無理な話でありますので、ただ今いるその何と申しましょうか70歳代、私どもを含め70歳代が、もう80歳まで頑張ろうというふうに決意をして、体力も維持しながら頑張って、そういう意欲を持たせるような政策が必要ではないかということなわけです。

70歳過ぎますと、周りを気にしながら、年いって申し訳ないけれども農業をしているみたいな感じ、そういう雰囲気があって、若手に本当は渡さなければいけないんだけども、とりあえずいないので行っているということとか、あとは経済的な問題もあります。専業農家は特に国民年金しかない、農業者年金が若干年間2万円くらいプラスになるぐらいの。ですからサラリーマンの方が退職した老後の生活とは全く違うわけです。農家の場合、特に専業農家は。その辺も70歳でやめられない理由の一つになっているわけですが、そういう体力的な問題を、何とか弱い人がしなさいではなくて、頑張ってやれるそういう雰囲気を作っていくと、国自体はある意味65歳などと話をしておりますけれども、三川町としては80歳まで頑張ってもらいましょうと、そして体力を鍛えるように福祉関係でいろいろな筋トレもありますので、そういうことも噛み合わせながら、これは農業だけではないですよ、はっきり言えば。さっき言った町民活動に関しても、高齢者も全部町民活動、まちづくりに参加するんだという意欲を盛り上げれば、たくさん出てきますよ。サラリーマン退職者なんか特に暇で犬の散歩しかないという方もおられますので、そういう方たちを、もうとにかく80歳まではみんな現役として町のいろいろな事業に、まちづくりに協力してほしいと位置付ければ、年寄りも活躍すると思います。むしろそれがこれからの行政の一つの方法ではないかと思えます。

あと最後の持続的な担い手の確保の方法にして、回答がなかったもので、私の方から提案いたしますが、高齢者がいつまでも農業をできない、それからその体力の問題もある、それを一つ補う方法としては、新たに集落とか、集落を越えてもいいですけども、若手も含めたサラリーマン退職者も含めて高齢者の丈夫な方も含めて、一つの組織をして例えば一時的な請負組織、似ているもので環境保全会というのがありますよね、環境保全会は実はそういう

組織なんですよ。これはたまたま農道の補修とか農地の保全の仕事をしておりますが、農地の保全ですから実はこれは農業をしてもいいわけですよ。それは少しうちの集落で考えてはいるんですが、なかなか実行まではできませんが、いろいろアンケートをとったりしておりますけれども、そういう方向で一時的な請負組織を作れば、なんと言いましょうか、これからの担い手確保については役に立つ。そしてそれは一過性でいいわけですから、若い人もやるとなったらそのまま抱き合わせる。今、農地中間管理機構というのがありますが、単なる農地の移動ではなくて管理もする、中間管理、中間農作業管理システムですね、そういうものも非常に有効ではないかと私は思います。

これは単なる提案ということで回答いただかなくても結構ですけれども、これから高齢化ではあります、先程言いましたように高齢者が単なる厄介者にならないように、みんなが意欲を持って自分で体を鍛え、それから現場に参加するということで生涯現役を貫くというようなことが、これからの行政のそういう方向に導くといいでしょうか、それが行政の力にもなるし町の発展にも繋がると思いまして、申し上げたいと思います。

時間になりましたのでいろいろ私も4年間一般質問で提案させてもらいましたが、少しでもまちづくりに役立つことがあれば幸いです。これで終わります。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)
- 議 長（小林茂吉議員） 次に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。
- 5 番（町野昌弘議員）

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策について | 1. 全国的に新型コロナウイルス感染症の第3波が報告され、庄内でも7ヵ月ぶりに感染者が確認されて収まる気配がない。一方、コロナ関連の国や県の経済対策は12月をもって終了することから町独自の経済対策が必要と考えるが、町の考えを伺う。 |
| 2. 町の土地利用計画について | 1. みかわ産業団地は完売したが、コロナ禍においても業績を伸ばし本町の地理的優位性を見込み進出を考えている企業も有ると聞いている。今後の産業団地開発の計画はどうか町の考えを伺う。

2. 大規模な開発ではなく小さな事務所や作業場を建てようとした場合、農地転用の許可に県の確認が必要なのだが、町の事情は町が良く分かっている事から町に権限移譲してもらい町の発展に繋げていくべきと思うが、町の考えを伺う。 |

- | | |
|--------------------|---|
| 3. かわまちづくり整備事業について | 1. 町民が川に親しみ、憩う広場として進めてきた「かわまちづくり整備事業」は、これまで計画推進事業も含めると9年（事業費1億8千万円）を投じて進めているが未完成の部分も多く、有効に使われているとは思われない。町民からは「いつから使えるの」との声も出ており、すべての完成を待たず部分的に完成を急ぎ、利用状況をみながらその先に進むべきと考えるが、町の考えを伺う。 |
| 4. 空き家対策について | 1. 平成26年に「三川町空き家等の適正管理に関する条例」ができて、空き家問題が解決に向かうのかなと思ったが、町内には特定空家（危険空家）が未だ多く見受けられ、周辺住民からの苦情も聞く。この条例において「三川町空き家等対策協議会」が重要な役割を担っていると思うが、これまでの開催経過と今後の予定を伺う。 |

令和2年第6回三川町議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

まず初めに新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策について伺います。

全国的に新型コロナウイルス感染症の第3波が報告され、庄内でも7ヵ月ぶりに感染者が確認されて収まる気配がありません。一方、コロナ関連の国や県の経済対策は12月をもって終了することから町独自の経済対策が必要と考えますが、町の考えを伺います。

二つ目、町の土地利用計画について伺います。

みかわ産業団地は完売しましたが、コロナ禍においても業績を伸ばし本町の地理的優位性を見込み進出を考えている企業もあると聞いています。今後の産業団地開発の計画はどうか町の考えを伺います。

大規模な開発ではなく小さな事務所や作業場を建てようとした場合、農地転用の許可に県の確認が必要なのですが、町の事情は町が良く分かっていることから町に権限移譲してもらい町の発展に繋げていくべきと思いますが、町の考えを伺います。

三つ目、かわまちづくり整備事業について伺います。

町民が川に親しみ、憩う広場として進めてきた「かわまちづくり整備事業」ですが、これまで計画推進事業も含めると9年も、事業費1億8,000万円を投じて進めていますが、未完成の部分も多く、有効に使われているとは思いません。町民からは「いつから使えるの」との声も出ており、すべての完成を待たず部分的に完成を急ぎ、利用状況を見ながらその先に進むべきと考えますが、町の考えを伺います。

最後に、空き家対策について伺います。

平成26年に「三川町空き家等の適正管理に関する条例」ができて、空き家問題が解決に向かうのかなと思いましたが、町内には特定空家（危険空家）がまだ多く見受けられます。

周辺住民からの苦情も聞きます。この条例において「三川町空家等対策協議会」が重要な役割を担っていると思いますが、これまでの開催経過と今後の予定を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策に関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、町独自の事業であります「みんなで応援クーポン」や、2期にわたる「プレミアム付商品券」の発行、「宅配サービス等支援事業」、「学生応援事業」等の各事業につきまして、出羽商工会三川支部との連携により、迅速、かつ円滑に執行いたしましたところであり、さらに、国や県の事業であるGoToキャンペーンや、山形県保証協会の保証料補給金、第2期の「プレミアム付商品券」の各事業については、来年以降も継続して実施するものであります。

今後においても、国、県等の動向を注視し、出羽商工会と情報を共有し、事業者等の要望の把握とともに、必要な支援については的確に対応してまいりたいと考えております。

質問事項2の町の土地利用計画について、まず1点目の今後の産業団地開発計画に関するご質問ですが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、現在の産業団地に関する計画を変更して新たな団地造成に取り組むこととし、その作業を進めているところであり、

現時点におきましては、みかわ産業団地北側への拡張を計画しているところではありますが、その造成規模については、実際に企業立地の見込みがある面積までとされていることから、今年度実施しました立地調査の結果等を踏まえて計画を策定することとしております。

今後は、計画の案をもって対象となる地域の地権者や関係者との話し合いを行い、理解を得ながら作業を進める予定にしており、計画策定に必要な山形県との協議につきましては来年度となる見込みであり、県の同意を経て、事業に着手したいと考えているところであり、

次に、2点目の農地転用事務の権限移譲に関するご質問ですが、農地転用については、山形県知事の許可によるものとなっていることから、現在は、申請書類について本町農業委員会で精査し、庄内総合支庁に關係書類を進達しているところであり、

ご質問のとおり、権限移譲を受けることにより、手続の迅速化や二重審査の解消が図られ、さらに事務の簡素化も期待できるものであることから、その移譲について検討してまいりたいと考えております。

質問事項3のかわまちづくり整備事業についてのご質問ですが、赤川河川緑地ふれあい広場の整備につきましては、令和元年度までに「交流エリア」「親水エリア」のせせらぎ水路、赤川堤防沿いの「桜」の植樹、坂路整備等を行ってきたところであり、

現在、交流エリアとその駐車場、親水エリアの緑地部分等の使用が可能となっており、「みかわスポフェス」のウォークラリーを実施したほか、町民の方々、個人でも利用されているところであり、本年5月にチラシを全戸配付しお知らせしているところであり、

また、せせらぎ水路の噴水設備、親水エリアの駐車場等の工事については、年度内に完了

する予定であり、完成した時点で利用についてお知らせしてまいりたいと考えております。

質問事項4の三川町空家等対策協議会の開催経過等に関するご質問であります。本町の空家等対策協議会は、三川町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、平成29年8月に設置したものであり、これまで、空家等対策計画や、老朽危険空き家等の解体に対する補助、空家等の寄附受入れ等について協議してまいりました。

今後においても、適宜協議会を開催し、生活環境の保全と空家等の利活用の推進を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策について伺います。ただいまの町長答弁ではクーポン、プレミアム券、いろいろ行っているということがありました。確かにそのクーポン券やプレミアム付商品券でそれなりの経済効果はあったかなと思われまます。そこでやはりそれはそれとして効果は認められますし、来年度以降も検討しているということ期待するわけですが私がここで言っているのは、経済対策ということであります。

今、保証協会の保証料の部分での保証はしているということでありましたが、これには制約なりいろいろあるわけでありまます。それで5月に町議会としての緊急提案、また7月には商工会からの新型コロナウイルス関連の意見ですか、それが町長宛に送られたということでありまます。その中でも触れてきましたけれども、支援の中で経済対策、資金の融資関係、国、県の制度ではなくそれも12月で終わるとなっております。今後もまだ新型コロナウイルスの関係としてはいつ収まるか分からないという状況であります。この辺今後を見据えた町の対応というものは考えられないのか、お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今後の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策についてのご質問でございました。ただいまお話がありましたとおりに、この春先から様々な新型コロナウイルス感染症の関係で飲食店あるいは小売店等に限らず、我が国の経済に対して様々な影響を与えていると、その対策につきましましては国、県そして町が一体となって様々な施策を展開しておるところでございます。ただいまご指摘ありました経営改善資金あるいは雇用調整助成金等の話だと思っておりますけれども、これに関しましては本年内に終了する国あるいは県の制度もございまます。ただ現時点で先程町長答弁にもございましたが、本町の経済の活性化のために実施している施策としましてクーポン券あるいはプレミアム付商品券、そして直接的な対策ではございませぬけれども、例えば新生活様式の対応ということで小売店、飲食店等ではいわゆる対外的な感染予防の様々な設備をした場合に、助成を行うものでありますとか、あるいは各企業の中で体温検知システム、こちらを導入した場合の助成でありますとか、この辺につきましましては現在申請を頂戴して現在申請中でございます。体温検知システムにつきましましては1件申請がございまますし、新生活の対応支援補助金につきましましては現在4件申請がございまして、現在その内容を審査中でございます。

また、現在申請はございませんが、項目といたしまして新生活様式のCO₂削減推進ということで、こちらはエネルギー使用量の削減目的という名目でございますが、こちらの中で例えば新型コロナウイルス感染に伴うエアコン等の設置を含めて、そういう設備投資をした場合の助成、あるいはアフターコロナを見据えた社員等の資格取得、こちらのための人材支援事業というものが現実としては準備をしております。こちらにつきまして、今後の新型コロナウイルス感染症のポストコロナ、アフターコロナに対応する施策として展開をしてみたいと考えておるところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 体温計なり、いろいろ新型コロナウイルスに感染しないようにということで、いろいろな手厚い施策があるということでありました。それはそれとして十分効果のあることだと思いますが、今現在、今日のお昼のニュースを見ても三川町内で6人の感染者が出ているというところでもあります。その中でも誰も体温を測り、消毒し、いろいろ行いながらもやはり感染してしまうということで、その近くで経営しております商店、大型商店もあります。商工会との懇談会の中でも言われました、一旦そこのお店の従業員なり納入業者とかそういうところで発生してしまえば、今の体温計とか消毒という話ではありません。もう近々に従業員は全員休んでもらって、当然PCR検査を行い、中にある商品はすべて廃棄という現状になろうかと思えます。

その中で質問でもしたんですがそれに対応する保険というものはないんだそうです。もしそういうことに近々になった場合、体温計とか消毒液ではこと足りないわけです。それに持続化給付金、個人で100万円、企業でも200万円とかそのレベルでもないと思えます。その辺になってきた場合は何千万単位、ものによれば億、億まではいかないと思えますけれども、それくらいの資金がないと次の事業を始めようとしてもこと足りないというところでもあります。それに対して国、県は、国会で伸びそうな話も今現在ありますけれども、まだ閣議段階で決まっていけないということでもあります。それに対してやはり利子補給なり借り入れやすいように企業、商店がこれから持続的に経営できるような町独自の支援、これはなってからでは遅いのではないですか。やはりこれは保険みたいなもので、やはり町としてはそういうものに対しては応援していくんだという姿勢をもちながら、なければいけないわけでありますので、必ずそういうものを設定したから使わなければいけないと、そんなものではありません。また国の方の支援があれば当然そちらを使ってもらおうというところで、事前に、今近々に近くでも発生しているわけでもありますので、これに対する対応は町としても考えて支援していくべきかなと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘の件でございますが、残念ながらご質問の中におりましたとおりに、新型コロナウイルス感染が発生した場合のその店舗に対する保証については、現在助成制度はございません。お話があるとおりに、現在国会等の中で審議をしようというような方向があるということは承知をしておるところでございます。今お話ありましたとおりに、もし発生をして店舗の閉鎖等になった場合というのはその損害額がかなり大きな

ものになるだろうということで、その際の借り入れというお話になるのか、あるいはこういう言い方をすると大変失礼ですけれども閉鎖の処理、事後処理という形になるのか、様々な形が想定されるかと思えます。その意味で、残念ながらそのすべてに対応するような制度設計というのは現在は準備できておらないということでございますので、今議論されております国の制度を見ながら、本町でも適切に対応してもらいたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 積極的にその辺も防御策ではありませんけれども、前もって転ばぬ先の杖ということでそういうものも今から準備しておくべきかと思われま。

続きまして、土地利用計画について伺います。まず三川の産業団地の件であります、これは完売して今企業が張り付いて大変喜ばしいかなと思っております。この中でもまた本町の立地条件を見越して来たいなという話が役場当局にも当然来ているわけだと思っております、私にもいろいろお話が来ます。ところが今進めている段階だよというところで止まっていてそれ以上進まない、これから町の計画を立てて県との協議を持って進めていくということでありますが、この話を聞いたのは今年の春先の話であります。立地条件、その前にまず聞きお聞きいたします。立地調査を踏まえてということですが、今立地調査でどんな企業とか、答えられる範囲でいいですけれども町で立地調査した結果を踏まえてという話でした。その辺のまず結果をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） アンケートを実施いたしまして、企業移転改築等あるか、また三川町への関心の度合い等についての内容の調査でありました。1,000社を超えるアンケートを実施しまして、約半数近くの回答幅広くいただいたところであります。その中でも本町とまた今後の事業規模の拡大になり、新しくその進出と言いますか立地ということで見込んでおりました事業所については、10社までは至りませんでした、今後その立地を考えているという業種につきましては、製造それから運送業といったところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 10社を超える、10社近くの業種からの申し出があったということで、大変喜ばしいのかなと。そこで前から思っていたのが、この話を聞いたのは春なんですけれども、これから町の計画を作って県との協議というところで、もっと早められないのでしょうか。計画というものはいろいろあるとは思いますが、これから年度内、3月までに町の計画を行って、それから県との協議、それもどのくらいかかるか、半年もかかるんですかね、それから国に申し込みをして造成というところで、ものすごくのんびりしているというか、タイムリーではないのかなと。今までゆっくりする理由、早く進めるのに障害というのは何かあったんでしょうか、その辺を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 計画の案を現在作っている段階でございます。その案につきましては当課を含めまして委託先の事業者と十分協議し、どういったアンケートにするの

か、そしてアンケート結果に基づいて、当課と委託先の事業者で訪問等もいたしました。そうした結果も踏まえながら、現時点で案を作成しているところであり、その計画に盛り込むべき事項等、今精査をしている最中でございます。そういったものを当課といたしましても、成果品を点検し、案として十分耐えうるものと、今後の町の方向として出せるものをしっかりとまとめ上げて、それをもって県との調整ということになります。

まず現段階では一般的なその日程、その計画策定をする日程として、年度内にその案を完成させまして、来年度県との協議とまた東北農政局、国との協議もでございます。そういった協議を踏まえまして、実際に町が計画として公表・告示できるのがおよそ協議開始から半年ぐらいを要する、これも一般的なスケジュールということでもありますので、実際の事業着手等については先程町長の答弁のとおり、来年度早くてもそのような時期になるのではないかと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 確かに以前と違いまして、工業団地を作っておいてそれから企業を呼ぶというのは今後できないとは聞いていました。その計画を作る段階でも、途中やめたというのではやはり町の計画も信頼性も失うということで、分かりました、その辺は企業が来るところとの実際本当に行うのかということのを慎重に審議しているということは分かりましたけれども、今10社ほど、その案に登っているということではありますが、その人たちその企業としては1年後、2年後でも大丈夫なんですか。それとももう来年であれば、早くしないと、企業というのは旬でありますので、今欲しいと、自分のところに来るのも大概年内とかそんなことで来ます。今計画されているのは、その辺もう2年後、1年半後になるというところは承知の上で話が進んでいるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 先程アンケート結果として、10社程度立地を考えている事業者がいらっしゃるということでお答えいたしました。ただその事業者についてはいろいろな立地までの年数というのはバラバラでありました。例えば2、3年後とか向こう5年以内とか、ただ誤解のないようお願いしたいんですが、その立地ということで三川町に進出したいということでお答えいただいた事業者もありましたが、単純に三川町ではなくて将来的なその増設でありますとか、移転を考えているという答えの事業者に対しても、本町をアピールするというところで訪問したりしたところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 企業とよく打ち合わせして本町の発展に寄与してもらえればと思います。

続きまして農地転用の件でありますけれども、県の許可が必要だと、ただなくとも、権限移譲もこれから検討していくということでありました。この辺は、実現性は来年とかスケジュール的なものはどういうふう考えているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） 農地転用事務の権限委譲に関するご質問ござい

ますけれども、町長答弁でも申し上げましたとおりに、もともと農地転用の事務につきましては、各市で設置をしておると、町村につきましてはその専門性あるいは人員確保の観点から県の方で事務を行っておったというところでございます。

ご質問でありましたけれども、町の事情が一番よく分かっているというところでございますけれども、ご承知のとおり、農業委員会で例えば農地転用の申請がなされた場合の審査としましては農業委員が現場を実査いたしまして、確認をして、農業委員会ではかりまして、県の方に進達をしているということでございますので、その意味では町の事情については勘案しながら県の方に進達をしているという状況でございます。

ただご質問にありましたとおりに、書類審査等の二度手間といえますか、二重審査等の解消が図られることによってのいわゆる許可日までの短縮、こちらについてはその効果が得られるというふうに考えられるところでございますので、ただこちら県の方とも協議をしながらということで、実施の時期は確定はできないのですけれども、なるべく早い段階でということで県の方とも協議を進めながら権限移譲を受けたいと考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 許可を出すのは県なわけですので、県のスケジュールもあろうかと思えます。隣町の庄内町では2年前に権限委譲しております。話を聞くには遊佐町でも近々権限委譲されるという話を聞いております。いずれもやはり町内のことは町内の方は事情がよく分かると、その辺のスピーディーさもあるということでもありますので、検討されているということでもありますので、よろしく頑張ってください。

それでは次にかわまちづくりについて伺います。先程の答弁では使用は可能ということでありました。5月にチラシを配布して町民には周知しているという話でありましたけれども、私もこの間自分の町内会で町政報告会を行って、今回の質問こういう質問をするよというふうな質問して、そのとき聞いた人に使えることを知っていますかと言ったら、誰一人知りませんでした。たまたま自分のいたところは遠いのか、あまり縁がなかったのか知りませんが、中学生との議場懇談会でもいつ使えるのかという声も上がったと記憶しております。町としては今も使用可能と思っているということではありますが、まず初めに周知徹底の仕方は大丈夫だったのでしょうか、私にとっては足りないのではないかと思うことがあります。まず初めに町民への周知徹底についての町の見解を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） かわまちづくり整備事業における赤川の河川緑地、ふれあい広場の使用の啓発について、本年5月にチラシ配布はさせていただいたところであります。そのチラシ配布につきましても今年度は1回のみという状況ではありますが、今後とも利用について周知を図っていくという意味で適宜広報していきたいとは考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 私も現場に行ってみりました。看板も立っていましたが、看板を見ますと三つの密を避けましょう、人と人との接触を5割減らす、新型コロナウイルス関係の注意書、それとまだできていないと思われる水路について、この水路コンクリート

箇所に入っていけないということで入るなよ、確かにそれは注意喚起としてはいいんですけども、どうしても使ってくださいというイメージがないです。やはり使ってもらっていくらの事業であります。

もう少し積極的にここの場所はこういう使い方をしましょうとか、またもう少し行っても楽しくなるような看板、またそこまでの道案内も、自分たちはどこに何があるか分かりますけれども、町民または町外から来られる方はあの場所に遊ぶ場所があると、憩いの場所があるというのは、とても分かるような状態ではありません。先程の一般質問にありましたけれども、上から目線ではなくやはりこの辺がまだ行政の仕事かなど。やはり1億8,000万円もお金をかけて整備しているわけです。使用可能と言うからにはそれなりの対策が必要なのではないかなど、その辺が全然足りないのではないかなどと思いますけれども、町の見解をお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今年度整備を予定しておりますせせらぎ水路の噴水設備また駐車場の整備という部分につきまして、やはりこちらが完了するという部分の中でやはりそういった周知、またその広場の利用が積極的に進むような看板の設置について検討していきたいというふうに思います。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 積極的に行っていくというふうな答えであります。今までしてこなかったのがむしろ不思議なくらいだなと思われまので今後に期待いたします。それで最初の質問にもありましたけれども、まずとりあえず全部の完成を見るのではなく、今ある部分、未完成の部分もありますけれども、これから多目的広場なり運動公園なりいろいろあるみたいでありますけれども、まずそちらの方に着手するというのではなく、まず今のある場所の完成を早く見て、可能であれば一旦あの事業を完成させて、途中でありますけれども、補助金の関係どうか分からないのでお聞きするんですけれども、あれを一旦完成を見て、利用状況、また町民への周知をして、その場所を有効に使うことにまず専念していただいて、その後次の事業に展開していくということについて町の考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今年度に工事が完了する段階におきましては、親水エリアにおけるせせらぎ水路は駐車場も含めて完成することになります。また交流エリアにおいて水道設備が完成しますので、そういった意味でこれまで以上に利用がしやすくなると考えております。そういうふうに順次完成箇所を増やしていきながら現時点における予定であります。国の交付金の付き方にもよるわけですが、令和3年度また令和4年度、順次整備してまいりたいというふうに考えております。現計画においては令和4年度でこの整備事業が完了する予定というふうに考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） その国の補助がなかなか付かないと、その理由としては毎年のようにいろいろなところで災害があるものですから、やはり特別急ぎではない本町の公園みたい

なのからやはり削減されてしまうというふうな事情があったかのように思います。それで付けてできればいいのですが、その前にやはり今ある場所を有効に使うことにもっと力を注ぐべきではないかなと。今ある多目的コートも舗装はしてありますが、この計画の図面を見るとカラー舗装したり、駐車場にはラインも引くと、その辺であれば今でも予算が付けばこの辺がどうなのか、できるところは結構あると思います。水道施設を待たなくとも、そういう意味で、同じような質問になるかと思いますが、今あるものを積極的に使うようにすると。この手法も自分なりの手法ではありますけれども、新しい会社などで事業をする場合、1回で全部、海のものとも山のものともつかないような事業をする場合、1回で大きくしてしまうともしだめでも、もしだめな場合は結構痛手が大きいと。よくやるのがある程度コンパクトにまとめて、お客の付きを見ながらだんだん広げていくというような方法が割とリスクが少ない方法だと思います。私は開発よりもいかにここの場所に町民が来て、関心を持ってここで遊んでもらうか、そっちの方がむしろ整備より急ぐ話ではないのかなと、あればそれはいいんですが、多目的ホールやスポーツ広場、いろいろありますけれども、それはお金を出せばできます。むしろ今課題となるのはいかに町民、他の人たちからあそこにきて利用してもらうか、そのことに専念すべきかと、予算がついてできる分にはいいですけれども、そっちにもっと重点をおいた政策、町のお金の使い方をすべきかなと思いますけれども、もう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） ただいまのご質問の内容につきましては、担当部局としても同様の考え方で進めているところではございますけれども、国の交付金の関係がございしますので、そういった中で交付金を有効に活用しながら、なおかつ整備する区域を広げていくというような形で行っているところであります。当然利用する方を考えながら行っている事業でありますので、そういった形で推進協議会のご意見も賜りながら進めてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 推進協議会の意見を伺いながらというのではなく、やはりこれを計画した役場、町当局がもっと積極的に前に出て、他人にそういう利用の仕方を任せるのではなく、有効に利用してこの作った目的を達するように頑張っていたいただきたいなと思います。

続きまして、空き家対策について伺います。これに対しては今現在毎年のように空き家が増えたり解体したりしているわけではありますが、まず初めに自分の資料としては平成29年度に調査結果というのが自分の一番新しいところかなというところであります。その後、現在今空き家、これもA、B、C、Dとランク付けしてあるわけでありますので、お手持ちに資料があればですけども、今最新の情報をまずお聞きしたいなと思います。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 空き家の戸数等の実態という部分につきましては、平成29年度に空き家状況調査結果を公表しておりますけれども、この数字が一番直近の数字になっておりまして、なお、その後3年ほど経過しましたので、今年度また今現時点での空き

家の実態調査を町内全域で行っているところでありまして、ただ調査中というところでありまして、今現時点での数字が公表できる時期としてはやはり年度末になるのではないかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 国勢調査ではありませんので、4年だ5年だと待たなくて、もっと早く町内会長なりいろいろな手法を使い、また、町職員ができる限り税務調査でいろいろ回る場合もあるわけですので、その今まで調査してこなかった、3年も4年も行っていない理由をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 空き家の実態調査につきましては平成27年度に町内全域の調査を一度行いまして、その後平成29年度に町内会長の協力をいただきながら、平成29年度時点での空き家状況調査を行ったというところでありまして。その後平成30年度、31年度におきましてはその空き家の実態調査、町内全域的なものは行わなかったわけですが、ただ町内会長の情報を得ながら空き家の現状という部分については随時確認してきたというところでありまして。平成30年度と31年度に行わなかったという部分について、毎年度、確かに実態調査を行えばより確実なデータという部分にはなるわけですが、やはり実態調査を行うということにしても、その当時は専任の職員を配置していなかったということで、相当な経費がかかるということもあったところから、その2年間については実態調査を行わなかったという経緯がございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 相当な経費がかかるんですか。その当時は平成29年度の資料だと123件、その中でA、B、C、Dいろいろありますけれども、まずそこが今現在どうなっているかを調べて、その後新たに情報があつたところを見に行けばそれで済むのかなと。全部ローラー作戦で、小屋一つ見逃すなという話ではありませんので、まず今現在、当初上がったものがどうなったか、その辺の把握プラスアルファ新しい情報が来たものを確認すればいいと思いますけれども、とても町の政策として空き家に正面から改善しようという姿勢が私には見受けられません。町内から意見がいろいろ声も上がります。その辺は町長に聞いてもいいんですけども、行政を担当させている方なので、町長から進めるべき体制がないと思われましてけれども、その辺行政を司っております町長としての見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員のおっしゃられる気持ちは十分理解できるところであります。町としてもやはり空き家の適正管理、空き家の言うなれば危険空き家を解消していかなければならないということからの空き家実態調査というものを進めてきているわけでありまして。先程担当課長が答弁申し上げましたように平成29年の時点での空き家の戸数が今どうなっているかという部分については、当然町野議員が言われるように把握して当たり前だというふうに認識をしております。現在専門員がこの空き家について詳細な調査をし

ているというようなことで、先程担当課長はその状況についてはというようなことでありましたが、やはり町野議員が言われるように今の時点でということも説明をするということは当然必要だと思いますので、現在その状況については担当課長がその実態についてまだ報告を受けていない可能性もありますので、そこについては十分対応しながら、やはり必要に応じて状況等についてお知らせするという事は当然行っていかなければならないことだと思いますし、今年度本当に空き家の有効利活用あるいは適正管理さらには寄附の受け入れというようなことで、いろいろな対策を講じてまいりました。やはりその結果についても、議会に報告しながらこれからの空き家対策のあり方ということについても検証ということもこれは当然必要だと思いますので、後程指示をしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今町長から前向きな答えをいただきましたので、これからの進展を望みたいと思います。そのときに、調査結果の一番最後に、その他三川町が取り組む空き家管理についてご意見要望がありましたらという意見がありました。その中でやはり空き家は進まない点があくつかありますけれども、まず一つは解体に費用が、お金がかかると。それは当然お金がかかるんですけれども、それが原因で別に今の空き家を欲しくてそのままにしているのではなくて、解体費用の面で補助があれば積極的に解体していきたいというふうな声もありました。それから固定資産税が、解体した場合優遇してほしいという声もありました。この2点、補助の方、今現在あるわけですけれども、この辺アップしていけばもう少し進むのではないかなと思いますし、解体した場合の固定資産税は検討されているのか、この2点お聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 老朽危険空き家に対する解体補助金につきましては、今現在も行っているというところでありまして、今年度になりましてから空き家相談会を実施する中でそういった解体に対する補助を利用したいというような相談も数件寄せられており、今現在その方々と相談中ということでありまして。その空き家の解体補助を利用して解体された更地の固定資産税が当然上昇するというようなことにはなるわけですけれども、その固定資産税についても一定期間の優遇措置という部分は制度としてございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今補助金の相談を受けているということでありましたけれども、現在相談している方が、話を聞きますと、結果まで遅い、補助金をもらうのに2ヵ月3ヵ月ぐらいかかると。その辺の苦情というのはないのでしょうか。もしその辺の補助を出す障害物というのは何が考えられるのか、答弁願います。

○議 長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 具体的に解体補助金のご相談を受けている方から苦情という部分につきましては、まだ把握していない部分もありますので、その点について確認はしてまいりたいというふうに思います。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

- 5 番（町野昌弘議員） その辺は確認していただければと思います。では私の一般質問は時間になりましたのでこれで終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、5 番 町野昌弘議員の質問を終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3 時 1 7 分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3 時 4 0 分)
- 議 長（小林茂吉議員） 次に、2 番 志田徳久議員、登壇願います。2 番 志田徳久議員。
- 2 番（志田徳久議員）

<p>1. 新型コロナウイルス感染症の状況下におけるまちづくり方針について</p> <p>2. 選挙の投票率向上にむけた方策について</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度に予定されていたまちづくり関連事業の多くが取り止めている状況で、令和3年度に向けてどのような方針で向かうのか伺います。</p> <p>また、教育の現場においては、休校等による学校教育での影響や社会教育への影響を踏まえ、令和3年度に向けた取り組み方針を伺う。</p> <p>1. 令和3年には、住民の直接選挙が複数予定されているが期日前投票の他に、高齢者等の交通弱者が投票できるようにする考えは。</p>
--	---

令和2年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況下におけるまちづくり方針についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度に予定されていたまちづくり関連事業の多くが取りやめになっている状況で、令和3年度に向けてどのような方針で向かうのか、伺います。また、教育の現場においては、休校等による学校教育での影響や社会教育への影響を踏まえ、令和3年度に向けた取り組み方針を伺います。

次に、選挙の投票率向上にむけた方策についてであります。

令和3年には、住民の直接選挙が複数予定されているが期日前投票の他に、高齢者等の交通弱者が投票できるようにする考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の新型コロナウイルス感染症の状況下におけるまちづくり方針について、後段の教育現場における取り組み方針に関するご質問につきましては、教育委員会より、質問事項2の選挙の投票率向上に向けた方策に関するご質問につきましては、選挙管理委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症の状況下におけるまちづくり方針に関するご質

問であります。現在、この感染症による感染は日本はもとより、世界全体で拡大を続けており、いまだ収束には至っていない状況であります。また、有効なワクチン開発の情報もあるところではありますが、普及するまでには一定の期間を要することから、当面の間は、現在の状況が続くものと考えているところであります。

さらに、この感染症については、国等専門機関の研究により、まん延初期の段階と比べ、感染の特徴も捉えられており、政府が示している三密対策等の基本的な感染対策を行うことにより、感染者数の抑制に大きな効果があることが判明しているところでもあります。

本町におきましては、町民の健康と暮らしを守るため、国、県が発する基本的対処方針等に基づき関係機関等と連携しながら、感染拡大の防止に努めるとともに、経済対策も含めた地域活性化に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の1点目、令和3年度に向けた教育の取り組み方針に関するご質問ですが、今年度の学校教育の状況につきましては、休校措置に伴う夏休み期間の短縮や学校行事の見直しにより年間の授業日数を確保したことから学習進度への影響は特に発生していないものの、多人数が集う学校行事の多くは、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止、または制限する対応を取ってきております。

また、社会教育におきましても、年度の前半につきましては多くの事業を中止してきましたが、夏以降におきましては、感染予防対策をとりながら徐々に各種行事を開始したところであります。

こうしたコロナ禍の状況につきましては、今後もしばらく続く見込みであることから、令和3年度の学校教育、及び社会教育の取り組みにつきましては、地域の感染状況を勘案しながら、令和2年度と同様の対応を継続していかねばならないものと考えております。

なお、学校教育におきましては、町内の小・中学校において遠隔学習の環境整備が整いつつありますので、地域での感染症が拡大した場合には休校措置をとりつつ、ICT 機器を活用した遠隔学習にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田選挙管理委員会書記長。

○説明員（黒田 浩選挙管理委員会書記長） お答え申し上げます。

選挙の投票率向上に向けた方策について、高齢者等の交通弱者対策に関するご質問ですが、本町におきましても、年々高齢化率が高くなっており、それに伴い、運転免許を持たず移動の手段がない、いわゆる交通弱者が増えてきている状況にあります。

そのため、本町では、地域の公共交通手段の確保策として、デマンドタクシーを運行しており、多くの方からご利用いただいているところであります。

また、その運行につきましても利用者の利便性を図るため、当初運行時から制度を順次拡大し、現在は、土・日も含めた、1日7便のきめ細かな運行を行っており、買い物や通院の

みならず、投票所への移動手段としても活用できることから、従来からのご家族や近隣等の協力に加え、本制度の利用についてもお願いしたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再質問させていただきますけれども、最初に選挙の投票率向上の方から質問したいと思います。今三川町ではデマンドタクシー1日7便往復しているということで、それらの利用をというお話でありました。他市町村の例を見れば、選挙目的のために町で、公共機関でマイクロバス等を用意して巡回している、山間部とかそういうところですけども、そういうものもあります。選挙制度上、いろいろなものに抵触する可能性が予測されますけれども、町自体でマイクロバス等を回す考えはないのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田選挙管理委員会書記長。

○説明員（黒田 浩選挙管理委員会書記長） 今ご質問にありましたマイクロバス等の運行につきまして、質問者からも抵触する恐れがあるといったような言葉がありましたけれども、実際にそういった不平等、不公平、そういったものに抵触する、そういったものが生じかねる恐れがある場合は、やはり公職選挙法の抵触の恐れがあると理解しております。山間部等、どうしても交通手段が限られているような場合はやはり全国でもそういった事例がございますけれども、本町のような場合はやはりデマンドタクシーというものは地域公共交通に位置付けられているもので、免許を持たない方であれば利用できる地域の公共交通手段でありますので、その交通手段がある場合はそちらを使うことによりましてそういった平等性、公平性が保たれるものと認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 確か高齢者施設には移動投票場等を設けているのではないかと記憶しておりますけれども、もしその場合、今三川町で発生しているような新型コロナウイルスの状況下の場合はどういう対応になるのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田選挙管理委員会書記長。

○説明員（黒田 浩選挙管理委員会書記長） 今のご質問の中で移動投票所といった言葉がございましたけれども、本町では移動投票所は行っておりません。たぶん病院に入院している場合や老人ホームに入所している場合、その施設で投票できるといったことがありますので、その制度を利用した投票は公職選挙法上認められていますので、そういった施設の方に限っては可能となっているところでございます。したがって、移動投票所等についても同様の理由から設ける予定はないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 施設で投票した用紙等、例えば私が今言っている老人ホーム等では行っていますけれども、違う施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、こういった場合も投票、その投票用紙の集め方等は考えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田選挙管理委員会書記長。

○説明員（黒田 浩選挙管理委員会書記長） 公職選挙法の規定によりますけれども、基本的に

従来そういった入所中の病院や老人ホームでの不在者投票は認められておりますので、その部分については投票の結果を職員がこちらの方に提出していただくという形になっておりますので、直接そういった入所施設内ですべて完了する形となっているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 投票所に行く場合、期日前投票であっても三川町の1ヵ所なわけがありますけれども、中には足の不自由さが増してきて、なかなか役場に行くのも億劫という方の意見もありました。その人たちから出たのが郵送で投票できないかということでありました。例えば三川町に住所を有する人が県外に投票期間中いなければその自治体で投票して、それを三川町に郵送すると、そうすると5日間以内であれば有効投票になる制度があります。そのように投票用紙の工面とかいろいろ行って、地元に住んでいる方で投票所に行けない方が郵送するような手続あるいはアイデア等はどうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田選挙管理委員会書記長。

○説明員（黒田 浩選挙管理委員会書記長） こちらについても郵便投票ができる方というのが公職選挙法で規定されておまして、この規定によりますと身体障害者手帳等を持つ人で一定の障害がある方、それから介護保険の被保険者証を持つ人で、要介護5の方といった方はそういった郵送での不在者投票が可能となっているところでございます。したがってそういった手帳を持っていない方で、都合でそういった郵便投票を行いたい方については現在の公職選挙法では認められていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 例えば該当する人が投票したいという場合は、町の方から事前に意思を把握して用紙を対象者に発送してそれで投票してもらおうという格好になるのか、先程県外の場合はこの自治体で行ったものが規定の投票用紙ではありませんけれども、三川町の選挙管理委員会に届いて開票に該当するわけでありまして、その投票用紙の扱いを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田選挙管理委員会書記長。

○説明員（黒田 浩選挙管理委員会書記長） 投票の選挙期間というのは限られておりますので、そういった選挙人名簿に登録された方でそういった郵送等でやりとりが可能な方については今のような方法で実施しているかと思っておりますけれども、あくまでも選挙人名簿に登録された方といった方が前提となります。それから先程申しましたとおり自宅にいながら郵便投票を希望する方というのは手帳等をお持ちの方でないといけないといったこととなります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 一定の規定の人はこういう投票制度を知らなければ権利の放棄になってしまうわけでありまして、これからはこういうものを啓発していくべきと思っております。身体障害者の会とかいろいろなものもありますので、そういう場を捉えてお知らせしてほしいと思っております。

続いて、令和2年度の事業の反省に向けた事業展開でありますけれども、まず先程から申し上げているとおり、新型コロナウイルスと同時にインフルエンザも同時発生した場合の予防ということで今対策を練り上げているわけですが、私は昨年の3月定例会でも提言

いたしましたけれども、生後6ヵ月から12歳までの子は年に2回ワクチン接種しなければならない、それはすべて自己負担です。それで親は安い医療機関を探し回って2回接種しているという状況であります。今年の場合には国や県の助成等がありまして、子どもは中学生まで助成がありまして、接種することができました。それで私は前に提言しましたとおり、6ヵ月から12歳までは2回の自己負担で接種ですので、これらの助成を継続すべきと思いますが、来年度以降はどう考えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） インフルエンザに関しましての助成ということで、今年度生後6ヵ月から中学校3年生までの幼児等を対象に今年度は助成を行うということになりました。幼児等のインフルエンザに関しましては、あくまで新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行対策というのが根本にございます。したがって、今年度こういった新型コロナウイルスが流行し、蔓延する状況の中で今年度に限り実施すべきというような国の方針等に基づいて、町の方で幼児等を対象にしたインフルエンザ予防接種費用の助成を行うというふうに今年度なったものでございます。医療機関の負担軽減、混乱を避けるというのが今回の幼児等のインフルエンザ予防接種費用の助成の趣旨でございますので、その辺につきましてはご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 子育ての町と言われておりますので、なるべく若年層の親の負担、少なく済むようにするのも一つの方策と思われれます。町独自でも行うことができるのではないかと。そして新型コロナウイルスの影響でいろいろな事業ができなかったということ、質問要綱に書きましたけれども、じろで庄内や寿賀の集いの見直しの経緯等を伺いますと同時に、成人式ですけれども当初は8月、そして1月10日に予定されておりましたけれども、また三川町のコロナ禍の影響と思いますが、来年の8月15日頃に考えるということでもありますけれども、単純に考えますと2学年分を同時に行うのか、あるいは日を分けて行うのか、そして18歳成人ということもありますけれども、18歳も対象にして行うのか、この来年度の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） じろで庄内の実施状況に関するご質問でございました。今年度の実施につきましては新型コロナウイルス感染症がかなりの拡大をしておったということがございまして、実行委員会の方で判断をいたしまして、当初は中止ということでしたが、規模を縮小して開催をしたというところでございます。本町におきましても発着、スタートゴールが本町であるということがございますし、大会の委員長が阿部町長であるということもございまして、できる限りの協力体制をとって進めてまいりたいということですが、現在の時点で来年度の開催方向について実行委員会の方からは特に方向性についての現在はないというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 寿賀の集いにつきましては令和2年度については新型コ

コロナウイルスの感染予防の観点から中止というふうにしたところでございます。来年度の寿賀の集いの開催につきましては、新型コロナウイルスということでの影響ではなく、これまでの寿賀の集いの開催については様々な会議等の中でご意見をいただき、寿賀の集いの開催のあり方について検討してきたという経過がございます。それを踏まえまして令和3年度についてはこの新型コロナウイルスとは関係なく開催の方を行わないという形で現在考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 三川町の成人式の関係でのご質問がありました。ご質問のとおり当初8月15日の部分を、年明け1月10日に変更するという事で計画を変更したわけですが、庄内での感染状況を踏まえ、さらに再延期するという方針を決めたところがあります。現時点では来年の8月15日に予定しております。ご質問にもあったように、次の下の年代の方々の成人式の予定というふうになるわけでありまして、同日、ただし時間をずらしてできないかということも現在検討しているところでございます。なお、18歳成人の制度施行後につきましては20歳を祝う会というような形で名称を変更しながら実施をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町長の令和2年の施政方針にも寿賀の集いの見直しを検討する文言がありまして、その結果見直しになったと私も理解いたします。続きまして、来年度スポーツ関係になりますけれどもこれは教育関係もあろうと思っておりますけれども、今この場で質問したいと思います。先程同僚議員からもありましたけれども、来年度のかわまちづくりで来月発行の広報委員の取材で、運動している方の取材をいたしましたら、パークゴルフをしている人が、早くかわまちづくりで整備をしてほしいということで待ち焦がれております。やはりこれは国の補助、助成があって初めて整備されている事業ですけれども、今後町、おそらく国の新型コロナウイルス予算等で余裕等なく、今までも国の補助が遅れてきたという関係で事業が進まないできた経過があります。来年度、国の状況は情報として入っているのか、来年の計画等に影響を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 志田議員に申し上げますが、質問の内容について細部にわたった質問事項になっていません。ですから当局も答弁に非常に苦慮しますので、事前に通告の段階で一項目一項目きちんと載せてもらおうと、そういう答弁の準備をされていると思いますが、ここに総合的に、トータル的にどんどん様々なことを出されても、それは通告されているものとは認められません。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今指摘のとおり当初細かい部分も考えての通告ということを考えていましたけれども、先程の予防接種等は文書でできませんでしたので、口頭で再質問を行いますというような形はとっております。それで今のパークゴルフ場は、その期間、いろいろな取材を重ねて町民から意見が出たものですから、今質問した状況であります。

続いて、教育関係ですけれども、令和2年度の教育委員会行政方針の中でもいろいろあり

ましたけれども、そのとき東京オリンピック・パラリンピックの開催で機運が盛り上がっているのに、スポーツ教室等を行いたいということでありましたけれども、これが延期。令和3年度もその方針で行くのか、あるいは危ぶまれてもおりますけれども、町としてこのような令和2年のような考えで3年度も臨むのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 令和2年度につきましては、東京オリンピックの年だということと年度当初施政方針、教育委員会行政方針を取りまとめたところではありますが、ご承知のとおりコロナ禍で東京オリンピックも延期になったという状況です。

来年度の東京オリンピック関連、特に庄内での聖火リレー等が当初予定されており、それらを契機にスポーツ振興を盛り上げていきたいというような考えを持ってはいたわけですが、聖火リレー自体、まだどのような形で行われるのか当町には情報が入っておりませんので、そういった状況も鑑みながら来年度の事業計画を立てていきたいと思っておりますが、東京オリンピックとは別にやはりスポーツ振興については、スポーツ愛好者を中心に健康増進など豊かな人生を育むためのきっかけづくりというふうになっておりますので、コロナ禍の影響、感染予防対策を行いながらスポーツ振興には引き続き取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 学校教育であります、先程答弁にあったとおり感染の次第では休校もあり得る、その場合はリモート等で授業をしていきたいと、あと令和2年の教育、授業時間は確保して行っているということでありましたけれども、私自身は学校教育というものは団体生活も学ぶのが学校教育と思っておりますので、その辺の考えをもう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 先程の教育長答弁にもありましたように、やむを得ず休校措置をとられた際にはやはり子どもたちの学びの保証という観点から、何とか学習を進めていかなければならない、その一つ的手段としてこれまで行われてきたペーパーでの宿題、課題を与えること、また先程の町で遠隔学習の状況が整いつつありますので、それらを使った学習というものも選択肢に入ってくるわけであります。当然、学校で子どもたちが集いながら学習することによって、集団生活において多くの経験を積みながら人間性の形成ということが図られるわけでありますので、教育委員会としても団体生活の重要性は認識しつつもできない状況ということで、やむを得ない対策としてオンライン授業などを考えているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今年度の学校の行事等では保護者の参加も控えて、人数制限等を行って声援は拍手をするということで行って来ました。来年度もしこの新型コロナウイルスが継続するならばやはり保護者の制限、正直私が実際に見に行くと家族の方が遠目、遠く道路の外の方からも応援している姿がありました。やはり親だけでなく、孫の活躍も見たいというのが本音のようでした。新型コロナウイルス対策でこれが最善の方策で令和3年度も

行う方針なのか伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校行事についても、先程の学校生活、集団での学校生活と同様非常に意義のあるものであるとは認識しております。しかしながらこのコロナ禍の中での大規模な行事の実行についてはやはり子どもたちの生命、安全を守るという観点から三密は避けなければならないということは大前提だと思っております。そういった中でできる限りの措置ということで人数制限をしながらなるべく行っていきたいという対処方法については来年度以降も変わらないということで考えております。なお、行事を行うことについて今年度の行事実施についても各学校でそれぞれ工夫しながら学年を分けての実施ですとか、日時をずらしての実施ですとか、そういった工夫をしておりますので、そういったことは来年度以降も行っていくものと考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 令和3年度の方針を伺っているわけではありますが、やはりその事業展開には予算が伴うものであります。例えば例にあげれば令和2年の当初予算で衛生費の廃棄物処理は5,716万5,000円でありましたけれども、この定例議会において補正予算で10億7,186万4,000円ということが決議されました。やはり一般住民にとってこの事業展開する場合、どうしても予算が必要となるのは当然であります。こういう状況下で町はいろいろな基金をとりくずして対応するという考えですけれども、来年度の方針としてこれまでの事業の縮小とかそういうものは考えているのか、あくまで従来どおり住民の幸福のための事業展開をする考えなのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先の補正予算の質疑の中でも同様な趣旨のご質問があったかと思っておりますけれども、大きな大規模事業を実施するにあたりましては本町においては今回の補正予算で上程したような起債あるいは基金等で対応して、なるべく一時的な一般財源を抑制して、今後の財政運営に支障がないような形での補正予算を組んだところでございます。それから後年度、当然大規模事業に伴う起債の償還がございますので、その償還につきましてもできるだけ基金等を活用することによりまして、基金残高も抑制しながら今後も財政運営を行ってまいります。したがって、中期財政計画でお示ししましたけれども、基本的には社会保障費等のそういった扶助費関係についても一定の伸びを見込んでおりますし、そういったものについてはなるべく影響が出ないような形で今後とも行財政運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今総務課長から答弁あったとおり三川町の住民が三川町に住んで良かったと思えるまちづくり、そういうものを町民優先の事業展開を行うべきということで、それを提言といたしまして私の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、散会とします。

（午後 4時23分）

令和2年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年12月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	佐藤真子 書記	渡部貴裕 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 12月11日（金） 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 1名

日程第 2 議第68号 三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の設定について

日程第 3 議第69号 三川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定
について

日程第 4 議第70号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員）

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 次期総合計画による今後のまちづくりについて | 1. まちづくりの主役は町民一人ひとりであり、協働のまちづくりを推進するという基本理念に基づいた町民参画に関する具体的計画を伺う。

2. 土地利用については「要望に素早く、的確に対応できる体制を構築する」とあるが、赤川2期農業水利事業完了により令和4年度から8年間農地転用が規制されるとのことであり、当該規制への対策と今後の町全体に係る宅地造成や企業誘致など開発全般に関する所見を伺う。

3. 住環境整備の一端を担う「桜木地区住環境整備事業」の当該計画における位置付けと事業推進に関する課題、並びに町営住宅北田団地に関する課題について、それぞれの今後の対策に関する具体的計画を伺う。

4. 行財政改革の組織体制や事業の見直しについて「町民ニーズに対応できる組織体制の見直しを推進する」「事業の統廃合に努める」とあるが、それぞれに関する具体的対応策を伺う。 |
| 2. 高齢者の外出支援策について | 1. 次期総合計画「高齢者福祉」の外出支援策について「デマンドタクシーの利用しやすい環境を整備するほか、移動にかかる「助け合い」について、地域の中で検討します」とあるが、その考え方や具体策を伺う。 |

令和2年第6回三川町定例会において通告に従い一般質問いたします。

まず初めに、次期総合計画による今後のまちづくりについてであります。まちづくりの主役は町民一人ひとりであり、協働のまちづくりを推進するという基本理念に基づいた町民参画に関する具体的計画を伺います。

次に、土地利用については「要望に素早く、的確に対応できる体制を構築する」とありま

すが、赤川2期農業水利事業完了により令和4年度から8年間もの間農地転用が規制される
とのことであり、当該規制への対策と今後の町全体に係る宅地造成や企業誘致など開発全般
に関する所見を伺います。

三つ目として、住環境整備の一端を担う「桜木地区住環境整備事業」の当該計画における
位置付けと事業推進に関する課題、並びに町営住宅北田団地に関する課題について、それぞ
れの今後の対策に関する具体的計画を伺います。

行財政改革の組織体制や事業の見直しについて「町民ニーズに対応できる組織体制の見直
しを推進する」、また「事業の統廃合に努める」とありますが、それぞれに関する具体的対
応策を伺います。

次に高齢者の外出支援策についてであります。次期総合計画「高齢者福祉」の外出支援
策について「デマンドタクシーの利用しやすい環境を整備するほか、移動にかかる「助け合
い」について、地域の中で検討します」とありますので、その考え方や具体策を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の次期総合計画による今後のまちづくりについて、1点目の基本理念に基づく
町民参画に関するご質問であります。町民が地域における課題を認識し、その課題を解決
する場面に、主体的、自主的に参加することが、「協働」を進める土台になるものと認識し
ております。さらに、町と、町民や町民組織などのさまざまな主体は、それぞれ単独では解
決できない地域の課題について、協力し合い、補完し合いながら、良きパートナーとして、
地域の活性化や課題解決という共通の目的のために取り組んでいく姿が「協働」と捉え
ております。

このことから、具体的な計画としてではなく、町として、そうした協働による取り組みが
浸透、進展するよう、町民等の活動を支援するとともに、地域の課題を自らの課題として認
識するための情報提供を行いながら、町が実施する各種事業等に参加する機会の提供や気運
の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の土地利用に関するご質問であります。本町の土地利用に関する基本方針
は、町の総合計画、及び国土利用計画に掲げているところであり町の均衡ある発展を図るた
め、限られた資源である町土の有効、かつ効率的な利用とともに、適正で秩序ある土地利用
の推進を基本としながら、地域の特性や社会情勢を踏まえ、総合的な土地利用施策を展開し
ているところであります。

ご質問にありましたとおり、赤川2期農業水利事業の完了に伴い、その対象となる区域に
ついては、今後8年間にわたって農振除外が規制されます。そのような中において、桜木地
区における宅地造成につきましては、農振区域外であることから、支障なく整備に取り組み
るものと見込んでおります。また、企業誘致に供するみかわ産業団地の用地造成につきまし
ても、現在、策定作業を進めております農村地域への産業の導入等に関する実施計画をもつ
て農振除外や農地転用の手続が行えるものと認識いたしております。

今後の住宅用地や産業業務用地などの土地利用を進めるにあたっては、これまでも、適正な土地利用の誘導を図ってきたところであり、土地利用需要の動向を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、3点目の桜木地区住環境整備事業と北田団地に関するご質問ですが、まず、桜木地区の住環境の整備につきましては、本町の移住・定住人口の増加に加え、少子化を抑制するために非常に有効な施策であることから、次期総合計画においては、子育て世代などのニーズに対応した取り組みを行っていくとこととしており、本町の最重要課題の一つであると考えております。

しかしながら、同地区の開発にあたっては、議会からもご提案いただきました調整池に頼らない排水対策が課題となっており、昨年度に実施した雨水対策の調査結果を踏まえ、その手法について、現在検討を進めているところでもあります。

また、町営住宅北田団地の課題等についてはありますが、第4次三川町総合計画では、町営住宅の管理について、「長期的な視点に立った効率的、かつ効果的な管理を行うとともに、計画的な改善により、住宅機能の向上」を図るものとしております。

ご質問の北田団地につきましては、建築後37年が経過し、経年劣化による大規模修繕、あるいは改築等が大きな課題となっているところでもあります。

しかしながら、大規模修繕等については、多額の事業費が予想されることから、本町においては、大規模修繕のほか、民間所有の建物の借上や民間アパートの家賃補助の方法等について、検討しているところでもあります。

次に、4点目の行財政改革の組織体制や事業の見直しに関するご質問ですが、次期総合計画においては、まちづくりの主要課題の一つとして、特に人口減少対策を掲げており、そのためには、子育てしやすいまちづくりを一層推進していく必要があることから、子育て支援サービスの充実と効率化を目指した組織体制のあり方を軸として、今後、見直しを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

また、事業の統廃合に関しましては、引き続き PDCA サイクルの考え方を基本に、行政評価の結果や決算審査、定例監査等における意見を踏まえた見直しを進め、より効率的な事務事業の執行に努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の高齢者の外出支援策に関するご質問ですが、第4次三川町総合計画策定にかかる高齢者の外出支援策については、現在運行されておりますデマンドタクシーと併せ、助け合いによる新たな移動支援策を検討してまいりたいと考えているところでもあります。

デマンドタクシーについては、平成30年度から土・日運行を実施するなど利便性の向上を図りながら、利用増加につなげてきたところでもあります。しかしながら、利用される高齢者の一部の方々からは、通院における町外運行を要望される声も聴かれるところであり、今後は地域の公共交通機関との調整も含め、将来的な展望を検討していく必要があるものと認識しているところでもあります。

また、助け合いによる移動支援等のあり方については、今年度「お出かけ支援講座」を開

催するなど、その必要性と今後の実現性について考えてきたところであります。町では、それぞれの地域が主体となりながら実施される助け合いによる移動支援サービスは重要な移動手段の一つとなり得ることから、将来的には高齢者の外出支援策として、その実現性について地域の方々との検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今回の質問につきましては次期総合計画に関する内容、全般にわたる質問であります。まずは現在の状態を招きました過去を振り返りつつ未来への準備について確認していきたいと思っておりますので、答弁方よろしくお願いいたします。

それでは初めに、確認なんですが、まずは1の2、土地利用に関する質問についての確認でありますけれども、昨年10月15日付けの広報で農地転用の相談についてという記事が掲載されておりましたが、当時の対応状況についての説明をお願いしたいと思います。

併せて先程ご答弁にもありましたけれども、いわゆる農産促進法、農村地域への産業の導入促進等に関する法律で今現在事業化を進めているというようなご説明をいただいたところであります。昨日の同僚議員の質問への答弁をお聞きしましたところ、農産促進法による事業の計画については今年の春から事業計画の検討に着手したということで聞いておりましたので、その辺が間違いないか確認したいことと、それから併せて農産促進法では先程ありました産業団地についての造成は計画できるということでありましたけれども、それでは住宅用地、桜木地区については農振除外なっているわけですから、これは何ら問題ないというのは誰しも分かる話なのですが、農振地域から除外されていない区域においての純粋な住宅用地の造成は厳しいのではないかというふうに聞いておりましたので、その辺について確認のため答弁をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の質問の中で第1点目の質問でございますが、昨年11月の広報で皆さまにお知らせをいたしましたとおり、現在進行しております赤川第2期工事、こちらの完成の時期を昨年の段階では令和元年末に予定をしておりました。その工事の完了から8年間ということで、皆さんにお知らせをしてそれ以前に農地転用等の計画がある場合にはご相談いただきたいということで広報掲載をしたところでございますが、工事の完成が1年間延期になったということがございましたので、現在は本年12月までに皆さまから農地転用のご要望を頂戴して、それをもとに審査をしまして、農業振興区域の変更につきましては県の同意を得ることになってございますので、本町で経過をまとめて県の方と協議をしながら農用地区域の変更について進めていくという手はずになってございます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 農産法に基づきます工業用地等の造成・拡張につきましては議員のご質問のとおり先にも答弁させていただきましたが、本年度に計画策定の予算を計上し、今年度から取り組んだものでございます。

もう1点、住宅用地への転用というご質問でありましたが、議員ご指摘のとおり新たなと

いいですか、改正後の農振エリアが告示されますと住宅用地への転用は基本的には厳しいものということで認識しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） そこで副町長にお伺いしますけれども、今産業振興課長から答弁ありましたとおり、昨年10月15日の広報、令和元年度という話がありましたが、当時の広報では赤川2期農業水利事業が令和2年度に完成するということから、翌年の令和3年度より8年間で転用できなくなるというその申請の受け付けをしますという内容だったわけです。

今回聞くところでは工事現場を担当しておった建設会社の不具合が生じてたまたま1年間工事が延期になったということで、恥ずかしながら私どもも今年12月1日のお知らせ版を再び拝見して、令和2年度完成予定が令和3年度に延期される。令和4年度から8年間農地転用ができなくなりますよということで少し慌てたところが否めない話なのですが、にも関わらず今答弁にありましたように、農産促進法に関しての事業計画の検討を今年度から始めた、つまり昨年度の秋頃にはこの事態に陥るということが分かっていたいながらなぜ今年度になって初めて動いたのかということ、その辺の内部の協議について副町長の立場でご説明いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ただいまのご質問、農振除外と農産促進法の計画策定に関するご質問でございますが、農産促進法の計画につきましては、今回の赤川2期に関する農振除外の農地転用の規制、こういったこととは関係なく進められる計画ということから、当初の計画どおり進めてきたものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今当初の計画どおり進めてきたという最後の答弁がありましたのですが、当初の計画どおりであれば年明けの4月以降、この計画を策定しようにも規制がかかる話ですから、間に合わなかった話なんです、それでも当初の計画どおりと言い切れるのでしょうか、もう一度説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 農振法と農産法の関係性についてであります、いわゆる土地改良事業等の完了後、8年間の農振除外につきましてはいわゆる面的整備、線的整備というものがございまして、農業用の用排水路等にかかるものは線的整備といわれるものであります。この場合、いわゆる8年間というものの規制は面的整備の方にかかるということで、この度の赤川2期については線的な整備ということになり、この時期がずれてもきちんとした計画として農産法による変更計画が策定、県の同意を得られましたらその開発等はできるものと認識しているものであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） そうしますと場合によっては令和3年度中に農産法の計画が具体化ならなかったとしても、計画検討中ですということで4年以降にも延期ができると考えてよろしいのでしょうか。念の為確認したいと思います。

- 議 長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。
- 説明員（高橋誠一企画調整課長） そのように認識しているところであります。
- 議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。
- 7 番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。

そこで次に気になりますのが農産促進法においては産業関係の宅地造成は十分可能ということでは先程の答弁で十分以前から理解しておったところですが、問題は純粋な宅地造成、住宅地の造成が厳しくなるということについては先程答弁にもありましたこの国土利用計画図、横山小学校周辺から今回マスコミで報道になっています三川病院にかけてはきれいな色塗りがなされています。これは実際には農振区域と重複しているという話で、なおかつ都市計画ラインとのずれが生じているという、非常に町の将来にわたる土地開発、土地利用構想からしますと非常に矛盾だらけの状態になっている。これを解決するにはやはり今の農振法に対抗できる制度としますと都市計画法しかないんです。図面は出せませんが、国土利用計画法という上位法があって、その規制法たる形の中に都市計画法、それから農振法、また自然環境保護法というようなものが出てくる話なんです、そうしますと残された令和3年度の1年間で何とか都市計画マスタープランを作成してこの齟齬が生じている契機について指定した形で位置付けしないと対抗できないのではないかと感じますが、その点について町長もしくは副町長から考え方について答弁をお願いしたいと思います。

- 議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） 本町の土地利用については今までもいろいろと国土利用計画をもとに将来的なマスタープランを作成してきたわけであり、この中においては先程答弁申し上げたとおり、町内の均衡ある、ある面においては開発というようなことでの発展を望んだというようなことで鋭意大規模な商業集積あるいは産業団地、住宅団地等の整備を進めてきたわけであり、この中においてはやはり法をしっかりと、その開発等においてはクリアしながら進めてきたというようなことで、本町においてはある面においてはオーダーメイド型の開発というようなことで進めてきたところであります。

鈴木議員が言われるように都市計画のマスタープランがあれば、そのような開発というものに関するいろいろな支援、手続、これは理解するところであります。しかしながら町の均衡あるといった部分については都市計画マスタープランというのはある程度の範囲を限定するというようなことで、そこに集中した機能を持たせるというような取り組みが必要だというようなことから、その都市計画マスタープランを全国でも取り入れた自治体があるわけがございます。しかしながら特に首都圏の近郊の町村においてはそのような状況の中においても都市計画マスタープランは作成しない方が有利であるというような自治体もあるのは事実であります。これらのことから本町ではこれから農産法、あるいは住宅地開発というような部分においてはやはり法の枠を超えるということができないというようなことは承知しているところであります。それに基づいた開発を視野に入れていかなければならないと、このように思っているところであります。

特にこれからは農地の移動という部分については単なる地権者が協力するということだ

けではなく、耕作者の理解も得なければならないということから、今議会でもいろいろと議論がされている、人・農地プラン、この部分についても今後の国の農政サイドでの新たな開発等における農地の転用、農振除外という部分がやはり農政の視点でも国の方から改革をしていただかないと今後の取り組みというのは非常に課題の多いというのが、今の本町の現状であります。とりわけ平坦地における非常に農業委員会等ではやはり農地を守るというような立場での今までの保全、あるいは代々から受け継いできた農地をこれからも継続して耕作あるいは管理をしていくということからすると本町の今のおかれている立場からするとまた違った課題にも取り組んでいく必要があるのではないかというふうに理解をしているところでもあります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） ご答弁いただいてありがとうございます。ただ、今ご答弁いただいた内容については非常に疑問を感じるところが多々あったところなんです、大変失礼ながらこれまでオーダーメイド型の開発を進めてきたその実態についても私も経験上よく理解をしております、特に横山小学校の地理的には北部というところになりましょか、道路を挟んでの宅地造成、それに引き続いて横山小学校体育館のすぐ後ろ側の宅地造成についてその都度農振法を除外しつつ、農地転用の5条申請によって宅地造成をしてきたと、この辺が山形県農業会議においては非常に響感を買って、三川町はこれ以上は農振除外は許しませんよ、農地転用は許可しませんよというような陰口まで叩かれるような状態を招いたという経緯がございます。

これはなぜそういうふうな状況になったかと言いますと、先程も少し触れましたが、国土交通省で出しております国土の土地利用に関する法律の体系があります。国土利用計画法がまさにこの計画図を策定するという全国どこでも作っている話ですが、三川町も国土利用計画を作成した、これを実際に実施する場合の規制法として先程説明しましたとおり、都市計画法と農業振興地域整備に関する法律という、これが一番大きなものでして、この他に森林法とか自然公園法とかいろいろ規制法が入っているわけですが、先程来話をしております農村地域における企業農業の促進法に関する話というのは、いわゆる農振法の二つ目の、カバーするための法律であって、規制法ではないのです。農振法が余りにも厳しすぎるのでその農振法の中でも開発はある程度できますよというための補足するための法律であって、基本的には農水省の法律ですから当然厳しい中身になるという、一般住宅はだめですよというふうになるのは当然のことで、対抗できるのは都市計画法しかないという。

これについては都市計画法が悪法のような話もありましたのですが、計画的な国土利用を進めるためには都市計画法が必要だ、その中での開発区域を明確に、このような図面のような形でいろいろなルールをきちんとしましよ、区域を指定しましよ、場合によっては、状況の変化によっては当初住宅占用地域だったものが、商業地域に転用になる場合もあるでしょうし、商業地域として指定したものが住宅占用地域に変わるということは十分ありえる話で、全く計画もなしでは先程来話をしております農振法に対しての対抗ができないということからしますと、先程は横山小学校周辺の話をしましたけれども、大きな猪子の区域につ

きましても商業地区の向かい側、道路向かい側、町内会までの間の水田部分について、大きなカーブになっている道路脇になりますが、その地域も色塗りはされているものの改めて農振区域の図面を見ますと農振区域では黄色に染まっている。これも、あの地域ですら宅地造成がこれから8年間、実質次期総合計画期間中、何ら宅地造成の事業ができないということになると、この計画の中に謳っておりましたが、先程来町長からの答弁にもありますとおり、子育て支援策としての優良宅地の提供も図りたいというようなことと、かなり矛盾が生じるというようなこととなりますが、その辺についてはどのように整理されますのか、なぜこの質問に長い時間をかけるのかといいますと、わずか1年ですが、あと1年あるということからすると、何とか都市計画マスタープランを令和3年度中に形付けられないものか、先程の答弁にもありましたとおり、申請協議中のものについては延期が可能というような話もありましたので、その辺と一緒に都市計画マスタープランの完全な色塗りは必要なしで、あくまでも都市計画区域の中の市街区区域についての線引きだけでも農振法で対抗できると法律でなっていますから、その辺の調整を進めていただけないかということで、少し長くなりましたが、結論としては都市計画マスタープランの策定について令和3年度中に取りかかれないものかどうか、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） マスタープランにつきましては担当課長より答弁をさせますが、鈴木議員の言われる今までの町の開発等においては当時イオン周辺の大規模開発、これはあくまでもその国の制度上における民間開発ということで進めてきているわけでありまして。とりわけ大規模商業集積の猪子横山線を挟んだ猪子集落に近いあの地域においても宮前地区の開発も同時に行おうという計画がございました。そのときになぜできなかったというのはやはり地権者の同意が得られなかったということが一番の理由であります。

一方、横山小学校の北西側というあの開発についてもやはり民間開発というようなことで、行政がその開発にあたっての、いかなれば県の許可、開発行為の許可を得た形での開発ということからすれば何ら、例えば都市計画における規制を仮にそういうことをするという事になった場合においてはやはりいろいろな活動を制約するというようなことにもなりかねないというような当時の状況だったわけでありまして。現状からいたしましてもやはり少子化対策の中における各地域のバランスということに関しましては、ある程度民間開発のあの住宅造成が少子化対策、あるいは定住というようなことにも繋がってきたということでもあります。そうした部分において確かに鈴木議員の言われることもその手法としては理解できるわけでありまして、その手法もいろいろな角度から、あるいは制度的な部分での何を本町においては採用していくかというときには、やはりその時期における判断というものがあったということはお聞きをいただきたいと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 都市計画マスタープランについてのご質問であります。現時点におきましては様々な課題について整理していく必要があるかと思っております。また、ご質問の中に市街区区域のみでもというような質問があったわけですがけれども、当然都市計

画マスタープランを策定していく段階では用途地域の設定というようなことも課題になるわけでありまして、市街化区域が設定になれば市街化調整区域の設定も必要になるわけでありまして。市街化区域と用途区域の設定という部分においては相当な期間がかかるというようなこともあるわけですので、令和3年度中の形付けというのはかなり難しい問題ではないのかなというような認識ではおります。

また、町長よりご答弁いただいたところでありますけれども、町の全体の考え方からすれば均衡ある発展という部分の考え方もあるわけですので、まずはこの都市計画マスタープランの策定についての課題整理をするという部分は必要かと感じております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 敢えて短期間に国に対しての、逆に言うと農水省に対しての対抗要件として市街化区域という言葉を出させてもらいましたが、これは農振法の第6条第3項に明文化されておりますけれども、農振地域の指定については市街化区域と定められた区域は指定できませんよということが明文されているんです。当然市街化区域の中には先程説明があった用途区域というものをまた詳しく設定しなければならないのですけれども、せめて市街化区域のラインを令和3年度中に引いています。用途区域の指定については後年度に具体的に指定していきますというような方法で何とかストップをかけられないかということで提案したのですが、再度十分ご検討いただきたいと思っております。

併せて、どうも法の解釈の違いというような話になるのか分かりませんが、幸いなことに私行政書士としての業務についても携わっております。先程町長の答弁にもありましたが、民間開発によってこれまで均衡ある町による土地利用が図られてきた。これは確かに否定はしませんが、それは今の規制がかかる前の状態で割と柔軟な農振除外が先程紹介しました県の農業会議で認められてきたからこそできた話で、都市計画で市街化区域を指定しない限りは民間業者と言えども手が出せないということになるのが今回の、令和4年度以降8年間の規制ということを十分認識した上で、検討いただきたいと思っております。

これに1時間かけることにもなりませんので、次の質問に移らせていただきますが、次は桜木地区の住環境整備についてでありますけれども、去る9月議会においても同僚議員がこの問題について質問した経緯がございました。その時点でも土地改良区との正式な協議がなされていない、先日も私行政書士の仕事の都合で土地改良区にお邪魔することがありましたので、改めて確認したのですが、未だに正式な協議がなされていないということでありまして、遅々としてこの桜木地区住環境整備事業が進んでいないように見受けられました。先程の町長答弁でも少し説明がありましたが、議会から調整池については問題があるのではないかなというような指摘なゆえに、昨年度その排水対策について調査をしたということでありましたのですが、過去においては平成29年の11月の基本設計公表前の7月の時点で民間の不動産業者から公民協働宅地開発事業趣旨案ということで行政に逆提案されるほど積極的な不動産業者がいらっしゃるわけですが、今回はあまりそういった動きはないようですけれども、何とか民間活力というような答弁が何度も出てきたわけですが、しかるべき不動産業者から積極的な働きかけを進めるという方策がないものか当時の状況も含めて答弁をお願い

したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 申し訳ございませんが、平成29年度の状況についてはお答えできませんが、現在その開発手法等について民間の住宅会社等からはいつ造成がスタートするのかというご照会等はいただいておりますが、開発そのものに対する提案、またそういった事業展開の申し入れ等についてはございません。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今企画調整課長からの答弁でしたけれども、当時の経過が分かりやすいのは町長もしくは副町長かと思いますが、今まさに答弁でありましたとおり、造成がいつ始まるのかという民間不動産業者の話は当然なんです、私が確認したいのは開発行為までも含めて民間の不動産業者から以前と同じような形で積極的な働きかけが受けられないものか、あるいは逆にこちらの方からしかるべき不動産業者に働きかけをして、早急な開発事業を展開できないものかどうかということについての見解を求めましたので、しかるべき答弁をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 桜木地区の住環境整備につきましては今までもいろいろな経緯があり、雨水の排水というようなことの対策では時間を要したわけであります。当初の計画においては現状の桜木地区の水田、言うなれば排水というようなことからすれば、東3号の幹線水路の下を通した二丁排水に誘導するというような経路になっているわけであります。

今回の住環境整備においては子育て交流施設テオトルが西側に対しての排水を行うというようなことから、排水経路の変更を行い、東側の排水量を極力減少させるというような形で開発を進めてきました。ただその中における当初の開発区ということからすれば、町が土地開発公社に委託をして開発、造成を進めるという手法と、民間開発ということも併せて検討してきたところであります。

しかしながら、当時は消費税が8%から10%に引き上げられ、オリンピック特需の建設資材の高騰というようなことから、よほど早い判断がなければ民間はその開発はできませんよというようなことから、今回のようなきちんとしたこの開発手法を決めるためにもやはり流域の排水能力を向上させるとか、調整池に頼らないその開発というものが議会からも提言を受け、その開発手法をどうするかというようなことで検討しているわけでありますが、現状からするとなかなか民間も先程担当課長からはそういうオファーもあるわけでありますが、非常にこの開発においてはやはり進めるということは町としても当初の計画どおり行いたいと思っているわけでありますけれども、そのクリアしなければならない条件というものを一つひとつ先程の排水対策の関係団体との協議等も今後検討、予定されておりますので、十分その面においては進める方向でまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 地元の地権者の方々も非常に棚上げ状態にされて不満をお感じになっていると思いますし、当然役場の職員の皆さんも多忙であるということは十分認識して

おります。であるならば先程来提案しておりますとおり、民間不動産会社による開発という部分では一昨日の補正予算でも議論になりました鶴岡市のごみ焼却処分場、いわゆる DBO 方式です。民間からのデザイン、それからビルド、オペレーション、これをいち早く進める方が行政負担も軽減されてより迅速な対応、しかも目に見える形で進むものではないかということをご提言させていただきたいと思います。

時間が本当に限られた中で恐縮ですが、次の質問ということでは今触れましたとおり行財政改革をしなければ町の業務がどんどん増えていく、これは目に見えて感じている話ですが、昨日の一般質問における答弁につきましては農地転用の許可制度について県からの権限移譲を受ける方向であるという答弁をいただきましたが、これについても農地転用を許可しているものかどうかということについては非常に慎重な検討がなされるわけです。農地法に基づいてですので、まさに私も今その厳しさを経験しているところなんです、問題は現場を担当する職員が何せ悲しいかな人事異動で数年ごとに異動になるということでありまして、知識を蓄えた段階で異動というようなことになるとなかなか適正な農地法の適用がなされないということもあるわけですが、そういった面では県の職員とかあるいは鶴岡市、酒田市でその業務に携わってきたベテランの方々を専門員としてお招きするというような方法もあろうかと思いますが、そういったことについての対応についてはいかがなものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回の例としてはそういった農地転用の許可申請業務にあたりまして、町で仮に権限移譲で業務を引き受けた場合のそういった専門性の職員の部分でありますけれども、この農地転用許可の部分について言えば、現在庄内総合支庁あるいは県の方で、面積要件でそれぞれ審査するわけがございますけれども、県においても一般行政職の職員が対応してきているものでありまして、その職員が業務遂行の中で専門的知識を身につけて業務対応をしてきたものでございますので、本町においても当然そういった参考書なりあるいは人事異動が仮にあったとしてもその前任者等からその部分を聞きながら、あるいはすでに移譲を受けております他自治体からそういった部分を照会するなどして十分一般職、行政職員で対応できる業務であると私どもは判断しております。仮に農地転用許可の業務が1年間通じて行われる業務であればそういった専門職員等の配置ということも考えられるわけでありまして、全体の町の業務の中でそれが占める割合というのは年間そんなに多くはないということでありまして、まずは基本的には他の自治体でも行っておりますように、一般行政職員で対応できる業務についてはやはり従来どおり、他の分野でも同じでありますけれども、そういった体制の中で業務が対応可能と判断しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ぜひ善処をお願いしたいと思います。

それで、もう一つについてはこれも昨日の同僚議員からの質問で提案された話ですが、地域商社という考え方が提言されたわけですが、なかなかいい方式だなというようなことを踏まえていろいろと観光協会とかふるさと応援寄附金といった業務がまだ町の役場の中であるわけですが、こういったものを地域商社に代わるものとして株式会社みかわ振興公社

へ業務委託するというにすれば若干低迷気味のいろり火の里の利活用の促進も図られるのではないかとというようなことで、有効な手段と考えられますが、副町長としてはいかがなものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ただいまの質問につきましては総務課長よりご答弁申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 町の職員体制というところでのご質問でありますので、その部分につきまして申し上げますけれども、地域商社というものも我々もあまり耳にすることのない表現でありますけれども、みかわ振興公社については指定管理者制度の中でそういった町の公共施設の指定管理を行っているわけがございますけれども、実は定款上は非常に幅広く業務ができるような定款になってございまして、例えば旅行業だとか観光業も含めた定款で、もしそういった地域全体のことを振興する、そういった意味での名前もみかわ振興公社に、やはり定款を定めたときにそういった狙いもあったのかなと感じているところであります。

ご質問にありましたそういった今のふるさと応援寄附金制度、今直接雇用で職員が、いわゆる臨時的任用職員で行っておりますし、あと観光協会についても役場に籍をおいて職員とともに行っているところでございます。ただこれはこれで経過があつてこうなってきたものもございまして、過去には観光協会を別の庁舎、かつては商工会の事務所において商工会とともにといったような時代もありましたけれども、そういった経過を踏まえて現在はやはり町とすぐに情報を共有してすぐに即決できるといったような中で現在の体制になっているものと思っておりますので、まず形は形でありますけれども、やはり本町として小さい自治体でそういった対応が可能なのかどうかについてはやはりもう少し検討を重ねて行く必要があるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 各質問の締めが前向きな対応をお願いしますというようなことになるのですが、こういったことについて本当に内部においていいものかどうかということについて、また町直轄で事業展開するということが果たして効果的なのかどうかと、その一つの中にはみかわ幼稚園・保育園という施設もあるわけですし、総合的な行財政改革に関する検討をお願いしたいところであります。

時間が本当に少なくなりましたので、職員管理というような観点での対応についての質問としましては今まさに三川町内で新型コロナウイルスが発生してしまったというような状態にありまして、一般質問を通告する時点においてはまだ三川町内でも感染症の発生はなかったわけですが、いつ役場職員内部に感染症が発生するとも限らない状態になっておりますので、その辺については業務継続計画、それからインフルエンザ対策の行動計画というものがあるわけですので、要は簡単に言えば休んだ職員を内部の職員でフォローして業務に停滞がないようにするというような形になっているわけですが、これが円滑に回っているう

ちはいいのですが、長期の休みに入りますと当然戦力がダウンする、問題はこの戦力がダウンしたときの対応ということになるわけですので、ある程度先程も少し触れましたが役場職員OBなり県職員、市役所職員といった知り合いの方々をある程度リストアップした形でバックアップしていただけるような体制の構築も必要ではなかろうかということもご提言申し上げたいと思います。

次に進ませていただきますが、残り時間からすると答弁なしで、もし時間があれば答弁いただければと思いますが、地域の交通対策については非常に難しい問題というようなことで、具体的な方策は問いませんが、一番最初の質問事項に上げておりましたまちづくりの主役は町民一人ひとりであると、そのための町民参画についてということについての話なのですが、先程来町長からの答弁にもありました、開発行為をするにしても住民の方から土地の提供、地権者の同意が得られないというような話とか、また提案させていただいた都市計画マスタープランについても地域住民との意思疎通を図らなければ計画はならない話でして、そういった観点からしても町民の皆さんに対してこれまでの情報提供はしてきたということで、町民の皆さんからその問題を確認していただきながら一緒になって対策するというところからすれば、かつて役場職員の皆さんから分散して対応いただいた町内会担当職員制度というような類のものをもう一度復活して、今三川町が抱えている問題を積極的に情報提供して町民の皆さんから考えていただきながらいろいろなアンサーを求めていくというような手法が今こそ必要なのではなかろうかと思うところですが、その考え方についていかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今お話ありました町内会担当職員制度につきましては過去に導入した経過がございます。その導入した経過につきましては、全町内会に自主防災組織を立ち上げましょうといった共通の目的があって立ち上げたものでございました。このような共通課題、目標に対しまして一斉に、かつ迅速に取り組む手法としては非常に有効な方策ではないかと考えておりますが、その後制度を継続した経過はあるんですが、実際に町内会によって取り組みに温度差があったのも事実でございました。その課題によっては非常に専門性を有しまして、担当課以外の職員では対応が困難な事案も多くあったところでございます。現在は三川町コミュニティ活動支援員派遣事業ということで、町内会の要請、課題によって職員の派遣を行っております、今後も職員派遣制度を活用することによってそれぞれのそういった町内会等の課題については解決のために支援を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第68号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第68号「三川町議会議員及び三川町

長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員選挙、及び町長選挙の選挙費用を公費負担の対象とするため、本条例を制定いたしたく提案いたすものであります。

その概要は、改正後の公職選挙法の趣旨にのっとり、それぞれ上限額を設けながら、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成に係る選挙費用の公費負担に関して規定を設けるとともに、施行日以後に告示される選挙から適用いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから採決します。

議第68号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第68号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（小林茂吉議員） 日程第3、議第69号「三川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第69号「三川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、政令で定める基準を参酌して、条例で定めることにより、その一部を免責することができることとされたことから、本町における町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責についての基準を定めるため、本条例を制定いたしたく提案いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） この条例の設定に関します根拠については提案理由にあるように、地方自治法第243条の2第1項の規定が改正されたということではありますが、この規定の地方自治法の改正については確か平成30年度の改正というふうに認識しておりまして、この条文の複数の地方自治法の改正、また関連法の改正ということで縷々あった中でこの部分についての施行日については令和2年の4月1日から施行できますということで、国の方では改正したことから、いろいろと検索しますと他の市町村では昨年度末、12月とか3月の議会でこの条例を設定して、即令和2年4月1日から施行するというような迅速な対応を図っていた。遅れている市町村であっても6月とか9月議会にはこの条例がすでに制定になっていたという状況の中で、三川町がなぜ12月までずれ込んだのかというその考え方が一つと、それから、この条例の附則にあります、施行日が交付の日からとなっておりますが、法律どおり職員とか各特別職の皆さんの不利益を救済するというようなことでもあるわけですので、原則どおり令和2年4月1日に遡及しての施行というものができないものかどうかというように確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 法律の施行日が令和2年4月1日より今回上程するのが12月議会となりました経緯につきましては、本町におきましては他の自治体のやはり動向等も勘案する必要があるのではないかとということで、特に本町で危惧したのが参酌基準といわれておりますそれぞれの責任度合いに応じた免責額の部分でございます。他の全国の事例を見ますと、この政府政令によらない参酌基準を用いている自治体もありました。今回6月議会において県がこの条例を可決したところでございますけれども、その6月の県議会の内容を見ますと、やはりこの政令どおりの参酌基準を用いたということでありまして、本町におきましてもやはりその動向を勘案して今回12月に県と同様の形での条例制定を図っているものでございます。

それから交付の日からという部分につきましてはこの法律の施行の際の自治法の改正の附則の方にこの条例の日以降の損害賠償請求事件から適用するとありますので、遡及にはなじまないものと我々は判断したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 法律の大原則として不利益不遡及はあるわけですが、これについては利益に値するものとして、遡及が可能かなと感じての質問だったのですが、なぜ国でその交付日以降ということに限定したのかということでもし分かればご説明いただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） その法律の趣旨についてはこの条文を紹介いたしますと条例の交付以後の行為に基づく損害賠償責任について適用するとなっておりますので、不利益不遡及の原則にあたるかどうかというものについては判断が分かれるものではございますけれども、本町においては現在においてこういった事例はございませんので、今回の条例制定についても特に支障はないものと判断しております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは私の方から少し細かい質問になってしまいますけれども、条文の中で善意かつ重大な過失がないときというある意味あいまいな基準が設けられておりまして、善意と重大というところはどこで判断するのかというところをお聞きできればと思いますし、それぞれに定める数を乗じて得た額を控除するということで控除した額を免れさせるということでもありますので、ある程度の免責に蓋をかけるといいますか、青天井ではない状況にするということでの条例改正ですので、免れた場合、その免れた残りの金額といいますか、そちらの支払いを今度どこで支払うようになるのか、例えば行政側が改めて民事裁判を起こすというような形になればこの条例自体が意味をなさない条例になってくるのではないかというふうに思います。

また、例えば発覚した時点ですでに辞職していた場合、この職員であったりここに書かれている方たちがすでに辞職している場合はどの段階において遡及してこの条例が有効になるのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 条例によります善意でかつ重大な過失がない場合の定義でございますけれども、一般的には普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すとされておりまして、ただこれについてもこういった文言だけでは判断ができません。それで具体的にはいわゆる裁判を起こされた場合は原告側、この場合は住民になるわけでございますけれども、この住民訴訟の裁判の経過によって明らかにされるとされておりまして、その裁判の中で原告となる住民が故意または過失があるというこの説明責任を負うとされているところでございます。

それから、免責上限を設けた、免責以外の支払いの部分でございますけれども、この法律によらず、この条例がなくても町がこういった損害賠償の責任を負う可能性があるわけで、そのために本町においては、全国町村会が運営しております総合賠償補償保険に加入しているところでございます。総合賠償補償保険につきましては町村等が行う幅広い自治体業務について補償の対象としているところでございます。それぞれ身体補償とか財物補償とか、これもまたいろいろと区分がございますけれども、そういった総合賠償補償保険の対象となればこの補償の保険によってそういった補てん、支払いに対応していくものと理解しているところでございます。

それから、すでに辞職したような場合でございますけれども、これについても要は裁判、被告となる方が施行日以降の事件になるわけでございますけれども、裁判、原告側が被告を誰にするかで判断していくこととなりますので、退職後であってもその方に原告側が裁判を起こすといったことになればその事件のあった日が条例以降であればこの条例が適用されて、過去に、将来にわたってもこの条例はその当時にさかのぼった今の区分によって免責条項が生かされるものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今の説明を整理しますと、辞職した後でもいわゆるこの条例にのっとして、この適用が受けられるということによろしいでしょうか、その確認と、条文に載っています善意でかつ重大な過失があったときに訴訟問題にまでなるのかという単純な疑問も生じてくるところでありますけれども、そうした事案が発生した場合、議会に対する議決、どのような形で出てくるのか、その辺を説明いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 初めに質問のあった辞職された方の取り扱いについては今ご質問があったような内容で、辞職後であっても被告となり得た場合はこのような適用になるものと私どもは理解しておりますし、それから議会との関係でございますけれども、この地方自治法の条文の方に速やかに次に掲げる事項を当該普通地方公共団体に報告することとなっておりまして、その当該事項と申しますのが町等が賠償の責任を負う額、それから一部免責条例に基づき控除した額、それから賠償の責任を免れた額ということで町側の方で議会の方に公表することと地方自治法で規定されているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 2回目の質問で恐縮ですが、今の同僚議員からの質問に対する答弁の中で少し誤解を招くような説明があったかと思ひまして、確認させていただきたいと思ひますけれども、今回の条例についても退職職員が訴えられた場合という質問があった中で、退職後であってもこの条例が施行された日以降についてはこの条例を適用するという話で、その際の説明で退職職員本人が被告というような場合の裁判でもこれが適用になるというような説明があったかと思ひますが、地方公務員が被告になるということはよほどのことがないかぎり発生しないというふうに認識しておりまして、あくまでも業務の遂行上原告に対して損害を与えた場合は町が被告になってこの条例が適用になると、ですから、あくまでもこの条例が適用になるのは退職者個人というのは絶対にあり得ないわけで、町が原告に対して損害賠償をするという場合、それに従事した者としての特別職なり職員の町に対して損害賠償を行う部分が減額になりますという条例のはずですので、そこ誤解のないようお願いしたいと思ひての質問であります。再度確認したいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 基本的には被告となり得るのは長の者がなり得る場合があるということですが、ただこの法律ではその委任を受けた者についても適用を受けるとされておりますので、町長が許可権限と言いますか、そういった委任を受けた職員についてはやはりこの条文の適用を受けるとされておりますので、実際にそういった他の自治体の例でもございますので、そういった長に限るものではないということで理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第69号「三川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第69号「三川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第70号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第70号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴う国民健康保険税の減額について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に対応するための規程の整備であります。

なお、本件につきましては、去る11月25日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第70号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第70号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和2年第6回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前11時12分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和2年12月11日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番